

令和7年第2回知名町議会定例会

第1日

令和7年6月17日

令和7年第2回知名町議会定例会議事日程
令和7年6月17日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 報告第2号から報告第6号
- 日程第6 一般質問
 - ①田尻 博樹議員
 - ②西 文男議員
 - ③窪田 仁議員
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田尻博樹 議員	2番	長山美香 議員
3番	原崎幸雄 議員	5番	西吉信 議員
6番	高風勝一郎 議員	7番	福川勝久 議員
8番	窪田仁 議員	9番	根釜昭一郎 議員
10番	西文男 議員	11番	福井源乃介 議員
12番	川畑光男 議員	13番	外山利章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田孝一	議会事務局長	元榮聡子	議会事務局主事
------	--------	------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名氏

氏名	職名	氏名	職名
今井力夫	町長	赤地邦男	副町長
田中幸太郎	教育長	成美保昭	総務課長
西富士雄	総務課長補佐	永野道也	企画振興課長
岡越豊	農林課長	田邊栄	農業委員会事務局長
英敬一	建設課長	下田浩治	耕地課長
中山昌昭	会計管理者兼会計課長	井上修吉	税務課長
元榮吉治	町民課長	中村里佐子	保健福祉課長
久永裕一	上下水道課長	原田孝二	子育て支援課長
池沢由美子	教育委員会事務局長	上原美穂香	教育委員会事務局参事
東里樹	学校給食センター所長	切通健雄	教育委員会事務局指導主事

△開 会 午前 10 時 00 分

○外山利章議長

議場内の皆様、ご起立ください。

ただいまから令和7年第2回知名町議会6月定例会を開会します。

一同、礼。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○外山利章議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により西 吉信議員及び高風勝一郎議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○外山利章議長

日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月17日から6月20日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月20日までの4日間に決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○外山利章議長

日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してありますが、若干申し上げます。

まず、3月には町内の各小中学校で卒業式、4月には入学式が執り行われました。未来への希望を抱いた子供たちの姿は、地域の誇りであると同時に、私たちの責任の重さを再認識させるものでありました。

一方、年々少なくなる児童生徒数には、少子化の影響が深刻に現れており、学校の持続可能性をいかに担保していくかは、町全体の将来像に関わる重要な課題であります。こうした現状を受け、今年度、小中学校の今後の在り方について意見を求めるための準備委員会の設置が予定されており、将来を見据えた教育環境づくりに向けた議論が始まろうとしています。議会としても、子供たちにとって最善の環境が整えられるよう、執行部と連携しながら建設的な提案と議論を進めてまいりたいと考えております。

続いて、5月12日に第66回奄美群島市町村議会議員大会及び議員研修会が伊仙町で開催されました。本大会は、奄美群島内の各自治体の議員が一堂に会し、それぞれの地域課題を共有するとともに、今後の広域的な連携の在り方を考える貴重な機会であり、大会では、郡内5地区及び議長会から提出された議題が報告・審議され、全ての議題が了承されました。

議員研修会では、沖縄総合事務局の星明彦氏を講師に迎え、「奄美群島の挑戦」をテーマに、地域資源を生かした新しい価値の創出についてご講演いただきました。観光を核とした地域振興には、住民自らが地域の価値を再認識し、訪れる人にその魅力を伝えることが重要であるとの示唆を受けました。

併せて行われた徳之島町のふるさと納税の視察では、単なる返礼品競争に頼らず、島への共感を生む戦略や地域資源の活用、若手職員の関与など先進的な工夫を学ぶことができました。

本大会を通じて議員同士のつながりも一層深まり、奄美群島全体で課題解決に取り組む意識を高めるよい機会となりました。今後もこのネットワークを生かし、連携を図りながら議会活動を進めてまいります。

最後に、5月29日に全国町村議長会特別表彰団体としての議会活動調査の一環として、大正大学の江藤俊昭教授が来町されました。調査に併せて、「議員定数と報酬を考える視点と課題」と題したご講演をいただきました。江藤教授からは、定数や報酬の議論を議会力の向上に資する条件整備として捉えるべきとのご指摘を受け、政策提言の根拠明示や提言後の検証体制、決算・監査との連動、議案審議の充実、住民参加の手法など、多岐にわたる具体的なアドバイスを頂戴いたしました。これらはまさに議会が住民自治の根幹としての役割を果たすための実践的知見であり、知名町議会にとって今後の改革の方向性を示す重要な指針となるものであります。

今後、こうした提言を参考に、知名町議会として政策サイクルの強化と議会改革の深化に努めてまいります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○外山利章議長

日程第4、行政報告を行います。まず、今井力夫町長の報告を求めます。

○今井力夫町長

改めまして、議場内の皆様、そしてインターネット等をご覧の皆様、おはようございます。

平素から本町の行政の発展につきましては、皆様方から多大なご理解、ご協力を賜りまして、現在進めることができていることに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

行政報告を行う前に、この約2か月間の国内外の動き、それがどう我々町民生活の中に影響を与えているかということも考えながら、少しお話をさせていただきます。

2025年度、令和7年度がスタートしまして、はや2か月が経過しております。6月5日の新聞紙上で非常に注目を集めた記事が、2024年の出生者数が68万6,061人という報道がありました。1899年統計を取って以来、70万人を出生者数が割り込んでおります。これは国が想定した数値よりも非常に速いペースで動いていると、約15年も国の想定よりは早い減少を示しているということに驚きを持っております。

合計特殊出生率、これは全国では1.15でございます。鹿児島県が1.38、東京都は0.98であります。本町が1.76ということで、国が目指している数値には達しておりますけれども、ただ本町においても前回調査は2.28ほどありましたので、そういう意味では本町における出生者数の減少というのも、やはり大きな課題の一つに捉えられるのではないかなと考えております。

人口減少に危機感を持つ自治体は、様々な対策を打ち出しておりますけれども、各自治体単独での対策には限界があります。政府の少子化対策により、仕事と家庭の両立支援で一定の効果は出ておりますが、一方、経済的な理由を背景に結婚、出産から遠ざかる若者も多く、状況打開の糸口がまだつかめていないのが現状ではないでしょうか。

また、この少子化と同時にもう一つ考えられ心配されるのが、団塊の世代と言われる皆様が75歳以上となり、超高齢化社会が本格化し様々な社会問題が顕在化すると予想されております。国会においては消費税の減税や廃止論が出ておりますが、消費税の使途については、皆さんご承知のとおり社会保障制度の財源としてつくられたものでございます。少子高齢化が進む中で、年金、医療、介護、そして少子化対策など今後も多くの財源が必要になると思われております。また、地方自治体の財源としても活用され、国民生活を支える重要な役割を持っております。そのような役割を持つ消費税の減税など、代替りの財源の当てもなく進めていくというのは非常に無責任な話ではないかと私自身は思っております。

また、世界的にも政治、経済状況が不安定となり、特に米国の新政権誕生が大きな影響を与える可能性はますます大きくなっております。国際的な原材料価格の上昇や円安、そしてコロナ禍からの回復による需要の増加など、複合的な要因によって物価高騰が引き起こされております。特にロシアのウクライナ侵攻によりエネルギー価格の高騰や、世界的なサプライチェーンの混乱による日本の物価は、海外よりも安いと思われていたのに、この半年近くはG7諸国の中で最も円安を受けやすい、そのことで上昇しているというのが現状でございます。

このような中においても、住民税非課税世帯を対象としました政府の物価高騰対策を実施していただき、物価高騰の影響を受けた低所得者への支援をするため、令和6年度、住民税非課税世帯を対象に給付金が支給されたり、また、電気、ガス、ガソリンの価格補助により家計の支出を軽減する措置が今講じられておりますが、しかしながら、依然として物価高による国民生活には大きな負担となっております。

そのような中で、この2か月余りの私の休会中の行政報告をさせていただきますが、詳しくはお手元の資料をご覧くださいと思います。

3月13日、沖永良部はテッポウユリの産地として非常に全国に名前が知れ渡っておりますが、そのユリ生産者組合とユリ商社との商談会がございました。令和6年度の出荷販売実績につきまして、和泊町が3,123箱、金額にしますと3,013万円ほどです。知名町が2,505箱で2,390万円ほどでございます。昨年度より箱数は2.4%増え、金額といたしましては約0.7%増となっております。

令和7年度のユリ球根の取引価格について協議をいたしまして、生産者からは、消費者物価指数が6.2%上昇しているというので、ユリ価格についても消費者物価指数を基準にして値上げをしていくべきであるという提案がされ、業者からは、6.2%と一どきにアップするのは大き過ぎるのではないかという話合いになりま

したけれども、お互いの現状等意見を出し合い、ユリの球根の価格も5%アップなので、そのように消費者物価指数というのを導入していくべきではないかということで、最後、話が落ち着きました。したがって、今回は最低でも6.2%アップで取引を進めるということになりました。

3月24日、地域公共交通活性化協議会が開催され、沖永良部バス企業団が運営します路線バス状況は、空港線や知名・国頭線は若干の増減はあるもののほぼ一定の利用者がおります。その他の永嶺線や後蘭線、ガジマル線は減少傾向にある。そこで、知名空港線を残し両町内で循環路線を設定して、双方の循環線を内城もしくは観光協会前で合流する案と、空港線を維持したままで残りは全てデマンドにすべきではないかというような意見も出まして、検討しております。

また、キャッシュレス化決済の導入の可否についても今後検討していくということに話となり、今後どのような実証運行をしたほうがより利便性が高まるかということにつきましては、名古屋大学の中村教授に現在の利用者状況の分析をしていただいた結果、空港線を残し、ほかはデマンドにしたほうが、利用者の利便性が高まっていくのではないかという報告があり、協議会では、今後、この案について国の補助金申請を行っていくということで、この日は話し合いをまとめることができました。

4月1日、公私連携知名町認定こども園きらきらの開所式がございました。これまで知名町は、知名町行財政改革大綱に基づき様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってまいりました。保育行政においては、公立の保育園を3園、幼稚園5園について一元化を行い、統廃合を進め、平成29年度からは二つのこども園で運営を行う方向に変わってきました。

しかしながら、進行します少子高齢化、人口減少、町民ニーズなどの多様化など、本町を取り巻く様々な課題に的確に対応し、子や孫が誇れる知名町を実現するために、新たな視点を取り入れた仕組みの構築が必要となってきました。このような背景から、本町における公立認定こども園の在り方については、令和4年度から広く意見や提言をいただきながら、民間活力を導入した保育導入を検討してまいりました。

このたび認定こども園きらきらを、県内初となる公私連携幼保連携型認定こども園きらきらとして新たなスタートを切りました。運営組織は民間に変わっても園児たちが安全に勉強したり遊んだりすることができるように、町はしっかりとサポートをしてまいります。

4月11日金曜日、マルエーグループ知名港寄港現状についての説明が、町長室

でありました。奄美海運の執行役員の皆さんと森運送の社長が来庁し、社員不足と体調不良、売上げの減少による経営悪化などにより業務を撤退したいという旨を伺いました。奄美海運側からも、船員の働き方改革により減便や知名町への寄港が難しいという話をいただき、森運送につきましても、状況を理解したという旨をお伝えしました。その後、町内のほかの運送業者ともこの件について相談を行い、知名港における業務を引き継ぐことはできないかという打診を続けております。

本業における収益だけでは費用を賄うことができていない状況にあるということが分かります。多額の補助金投入が計上されており、これがなければ当期純利益の赤字幅はさらに大きくなっていくと考えられます。人口減少や労働者不足などの社会構造変化に伴い、離島における物流をどのように再構築、もしくは維持していくかというのは、本町における大きな社会問題の一つになるのではないかと考えております。

5月1日に地域おこし協力隊の着任式があり、ICT活用能力の向上を目指して、教職員の授業の補助やお年寄りへのスマホ活用促進に活用できる人材として、地域おこし協力隊として福屋浩幸氏を任命しております。詳しくは教育長の話であると思っております。

5月12日、第2回目の地域公共活性化協議会を行いまして、令和4年度に令和5年度から5年間を対象に、公共交通のマスタープランの策定が行われてまいりました。島内地域住民の移動手段の確保や利便性の向上、観光振興、カーボンニュートラルといった視点で見直しを図っていくものであります。計画内容といたしましては、運行路線の見直しや運行時間、運行間隔の見直しなどではありますが、人件費の高騰や時間外勤務、上限規制など、令和7年度以降に見直しを進めてまいります。

路線再編につきましては、空港線、知名国上線については利用者が若干の増減がありますが、ほかの路線につきましては非常に減少傾向である。そこで、作業部会等で3つのパターンを検討してまいりましたが、空港線や知名国上線のみを存続させ、ほかの路線はデマンドを中心とした公共ライドシェアの導入ということも考えながら進めていくという話合いになりました。そのために、今年10月ぐらいをめどにして、デマンド交通、公共ライドシェア等の導入の実証を始めていくということに話がまとめ上がっております。

5月22日、県交通政策課、奄美海運との協議を行い、それから鹿児島県の水道協会の総会に出席してまいりました。

まず、奄美海運との話合いにつきましては、知名港への寄港につきましては、4月11日町長室において、森運送の撤退などについて、荷役料や乗船客の減、経

営者の健康状態や職員不足などから撤退したいという意向は確認しておりました。荷役業者不在では知名港への寄港が困難であるということは理解しました。ただし、マルエー代理店が新たに決まれば再開できるよう要請をして、理解を得ることができました。奄美市で開催されます市町村会においても、奄美海運の経営状況をしっかりと説明し、他の市町村長の理解も得ることは必要ではないかということで要請をしております。

午後から、鹿児島県の水道協会の通常総会に出席をしまして、令和6年度の事業報告や収支決算報告、令和7年度の事業計画、収支予算案、また役員改選では、伊仙町長に代わり天城町長が新しい理事に就任するということが決定されました。

総会後に、水道事業におけるDXの導入につきまして、中央大学の山村教授の講演がございました。内容は、今日の上下水道インフラの現状と課題に対して、専門職員が不足しているや、全般的な人材不足の時代は、自治体の業務ノウハウの見える化によって、優れた業務の水平展開やAIや人工衛星などのDX技術の活用促進によって、漏水箇所探索などの効率化が必要になるということ、また、インフラの効率的な維持管理・更新は、速やかな災害復旧に資する施設管理情報の整備・管理の標準化が大切であるということ。そのための成功事例と失敗事例などを例を挙げてご教授していただきました。

本町の水道事業におきましても、少ない職員で漏水対策を行ったり高度低減化に取り組んでいるのが現状でございますので、今後、先進的な取組を行っております自治体の先進事例などを視察しながら、本町の水道事業の持続的発展に取り組んでいかなければならないものだと痛感したところでございました。

5月26日、奄美市におきまして各種会議がございまして、このとき奄美市と尼崎市、これはAMAフレンドシップという開始記念セレモニーがございました。これは尼崎市内の中学生が奄美群島を訪問し、自然や文化体験や地元の方々、また中学生と交流をしながら多様な視点や価値観で考える態度・能力を育成するということを目的にするという事業でございます。本年度からスタートするということでございますが、本年度は龍郷町と大和村を尼崎市内の子供たちが訪問をするということになります。次年度以降は、ほかの市町村を順次割り当てていくということになります。

また、8月2日には、尼崎市において奄美群島の物産展を開催していこうということで、12市町村の参加を呼びかけられました。ただ本町におきましては、この日は本町の夏祭り等もありますので、本年度の参加については少し検討する必要があるかなと考えております。

市町村長会議におきましては、奄美成長戦略ビジョンの総合評価の検証を行ったり、南カリフォルニア奄美会設立50周年記念事業があるということで、12月に開催されるということで、奄美群島の市町村の出席要請がございました。これについては今後検討していくことにしております。

鹿児島大学の共同キャンパスという事業は、鹿児島大学の共同キャンパスを奄美大島本島の中に設置をし、医学部生や教育学部生、社会教育分野の学生を1年間奄美市に滞在させながら、地域未来創出人材育成を目指す取組を鹿児島大学が構想として持っているという報告がございました。

それから、先ほどの喜界知名航路につきましては、奄美海運さんから会社の経営状況説明や各自治体からの今後の運行についての意見、質問が出され、その中でも知名港への寄港休止につきましては、新たな荷役業者が確保できた際には再開するというような要請をしたところでございます。

地域行政懇談会におきましては、大島支庁が行っております事業説明でございますけれども、令和7年度地域振興推進において新規事業が8つあります。これは主なものが、奄美群島へのバイヤー招聘事業や、オープンデータの活用啓発事業や、大島つむぎの促進販売プロモーション、それから登記関係人口対策事業、農産物の販路拡大事業、それからバレイショの病虫害抵抗性の品種導入に向けての事業を行っていくというような8事業が、今回新たに新規事業としてスタートすることになります。

また、古くなっておりました大島支庁の庁舎の再整備につきましては、今後、関係者と住民等の意見調整を行いながら次年度に取りまとめを行い、設計・施工を令和12年度に完成を目指して行っていくということになりました。報告がございました。

次に、5月29日、奄美群島農業農村整備事業の中央要請活動に参加してまいりました。まず、国土交通省の黒田局長に対しましては、奄美群島NN協議会の令和8年度予算の確保を依頼してまいりました。その後、農村整備関連の参議院や衆議院議員に要請活動を行い、農林水産省の石川整備部長、そして前島農村整備振興局長をはじめ、関係各課に令和8年度の取組事項を説明し、予算の確保の依頼をしてまいりました。

最後に、森山自民党幹事長を訪問し、これまでの農村整備事業の概要とその成果について、数値を基にして具体的にご説明を申し上げ、ご理解を得て、対外的にもこれまでの成果を発信するようにご指導いただき、夕方からは政策提案説明ということで、予算要求を農水省各課長のデスクを回りながら依頼をしてきたところでご

ございます。

また、出張中に本町農林課長から、ウリ果菜類につきまして被害を与えるセグロウリミバエのオスの成虫が与論町と知名町において誘殺が確認されたという報告を受け、その対策を講じているという報告を受けました。蔓延防止につきまして、関係機関と連携して取組を指示したところでございました。

6月2日、知名町の芭蕉布の継承に地域おこし協力隊の行田実可氏を任命しております。行田氏は国上出身でございますが、ほとんど東京で生活をしておりましたが、昨年ふるさとに里帰りをした際に芭蕉布工房を訪れ、芭蕉布に興味を持ち工房で技術指導を受けていた。行田氏は企画振興課に所属しながら、沖永良部芭蕉布工房において長谷川千代子氏から芭蕉布の技術を習得しながら、積極的な情報発信業務や販路拡大に向けて取り組む業務をすることになります。

6月5日、農業改良普及総会や園芸振興会の総会がございまして、与論町に行ってまいりました。

園芸振興会総会におきましては、令和6年度の事業報告並びに収支予算決算報告がございました。ジャガイモやサトイモ、サヤインゲン、ニンニク、いずれにおいても病虫害や天候不良による安定生産、高齢化による農家減少による生産向上に支障を来している現状報告があり、また食生活の変化に伴う業務需要の高まり、安心安全な農作物の供給要求などによる販売環境に変化が生じているということ、ジャガイモにつきましては、シストセンチュウ抵抗品種への生産転換をする時期に来ているというような報告がございました。

2番目に、農業改良普及事業につきましては、事業報告並びに収支予算決算等の説明があり、令和7年度の事業計画や予算説明書がございました。農業を取り巻く環境は、コストの上昇や台風及び集中豪雨などの自然災害の影響を多大に受けている。このような状況においても、鹿児島県の食と農の県民条例に基づく基本方針を踏まえ、地域農業や農村の課題と対象の重点化や高度化に向けて取り組んでいる。新規就農者の支援やニューファーマー講座を行い、また現地就農トレーナー、農業者交流会、担い手育成事業などを推進していくということ、あわせて女性の農業進出促進も図り、その成果も少しずつ現れているという報告がございました。

あと、翌日に与論町の農家において、新しい果物栽培やサトイモの植付け前の圃場整備にIターン者の法人による取組を見学しましたけれども、機械化や農産物病原菌への対応など、非常に先進的な取組が行われているものだと説明を受けながら感心したところでございました。

6月8日、サトウキビ祭りが10年ぶりに開催されましたけれども、令和6・

7年期的サトウキビ生産量が平成元年以来の10万トン超えを達成しております。このことはサトウキビ生産者やハーベスタ組合、開発組合、南栄糖業株式会社、それから関係機関などのこれまでの取組の成果であるということ。今期の10万トン超えと、島の基幹産業の一つでありますサトウキビの今後ますますの増量と、関係者の皆様が一丸となって取り組んでいくということを祈念いたしまして、関係者一同で祝賀会も開催したところでございました。

6月10日、上平川老人クラブ寿会がシニア活動顕彰を受けたということで報告に来ていただきました。2025年ニッセイ財団の生き生きシニア活動顕彰が5月27日鹿児島県庁において開催され、上平川老人クラブ寿会が受賞しました。この顕彰は、地域において高齢者が主体となって行う地域貢献活動として、環境美化や地域の清掃、環境保護活動に対するこれまでの取組は、地域活動の輪を広げて地域の活性化と地域のつながりを醸成する活動を行っている団体に対して顕彰する取組であります。今年度は県内で5つの老人クラブが表彰されたということでございます。

このような地域における自主活動が、まちの重要施策「いつまでも住み続けたい住環境の整備」、「持続していくためのコミュニティーの創出・育成」に大いにに関わり、他のコミュニティーにも参考になるものだと考え、今後も上平川老人クラブの活動を注視してまいりたいなと思っております。

以上で、閉会中の私の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○外山利章議長

これで、今井町長の行政報告を終わりました。

次に、田中幸太郎教育長の報告を求めます。

○田中幸太郎教育長

それでは、閉会中の教育行政について、主なものを抜粋して報告させていただきます。

3月12日、町内の2つの中学校において卒業式が行われました。知名中学校28名、田皆中学校17名の卒業生は、厳粛な雰囲気の中、りりしい姿で式に臨んでいました。卒業生の所作や歌声等がすばらしく多くの感動を共有することができました。

3月18日、大会議室において第2回町史編さん委員会を開催し、これまでの事業経過の報告、専門部会委員名簿の確認、各部会の協議経過・予定報告等を行いました。また、印刷形式につきましても共通理解を図りました。今後とも、スケジュ

ールに即して編さん業務を計画的に進めてまいりたいと思います。

3月20日、あしびの郷・ちなにおいて、第2回沖永良部ジョイントコンサートが行われました。当日は、小学生から一般までの吹奏楽、金管バンドの愛好者がそれぞれ特色ある演奏を披露し、聴衆から温かい拍手を受けていました。子供たちの生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるためにも、音楽の新たな歴史として次年度以降も継続してほしいと思います。

3月24日、穏やかな春の陽気に包まれ各小学校で卒業式が行われました。どの学校でも卒業生は晴れやかな姿で式に臨み、学校長から卒業証書をしっかり受け取るとともに、お別れの言葉や合唱を堂々と発表していました。5校で計58名の卒業生には、中学校でも夢と希望を持って勉学や運動に励んでほしいと思いました。

3月26日、あしびの郷・ちなにおいて、アグトラスト基金活用事業選定委員会を開きました。当日は各申請団体の事業内容を審査要領に基づき審査し、結果を町長に答申しました。今後とも、適切な事務の執行に努めてまいりたいと思います。

3月28日、大会議室において、住吉貝塚保存活用計画策定委員会を開きました。委員の人数を6名以内とすること等の設置要領の改定や過年度の会議内容の把握を行った後、保存活用計画書刊行に向けた事業計画等について協議しました。今後、スケジュール感を持って業務を推進してまいりたいと思います。

4月1日、教育長室において、昨年度新規採用教員として配置された教諭2名を対象に正式採用決定通知を行い、望む教師像として、「学び続ける教師」、「子供とともにある教師」、「誠を尽くす教師」の3点について指導しました。その後、新任教頭として着任した教頭3名を対象に辞令交付を行い、教頭職の本質、職員との信頼関係の構築、地域連携の重要性について指導しました。午後からは、大会議室において役場職員の辞令交付式が行われ、教育委員会事務局でも関係者に辞令を交付しました。

4月3日、委員会室において、第1回町校長研修会を行い服務規律の厳正確保、グランドデザインの理解浸透について指導するとともに、知名町教育振興基本計画の骨子について説明しました。その後、学校に勤務する町会計年度任用職員を一堂に集めて業務説明会を行い、児童生徒の困り感を理解すること、校長の経営方針を理解すること、学校は組織体という意識を持つこと等について指導しました。

4月7日、好天に恵まれ、午前は小学校、午後は中学校でそれぞれ入学式が行われました。小学校には全44名の児童、中学校には全58名の生徒が入学し、在校生や保護者、来賓に温かく迎えられていました。新入生には一日も早く学校生活に慣れ、明るく楽しく充実した日々を送ってほしいと思いました。

4月11日、あしびの郷・ちなにおいて、転入教職員宣誓式及び教育行政説明会を行いました。本町に転入または採用された先生方には、これまでのキャリアを生き、児童生徒のために力を尽くすとともに、地域との連携も深めてほしいと思いました。

4月14日、大会議室において、会計検査院による会計実地検査が行われました。当日は会計検査院から調査官1名が来庁され、本庁保健体育科2名の立会いの下、中学校部活動の地域移行に係る業務について検査をしていただきました。今後とも、適正な事務の執行に努めてまいりたいと思います。

4月18日、県行政庁舎におきまして県教育行政連絡会が行われ、本年度の教育行政について本庁各課より説明がなされました。その後、同会場で第1回人事異動連絡会が行われ、人事異動の状況について、総務福利課及び教職員課より説明がなされました。

4月20日、あしびの郷・ちなにおいて、公民館講座開講式を行いました。本年度は全18講座に199名の皆様が受講されることになりました。開会の挨拶では「西海賛歌」の歌詞を引用し、美しい心について話をさせていただきました。受講生には、主体的に学んで自らを高めるとともに、お互いの絆も深め、充実した1年にしていきたいと思います。

4月25日、龍郷町のりゅうがく館及びりゅうゆう館において、第1回地区教育長会議及び第1回地区校長研修会が行われ、大島教育事務所から本年度の重点施策等の説明がなされました。今後とも、地区教育推進プラン等を踏まえ、町教育行政を円滑に推進してまいりたいと思います。

5月1日、地域おこし協力隊・ICT支援員として福屋浩幸氏が着任し、町長室で辞令交付が行われました。福屋氏には、ICTに関して子供たちの活用能力や教員の指導能力の向上、町民への普及等に尽力していただきたいと思います。

その後、委員会室で第1回町教頭研修会を開催し、私のほうから、学ぶ力が伸びる条件、教頭の職務等について指導し、知名町教育振興基本計画について説明をしました。

5月2日、教育長室で各学校の校長を対象に、人事評価に係る当初面談を行いました。校長から本年度の経営目標や具体策等について説明を受けた後、本町の教育行政方針を踏まえた学校経営を推進するよう指導しました。

5月9日、鹿児島市のカクイックス交流センター内にある県民大学中央センターを訪問し、6月14日に本町で開催される県民大学講座に関して意見交換を行いました。

午後からは、鹿児島市民福祉プラザで開催された県市町村教育委員会連絡協議会定期総会に出席し、本年度の事業計画等を協議しました。

その後、県市町村教育長会定期総会に出席し、現下の教育課題等について協議しました。

5月13日、この日から2日間、東京都の銀座 Blossam において開催された全国町村教育長会定期総会・研究大会に出席しました。1日目は、定期総会の後、記念講演や実践報告が行われ、2日目は、文部科学省による重点施策の説明が行われました。教育行政に関する全国の実践に触れたり、直近の教育の動向を学んだりするなど、視野を広げる絶好の機会となりました。

5月18日、スポーツ少年団のサッカー大会とバレーボール大会が、町総合グラウンドと町民体育館でそれぞれ行われました。サッカー大会では全5チームがA・Bブロックに分かれて対戦し、Aブロックの結果は、優勝FC知名、第2位みさき夕焼け、第3位下平川となり、バレーボール大会では全6チームが参加し、Aブロックの結果は、優勝知名A、第2位西目A、第3位みさき夕焼けAとなりました。両競技とも好試合が展開され、会場からは子供たちの熱気あふれるプレーに大きな声援や拍手が送られていました。

5月19日、下平川小学校において、大島教育事務所による学校訪問が行われ同行しました。飛行機の到着遅延で開始時刻が遅れましたが、学校側が時間短縮をするなど臨機応変に対応し、内容としては予定どおり進めることができました。授業参観では、どの学級も子供たちは落ち着いて学習を進めており、頼もしく感じました。今後とも、学校と行政が一体となり、学校改善や学力向上等に取り組んでまいります。

5月24日、あしびの郷・ちなにおいて、文化協会主催による五月の祭典が開催されました。このイベントには、毎年多くの町民が訪れ、本年度も温かい雰囲気の中で、三味線や島唄、日舞、琉舞など島の伝統文化を楽しんでいました。特に「えらぶ百合の花」、「安里屋ユンタ」をアレンジしたリズム感のある踊りには、ひととき大きな拍手が送られていました。

5月28日、和泊中学校グラウンドにおいて、沖永良部中体連陸上競技大会が行われ、本町の知名中学校、田皆中学校の選手も積極的に参加し、短距離や中・長距離、跳躍の各競技に精いっぱい取り組んでいました。全体で1位に輝く種目も複数見られ、平素の練習の成果が発揮された大会となりました。

5月29日、この日から3日間かけて、教育委員会による学校訪問を行いました。授業参観では、どの学校も子供たちは落ち着いた学習態度で授業を進めていました。

また、校長から学校経営方針の説明を聞いたり、相互に意見交換をしたりして、教育委員にとっても、学校の経営状況等を把握する貴重な機会となりました。

6月1日、町民体育館において、スポーツ少年団ミニバスケットボール大会が行われました。知名、下平川、西目がそれぞれ複数のチームを編成し、2ブロックに分かれて熱戦を繰り広げました。A・Bブロックともに優勝は知名チームでしたが、他のチームも懸命にパスをしたりシュートをしたりして、見応えのある大会となりました。

6月5日、役場会議室において第1回町教育支援委員会を開催し、特別支援学級への途中入級の可否を判断したり、令和8年度特別支援学級入級の検討を必要とする園児の状況について情報を共有したりしました。今後とも、関係者や関係機関と連携を深め、個々の児童生徒のニーズに応じた支援に努めてまいりたいと思います。

6月14日、あしびの郷・ちなにおいて、県民大学講座が開講されました。当日は、臨床心理士・公認心理師の佐々木浩介氏が不登校との向き合い方について講話をされ、多くの参加者は熱心に聞き入ったりメモを取ったりして学びを深めていました。佐々木氏は講演後に、「知名町が学びのまちということがよく分かりました」と話をされ、講演者、参加者ともに充実した時間であったことを感じ、とてもうれしく、また、ありがたかったです。

以上で、教育行政報告を終わります。

○外山利章議長

これで、田中教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号から報告第6号

○外山利章議長

日程第5、報告第2号から報告第6号までについて、町長から提出のありました報告第2号、令和6年度知名町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号、令和6年度知名町水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号、令和6年度知名町下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号、知名町デジタル田園都市構想総合戦略について、報告第6号、第3期知名町子ども・子育て支援事業計画については、お手元に配付のとおりです。

△日程第6 一般質問

○外山利章議長

日程第6、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。

通告1番、田尻博樹議員。

○田尻博樹議員

議場の皆さん、そして傍聴席の皆さん、そしてインターネット中継をご覧の皆さん、うがみやぶら。

通告1番、議席番号1番、田尻博樹が、次の3点について一般質問を始めます。

まず初めに、1点目、知名漁港の製氷施設について。

製氷施設は、設置から30年以上が経過し、現在は閉鎖されています。これまで一般質問でも多くの議論が行われてきましたが、今後の方針についてお伺いいたします。

次に、2点目、農業振興について。

農作業の効率化を進める中で、農業機械及び農業施設の各種補助事業について。

①令和7年度の農業機械及び農業施設の補助事業にはどのような事業があるのか、お伺いいたします。

②農業用冷蔵庫の更新や新設等の補助事業がないか、お伺いいたします。

③持続可能な農業を目指す中、スマート農業の導入が進んでいますが、スマート農業に関連する補助事業にはどのような事業があるのか、お伺いいたします。

④新規就農者支援（政策提言）で農業未来バンク事業が創設され、農地については農地流動化補助金があるが、機械の支援についても提言があったと思いますが、なぜ見送りになったのか、お伺いいたします。

大きな3番、子育て支援について。

近年、共働き世帯が増える中、仕事、家事、育児の両立について。

①子供が小さいうちは体調を崩しやすいと思われるが、病児・病後児保育事業の利用が少ないと聞いています。利用状況についてお伺いいたします。

②農業をはじめ自営業の方は、日曜、祝日等も就労している中、日曜保育、休日保育の導入を検討できないか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、順を追って田尻議員のご質問に回答します。

1番目の製氷機の問題につきまして。

平成4年に整備されました沖永良部漁業協同組合の知名漁港製氷機は、塩害や潮

の影響によりまして、度重なる修繕が行われてきましたが、27年度以降は施設の故障により稼働を停止しております。現在、本町の漁業者は和泊町の製氷施設を利用しており、氷の運搬による品質の低下、運搬コスト、運搬の手間といった課題が生じております。漁業者からは、製氷施設の新設についての要望が寄せられております。

新設には多額の費用が見込まれるため、防衛省が管轄します民生安定事業の活用を検討しております。この事業では、自衛隊の活動が住民生活に与える不利が事業採択の重要なポイントとなります。漁業におきましては、自衛隊の訓練海域で漁業を行う際に影響を受ける漁業者に対する国の漁業補償金、見舞金の対象者の有無が本事業採択の参考資料となってまいります。しかしながら、本町には現在のところその対象者がいないため、事業実施をどのように進めるか検討しているところでございます。

今後の方針といたしましては、町内の漁業者や沖永良部漁業協同組合と協議を重ねながら、必要な製氷能力や管理運営体制を決定しながら、最適な補助事業を活用しながら更新について目指してまいりたいと考えております。

農業振興につきまして。

①番、補助事業につきましては、様々な事業があるため、本町で取り組んでいる主な事業についてご紹介いたします。また、採択要件や補助率は事業ごとに異なりますので、詳細な説明については省略をさせていただきます。

さて、ご質問の本年度の主な補助事業につきましては、野菜、花卉、果樹につきましては、県標準型のパイプハウスや営農用機械の導入補助を行う奄美農業創出緊急支援事業、ハウス資材等の導入補助が対象である知名町畑地かんがい園芸産地確立事業などがあります。サトウキビでは、営農用機械の導入補助を行うさとうきび機械導入等支援事業、畜産においては、分娩カメラ等の導入費用を補助する知名町肉用牛繁殖向上対策事業、牛舎の増築費用を補助する知名町牛舎増築事業、機械導入補助を行う畜産クラスター事業など、各種の事業があります。

事業実施を検討されている農家の方につきましては、どのような機械や施設が必要なのか、まずは農林課に相談をしていただき、紹介した事業以外でも対象となる事業がないかを確認した上で、補助事業の要件などに合致する場合に事業化に取り組むこととなっております。

②番目につきまして、農業用冷蔵庫は奄美農業創出支援事業において導入は可能です。ただし、単純な更新については対象ではありません。単純更新はできませんが、処理能力や機能の向上であれば対象となる場合もございます。

一方で、新設につきましては、3戸以上の農家で組織する組合としての導入など一定の要件を満たす必要がございます。導入することが、要件を満たしたらすることが可能となっております。

③番、全国的に農業従事者の減少や高齢化、経営規模の拡大が進む中、スマート農業による省力化・効率化は非常に重要な課題であり、国や県においても、スマート農業に関する様々な事業が展開されております。

議員ご質問のスマート農業に関する補助事業につきましては、スマート農業教育の推進、開発・普及、環境整備、スマート農業機器の導入など多岐にわたっております。まずは、どのような事業を要望し必要としているのか、農林課までご相談をいただければと思っております。

なお、現況の経営面積・内容と将来目標とする経営面積・内容と導入を希望する機械の能力とは整合性を図る必要がありますので、経営規模に応じた適正な機種を選定していくこととなります。

④番、知名町農業未来バンク事業につきましては、新規就農者が抱える課題の中で農地の確保は大変難しい課題となっており、議会からの政策提言においても、新規就農者支援として、農地の確保及び機械の導入について提言がなされております。

このことにつきましては、今年度から町単独事業で、リタイア農家と新規就農者とのマッチングを図るため、農業みらいバンク事業費を予算計上してあります。本事業は、離農及び規模縮小を考えている農家の農地で、農地中間管理機構を通して新規就農者と契約が成立した際に、農地の出し手に対して10アール当たり2万円を3年間交付する事業となっております。また、地域によっては新規就農者がいない地区も存在するため、新規就農者がいない場合は、その地区の認定農業者で当該農地と隣接するなど集積が図られる場合に対象としております。

ご指摘の農業機械及び牛舎等の農業用施設につきましては、町のホームページ上に情報を公開し、新規就農者が情報収集できるよう整備を行っております。情報の公開を主にしているため、現段階では事業費の予算計上は行っていないところでございます。

3番目の子育て支援事業につきまして。

まず、①過去5年間の病児・病後児保育事業の利用人数につきましては、令和2年が11人、令和3年が16人、令和4年が16人、令和5年が11人、令和6年が5人となっております。

2番目、日曜・祝祭日の保育、いわゆる日曜保育・休日保育につきましては、農業をはじめとする自営業の方々など、日曜・祝日もお仕事をされている方のご事情

を踏まえれば、その必要性について一定の理解をしているところであります。

導入につきましては、まず、日曜に就労されている実際に保育を必要とされる方はどの程度いらっしゃるのか、そして日曜保育を希望しているのかといった把握が必要となります。その上で、想定される園児の数に応じて保育士が何名必要となるのか、それに伴う人件費等のコストがどれほど見込まれるのか、休日保育を実施する場合の保護者の負担の有無や、負担額をどう設定するかについてもしっかりと精査していく必要があります。

なお、実施に当たっては、全ての園で対応するのか、あるいは町内の特定の園など拠点施設に限定して行うのか、町全体の限られた財源の中で他の施策との優先順位を見極めながら、より効率的で実現可能性の高い運営方法を検討していく必要があると思っております。

したがいまして、いただいたご意見を踏まえ、まずは実態把握を行い、関係機関と連携を図りながら、総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○田尻博樹議員

順を追って再質問をしたいと思います。

まず初めに、知名漁協の製氷施設についてなんですけれども、なかなか今事業のほう、民生安定助成事業と私もちょうとこういう事業のほうも調べたんですけれども、なかなか難しいということなんです。まず初めに、氷の利用状況というのをちょっと調べてみました。沖永良部漁協の製氷機で、大体年間どのくらい、令和6年度実績があるのかというのをちょっと調べてみると、これ組合員だけしかちょっと調べられることができなくて、町民はちょっと実績が調べられないということで組合員だけの実績になります。

和泊町の組合員で28万9,348キロ、約290トンで、知名町が6万2,550キロと約62トンということで、和泊町の沖永良部漁協の製氷施設についても日量2トン、そして貯氷能力というのが10トンということで、今、町長もおっしゃいましたけれども、やっぱり両町で製氷機を使っているということで、組合員だけで約350トン、町民も合わせると恐らく400トンぐらいは使われているんじゃないかなと思うんです。

そこでなんですけれども、今見積りを取っていると思うんですけれども、この規模をどうするかだと思うんです。和泊町の同じような規模を造ってしまうと、実際は知名町の組合員というのは60トンしか使われていませんで、あれが400トンの機能を本町に入れても、恐らくそんなに使うことはないと思うんです。

じゃ、この60トンが町民がどのくらい使っているか分からないんですけども、規模はどのくらいの規模を想定して、これ漁業者の皆さんとも話をしてやはり規模というのは決めていかないといけないんですけども、このあたりの規模についてお伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

お答えいたします。

平成4年度に新沿岸漁業構造改善事業で導入しました知名漁協の製氷機については、この当時は製氷が5トン、貯氷が10トンでございました。その後平成14年に修繕等を行いまして、このときは台風等による知名の潮の害だったかと思いますが、そのときに修繕で製氷を5トンから3トンへ変更いたしました。その後、度重なる故障等により今現在は利用できなくなっております。

この製氷機につきましては、議会においても、また町民の方からも、更新というか、町民の利便性向上のために何とか使えるようにできないかという声はいただいておりますので、今年度事業化をしていく上で事業費を把握する必要性がありましたので、概算で見積りを取っているところでございます。

その中で、今ある施設を更新する場合と新設する場合、両方で見積りを概算で提出していただきました。その中身としては、製造能力が2.5トンで貯氷が5トンという規格、規模で製氷機の見積りをいたしたところ、これも概算の見積りになると思ってください。新設については、消費税込みで1億9,417万2,000円、既存の改修の場合に1億6,898万2,000円と、新設をした場合と更新、中身の入替えをした場合での差は2,500万円程度であったというような見積りでございました。

規格としては、私どもも規模を大きいものではなくて最低限必要なものということを考えてはおりますが、その中で2.5トン、5トンの貯氷ということで、メーカー等といろいろ相談というかしている中で、あまり規格的なもので金額に相違はないということでした。これが3トン、5トンに変わっても、規格が大きくなればそれなりの金額の変更はありますが、あまりそこは問題ではなくて、その製氷を今2.5トンということで見積りを依頼しましたけれども、それを3トンに変えても5トンに変えても事業費としてはあまり大きく変更はないだろうということをお伺いしております。

○田尻博樹議員

何か聞いたら、貯氷のほうで値段が結構変わるような話なんですけれども、今は5トンということなんですけれども、やはり5トンぐらいは必要なんですか、

やっぱりと思ってなんですけれども、そのあたり漁業者の皆さんはどのような回答をしているのか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

これにつきましては、貯氷能力についてどの規模が適当なのかというところに対して、今、漁業集落の漁業者の皆さんと意見交換といいますか、製氷機の規模、規格について、それから製氷能力について、どのぐらい日量必要なのかというところを今アンケート形式で聞いているところで、まずは知名の漁業者の必要とする能力、それからまた、和泊町の漁業者の方が知名町で氷を入れる際に最大どのぐらい必要なのかというところを加味して、決定をしていきたいと思っているので、まだ2.5トンが適当であるということではございません。

○田尻博樹議員

分かりました。

あと私もこれを調べて、今ある既存の施設の中身だけを更新するのか、新たに建物を建てたほうがいいのかということ調べて、今、課長がおっしゃったように金額も大きいんですけれども、新たに建てたほうがいいのかというふうな感じもするんです。

少し調べたら、今おっしゃったように、平成4年に新設で建てて、今、平成でいえば37年ですので約30年余りになっているんですけれども、これ調べてみると平成4年に造ってから約10年、平成14年頃から故障が起きて、27年度にもう修繕ができないということで、約10年間もうずっとああいう状態なんですけれども。沖永良部漁協のほうのを調べると、やはり平成24年に建てて約11年で大規模改修、令和5年に改修しているんですよ。これから沖永良部漁協もどういうふうになるのか分からないですけれども、今これを見ると、知名の製氷機を見ると、あと10年ぐらいではやはり更新か何かしらの改善をしなければいけない状態なんですよね。

そうなってくると、今はいいんですよ。まだあるから和泊町のほう。もちろん金額は高いんですけれども、今更新しておかないと、結局、今からあの和泊町の漁協の製氷機もやはり故障してくると、今でも不便しているのにさらに不便になる。

その更新当時、令和5年の改修工事については、組合の皆さんは与論町のほうからコンテナで氷を供給してもらったというふうな対応をしているんですけれども、やはりその間、じゃ町民はどうなのかというところなんですよね。恐らく何も手だてはないと思うんです、使えると。そういうところからでも、やはり早急に前向きに検討していかなければいけないんですけれども、今、町長からあったように、民

生安定事業、これも3割負担ということでこれが一番いい事業だという、負担率が少ない事業というふうになっているんですけども、もう結論は難しいという話も聞くんですけども、今後の見通しというのを分かる範囲でいいですので教えていただきたいんですけども。

○岡越 豊農林課長

今現在、この民生安定事業ということが、この事業を利用できないかということで検討して、今年度の本年4月に防衛局との協議の中で、かなり不利を被っている漁業者が少ないということで、知名町単独では非常に難しいのかと思うところです。

これを漁業ということでいくと、沖永良部漁協全体として、その利用をどうしていくのか、また、当該の漁業者へ開かれた港ということで利用していただくと、そういう絵というかそういう方向性を持てれば可能かとは思っておりますが、なかなか非常に要件等を照らすと難しいのかと思うところです。

今後、奄振事業とか、ほかの事業も含めヒアリングを重ねながら、なるべく町の負担が少ない事業を活用して導入ができればというふうに考えております。

○田尻博樹議員

分かりました。

あと幾つか少し質問したいんですけども、この今既存している施設なんですけれども、もう閉鎖して約10年になるということで、恐らく、皆さんもそうですけれども、町民から、あの建物はいつ潰すんだとか、どういうふういつ改修するんだとよく言われると思うんですけども、例えばコンクリートというのは耐用年数大体50年ぐらいだと言われていたんですけども、あの施設はもう三十数年になっていると思うんです。もし今回、この長期が難しいのであれば、解体も先に考えるべきじゃないかと思うんです。

今年については夏祭りも前夜祭については、白浜のほうのマリンパークのほうで行うということで、やはり観光客の目にも映ると思うんです。あそこ白浜港というのは、やはりヨットとかそういう休憩場所の中で聞くのが、使えるのかという、もうもちろん使えませんが。町民からも、やはりみっともないんじゃないかという声も厳しい意見もありますので。この解体について、今年度、来年度、もし話が前に進まないのであれば、解体というところをもう先に考えるべきじゃないかと思うんですけども、解体についてはどういうお考えなのか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

これまで解体の議論が進まなかったのは、恐らく更新、中身の入替えについて事業がないかということで検討してきたことが、これまで施設がそのままになってい

た原因かと思えます。

それにつきましても、今、法定耐用年数というところでコンクリートについては50年なんですが、この製氷施設についてはいろいろ考えがございまして、法定耐用年数が21年、31年、38年、このいずれかに当たるだろうというふうに私のほうでは捉えております。そうすると、耐用年数がもう過ぎているのではないかということも、まだこれがしっかりと確定はしておりませんが、もし過ぎているのであれば新しい新設が当然望ましいことですので、その事業を導入する時点で解体ということを進めてまいりたいと思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。町も毎年負担金もありますので、なるべく前向きに検討していただければというふうに思います。

あと最後に、もう一点なんですけれども、やはり漁業関係者の皆さん、長年にわたって不便を強いられているんですけれども、町として、何か支援策等を行っているのか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

漁業者に関しましては、今、コインで和泊漁協で購入いただいているんですが、その氷代について補助をしているというところが1点と、それからあわせて、その運搬費用とか不便をかけているということで、また氷代に対して金額を上乗せする形で、漁業者に負担を与えないような形で支援を行っているところでございます。

○田尻博樹議員

分かりました。引き続き支援のほうを要請したいと思えます。

大きな1番については終わりました、大きな2番、農業振興にいきたいと思えます。

今回、この農業機械の補助事業を一般質問で出そうと思ったのは、もう結構前から言われていたんですけれども、よく聞くのが、補助事業が何かないかいろいろ言われるんですけれども、今町長の答弁であったんですけれども、キビと畜産はあるんですよね、実際に。農業機械であるんですけれども、それ以外の機械の補助というのが、実際どういったのがあるんでしょうかというのが、これ冷蔵庫もそうだったんですけれども言われて、農林課としては、この令和6年度所管主要な補助事業というのを毎年、農家の皆さんにお配りしているんですけれども、これを見ても、なかなかサトウキビと畜産については国庫補助というものもあるんですけれども、ほかのがないということで。

例えば今、本町の生産額というのが、令和5年度実績で四十五、六億円だったと

思うんですけれども、これも生産額が割合として一番大きいのがバレイショだと思うんです。バレイショを見ても約20億円の生産額があるということで、例えばバレイショの機械の植付けであれば、トラクターであれば24馬力等あると思うんですけれども、掘り取り機であったり管理機であったり動噴であったりとなるんですけれども、このバレイショでの機械の補助事業というのはどういうのがあるのか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

今、議員がおっしゃられました農林課の所管している主要な補助事業の一覧につきましては、各座談会等で各農家の皆さんに配布をいたしておりますし、ホームページにおいても紹介をしております。

その中で、主に今、野菜等における機械導入につきましては、全くないというわけではございませんで、奄美農業創出支援事業、いわゆる奄振の事業のほうにおいて、バレイショハーベスタの導入は行っております。あわせて、令和6年度までは、産地パワーアップ事業と、これも国庫事業になりますが、この産地パワーアップ事業においても機械等の導入支援を行っております。

産地パワーアップ事業については、個人での事業導入も可能だったんですが、この産地というところの要件がございまして、個人で事業導入をしますけれども、そのくくったエリアの産地がパワーアップされる、要するに生産額が伸びる、生産量が伸びる、そういったことが要件になっておりまして、それが達成されないと次に進めないというふうになっております。これまで細かく産地のエリアを区切って、機械導入ができるように行っていました。バレイショの中心地域である芦清良字方面、あの地区においての産地のエリアが大分重複してきたというか、再申請がかなり厳しいような状況になってきているので、一旦この産地パワーアップ事業における機械導入というのは、なかなか難しい状況になってきております。そういったことで、なかなか機械を今申し込んでも取れないというのが、農家さんの声としてあるのかなと思うところです。

ですが、またこれとは別で、国庫事業におきまして、担い手認定新規就農者、認定農業者に対しましては30%の補助割合なんです。融資を受けて個人で規模拡大等いろいろポイントがございまして、そういったものに取り組む方については30%を国庫で補助していただくという事業もございまして、まずはそういった機械を、営農発展のために、経営のためにこういう機械を望んでいるということがあれば、まずは農林課に足を運んでいただいているいろいろとご相談いただければ、その中でこの事業を活用しようということで事業化について検討させていた

だけたらと思います。

○田尻博樹議員

先ほど出た産地パワーアップ事業、これ本当にすばらしくて、これを使っている令和6年度もトラクター等を入れているんですね。令和3年もトラクターを入れて、令和4年もハイクリブームを2台入れて、令和5年もトラクターもプチハーベスタ等、本当はこの産地パワーアップ事業というのがすごく有効な事業だったんですけれども、今、課長がおっしゃったように今年度は取り組まないということで。ほかの資料もちょっと調べてみたんですけれども、課長がおっしゃるようになかなか難しいという事業だったので、今後、来年度、次年度、もしできるのであればまた取り組んでいただけたらというふうに思います。

先ほど出た農業創出緊急支援事業について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今これについてはポテトハーベスタの事業だと思うんですけれども、実際、今待っている状況というふうにお伺いしているんですけれども、そのあたりの現状というのを伺いたします。

○岡越 豊農林課長

バレイショハーベスタにつきましては、製造メーカーがニプロでございます。赤土専用のバレイショハーベスタが、このメーカーが年間6台の製造規模しか持っておりませんので、いわゆるこの奄振事業に取り組みますバレイショの産地、徳之島、沖永良部において、この事業を要望する中で、その6台を各市町村で調整をいたしておりますが、この近年、知名町については、令和4年、5年、6年とそれからまた今年度の補正、繰越し事業の中でも行いますけれども、バレイショハーベスタは2台ずつ導入ができておりますので、今現在、事業を農林課に要望して、バレイショハーベスタがもう何年も待っているという状況にはございません。1年ないし2年の導入ができていっていると思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。

これはちょっと言われたんですけれども、やっぱり近年物価高騰ということで、1年、2年待つて結局今年度だったらよかったのに、次年度になるとやっぱり物価高騰で事業費も上がるとなれば、個人負担も上がるということで、このあたりの何か補償じゃないんですけれども、申込みというのは、今申し込めば今の事業費でできるとかなっているんでしょうか。これ結局はどういうふうに負担がなっているのか、そこまでお伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

ごめんなさい、失礼いたしました。

奄美農業創出支援事業につきましては、事業計画から承認まで、およそ2年間の年数を要します。なので、申込みをいただいてから2年後に機械が導入されることになりましたが、その時点で入札等を行っていきますので、当然そのときの価格になります。

○田尻博樹議員

分かりました。

ちょっと戻りますけれども、今回も何名かの方から来たんですけれども、バレイショの話にまた戻りたいんですけれども、バレイショの機械の補助事業をもう少しこれに具体的に記載できないかという要望がありました。今年、ジャガイモのJAのほうの取扱いが3,700トンぐらいで、生産額もジャガイモだけで12億円と、単価も330円余りということで、非常に今年、サトウキビもそうですけれども、バレイショも非常に高単価で推移して、農家の皆さん、すごい所得が上がっているんですけれども、ただ、それと同等にやはり機械も上がっているということで、そのあたりをもう私も、多分、課長もそういうことを耳にしていると思うんですけれども。

このバレイショを調べてみたんですけれども、やはり一式でそろえるだけでも、バレイショの機械はやはり400万円から500万円ぐらいかかるんですよ。5年前から約2割から3割ぐらい上がっている状況にもなっているんです。ただ、その2割から3割、物価高騰した分だけでも何とか支援できないかという農家の皆さんがいるんですけれども、このバレイショに特化した補助事業を何とかできないかというふうに思っています。

また、このバレイショの機械というのが、今、町がやっている農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というのがつくられていると思うんですけれども、これはどういうことかといったら、認定農業者担い手の年間の労働、農業経営の目標ということで、年間2,000時間、そして所得が350万円の所得目標というのがなっているんですけれども、その中で機械のところを見ると、バレイショの機械をそろえればある程度の作物というのが作れるんですよ。例えば豆であったりインゲン等であったりサトイモであったり、花卉もそうですよね。グラジオラスであったり。そういういろんな、本町も複合経営を推進していく中で、やはりこういう機械をいろんな機会に使えるわけなので、もう少しこのバレイショの機械の補助事業を導入できないかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょう。機械の補助事業は創設できないか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

物価高騰等により肥料も上がっておりまして、また農業機械につきましても、コロナ以降、物価高騰でかなり機械等も1.2倍から1.3倍というような農業機械の値上がりがあるかと思えます。また、この6月の後半でしたか21日頃から、また価格改定が行われるということも聞いていますので、今後、農業機械については、もう手に入れにくい。今ある機械を大事に使っていくということが必要になるかと思えます。

その中で、私ども農林課としましては、農家の皆さんの所得の確保、経営安定のためにいろんな各種事業を行ってきましたので、今後も先ほど申し上げた経営発展の事業であるとかいろんな補助事業を活用しながら、機械導入等の支援は努めてまいりたいと思えます。

新たなバレイショに関して特化した町における事業につきましましては、物価高騰できつい思いをしているのは農業者だけなのかということに関しては、またそこはいろんな議論があるかと思えますので、それについては課を超えて横断的に、町民の方が頑張りたいというような事業等も検討しながら、農林課としても今、農家の皆さん、町民の生活のなりわいとして産業をどう守っていくかという視点で検討してまいりたいと思えます。

○田尻博樹議員

分かりました。バレイショと言いましたけれども、先ほど言いましたけれどもやっぱり複合系を推進している本町としても、いろんな作物がこのバレイショの機械でできるということも入れていただければ、バレイショというふうなだけではないと思えますので、要請したいと思えます。

もう一点なんですけれども、もう一点お聞きしたかったんですけれども、ちょっと時間がございませんので、②冷蔵庫にいきたいと思えます。

冷蔵庫につきましましては、やはり近年、バレイショの冷蔵であったり花卉振興等、冷蔵庫を必要とする人たちがやはり更新もできないのか、いろいろ意見が出まして、ちょっと調べたら、最後の事業がもう20年余り前になるということで、それからこういう事業がなかなか活用できていないということで。

先ほど、3戸以上組合をつくれればできるというふうになっているんですけれども、これ現状本当にできるのかと思うんです。これ、私、調べてみたんですけれども、なかなか難しい話じゃないかなと思うんですよね。これは現実的にできるものなのか、これを推進していけるものなのかどうか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

その20年前の事業は、花卉産地整備事業だったかと思います。その当時、私が花の担当をしているときに、予冷庫の導入をしておりました。その事業については、今はもうございません。

今回、奄美農業創出支援事業につきましては、個人に対して冷蔵庫ということを導入していくということが国庫事業の中ではなかなか難しいので、どうしても組合をつくっていただくざるを得ません。組合をつくる中で、例えば農協の冷蔵庫等々であれば、出荷団体ということで整備が可能でありますので、そういった整備の仕方を検討するのが一つ。

それから、冷蔵庫というところは、規格がある程度、3坪なり5坪なりいろんな容量があるかと思いますが、それをどのように利用するのかというところで、事業の要件で共同利用というのがございますので、どう共同利用を証明していくのかというのが重要になるかと思います。これについては、要望している冷蔵庫に対して、例えば切り花を入れるのか、球根を入れるのか、いろんな使い方があると思うんですが、それについて例えば5坪の冷蔵庫では足りないので各地区に置きましょう、そういった取り方であれば可能かなと思っておりますので。

これについては1人では要望はできませんが、ある程度、例えば花の生産者、それからまたいろんな方が集まって組合というか、冷蔵庫を入れていきたいというタイミングが合って、もし共同利用という事業の要件に合致した計画が立てられるのであれば、可能だと考えております。

事業について、議員のほうでいろいろ要望等も農家のほうから伺っているのであれば、ぜひ紹介していただいて、もし共同で申し込んでいただけたらと思います。

○田尻博樹議員

分かりました。

冷蔵庫なんですけれども、なかなか今、農協のほうも花卉振興会のほうでも更新を進めている中でなかなか難しいということだったので、ちょっと今回質問もさせていただいたんですけれども、今、冷蔵庫もそうなんですけれども、やはりもっと求められてくるのが、近年、船の欠航であったり抜港であったりということで、やっぱり鮮度保持というところが、今後、冷蔵庫等プラスアルファとして機能として求められるんじゃないかと思って、私もこれ調べてみると、今ある産地では、輸送コンテナにこの鮮度保持機能がついたコンテナというのも実際あるみたいで。

本町でも、この鮮度保持について実証実験等を行っているというふうに聞いているんですけれども、今、その現状についてどういうふうな現状なのか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

輸送等が止まる際に、この鮮度保持ということは非常に重要かと思えます。あわせて、物日に合わせた出荷調整を行っていくという点でも、鮮度保持という考え方は非常に有効かと思っております。

その中で、一昨年、マンゴーが出荷できずに2週間船が止まったときがございましたけれども、そのときに鮮度保持をどう図っていくのかというのが一つ、大きい私どものテーマで、品質保持の機材、機器等についていろいろ今調べているところでございます。町単で昨年度1基導入させていただきまして、Aコープの野菜の冷蔵庫で、そのときはもう、導入した時点がマンゴーのシーズンが終わっておりますので、Aコープの野菜の冷蔵庫に設置をさせていただいて、どういった効果があるのかというのをまず検証いたしました。これは試作としてです。

品目によって、いろいろ日もちの差はあるなというのが実感でございました。レタス等はかなり歴然とした明確な差がありましたけれども、カイワレとかああいった野菜についてはあまり差がなかったりとか、品目によるのかなという思いを抱いたところでした。

あわせて、冬にテッポウユリとグラジオラスについて、フリーザーコンテナの保存、冷蔵温度2度に保った上で、この品質保持装置があるものとなないものということで花の日もち実証も行いましたが、このときにはその冷蔵温度の2度というのが非常に効果が高かったのか、あまり明確な差が出なかったところです。これは先ほど言ったテッポウユリとグラジオラスが、あまりこの品質保持の効果、この機材の効果がないのかなというところか、その冷蔵2度というのが花のほかに適度な温度であったのか、いろいろなことが推察されるところです。

今年度、あわせて、マンゴーのシーズンが来ますので、マンゴーについてまたこの機材について実証を行っていく予定で、いろいろ情報収集、喜界島農協さんもこの機材を入れているようですので、ほかの島の状況も聞きながら、最適な利用方法について普及段階にあるということでございましたら、積極的に利用してまいりたいと思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。

私もこの鮮度保持、非常に調べていろいろやるんですけれども、これ結構やっばり進んでいるのが北海道みたいなんですよね。例えば北海道のジャガイモが冬場にスーパーに出回っているという。結局ああいうのって、恐らく鮮度保持だと思うんですよね。その機能がやっばり確立されている。

本町のバレイショも、そういう鮮度保持機能が技術が高まっていけば、やはりこれは地産地消にもつながってくると思いますので、この鮮度保持機能というのは、毎年いろいろな作物で実証をしていければ、新たな産業というか、地産地消のほうで学校給食等にも普及していけるのかなと思いますので、ぜひ進めていただけたらというふうに思います。

また、あともう一点、冷蔵庫に関連するところなんですけれども、この鮮度保持もそうなんですけれども、これから台風シーズンに迎える中で、農家の皆さん、この冷蔵庫を持っている方々は、やはり停電が怖いんですよね。停電するとにつきもさっちもいかないということで。これ今、本町で自然エネルギーを活用している事業もやっていますので、この冷蔵庫について、何とかこのソーラーもできるような、例えば組合であればソーラーと自然エネルギーを活用した事業とか、そういったのはないんでしょうか。お伺いいたします。

○永野道也企画振興課長

停電時の冷蔵予冷施設について、太陽光等の再生可能エネルギーを使った冷蔵設備の維持ということなんですけど、なかなか蓄電機能というのはコストがかかるということがあつたのが一つです。

その中で、また災害復旧後に蓄電池ありとなしの場合、導入費用というのはもちろん蓄電池がないほうが安く上がるというのはあります。こういうことについて、予冷施設について、補助事業が脱酸素関係でないかといいますと、脱フロンであったり省エネ設備というものについては、事業導入が検討されると思っております。

ただ、議員ご指摘の予冷施設としての機能を果たして用途を目的とした場合、これが合っているのかどうかというのについては、今後の検討が必要と思っております。

現時点では、先ほど岡越課長からもありましたように、令和5年度、台風による農産物が、船等が止まったときに奄振事業で交付金事業対象の中に予冷施設の中に発電機も導入の対象になったことや、補助金のかさ上げにもなっておりますので、そちらのほうの方がより具体的に進めるのではないかと考えております。

○田尻博樹議員

分かりました。

②が終わって③スマート農業のほうにいきたいんですけれども。

私も近年、高齢化や人手不足ということでどう対応していけばいいかなと思ったときに調べていくに、やはりスマート農業の振興というのが必要不可欠かと思ひましてなんですけれども、スマート農業といっても本当に分野が広いので、本

町の農業で経営面積の一番多いサトウキビに絞って質問したいというふうに思うんです。

現在、スマート農業と言われているのが、農家の皆さんがよくイメージするのが、やはり農業用ドローンというところがあります。この事業の中にも、畜産のほうで分娩監視システムというのがあるんですけども、サトウキビで、農家の皆さんからも結構要望というか、こういうのがあったらいいなというのが、やはりトラクターの自走式だと思うんですよ。今、サトウキビというのが1,000ヘクタール余りの耕作面積がありますので、どう効果的に効率的に経営していくかという中で、農家も期待しているところだと思うんです。

なかなかスマート農業といっても、農家の皆さんも目にすることはほとんどないと思うんです。もう基本的にテレビであったり、メディア、携帯等という中なんですけれども、こういうのを本町で実演とか研修等、何か計画等はないんでしょうか。お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

今、スマート農業について、機器の紹介であるとか研修会ということは、本町で計画はしておりませんが、実際に今ありました自動操舵について導入をしている生産者もいらっしゃいますし、また、ドローン等の活用も進みつつありますので、これについて、その操舵システム、自動操舵のシステムの効果について、かなり小さな農地が多い本町の農地の状況でございますので、その導入希望に対してかなり機器選定は非常に重要なところもありますけれども、そういった機器の導入についても、こういった種類の機器があるのかみんな情報をほしがっている状況にあるのかなと思います。

これについては県の農業普及課、また今、スマート農業についてもいろいろ担当者向けの研修会等も出てきておりますので、情報収集に努めながら、本町にとってこういった機器、こういった技術があるのか、そういったことについては周知できるように取り組んでまいりたいと思います。

○田尻博樹議員

分かりました。

こういう、福井議員から提供してもらったんですけども、「本気・元気かごしま農業応援誌」という中で、9月・10月号の中でスマート農業の特集ということで、大隅のほうの中でこういうスマート農業について営農がありまして、受入れ数も令和4年で約600名とか、令和5年で700名で、結構受入れもしているんですよ。最新先端技術をつくるとか。例えばドローンであれば、やはり果樹園での

農薬散布とかもないみたいなんですけれども、ここではそういったのであったり、トラクターのロボットであったり。

私が目についたのが、このRTK基地局というGPS自動操縦といってもやはりある程度の誤差が出るみたいなんですよね。それを二、三センチにするためにRTK基地局というのを設置して、それでやはり数センチまでという調整ができるという。こういうやっぱり本土のほうはすごい進んでいるなという印象がありますので、本町ももう少しこういう実演であったり研修というの、もう少し取り入れていければなというふうに思っています。

次に、私、このサトウキビの中でスマート農法の中でこういうのを入れたほうがいいなと思うのが、かん水なんですよね。やはり今回、今年度、今期サトウキビが10万トンにいったということなんですけれども、この大きな要因というのはやはり水だったんじゃないかというふうに思うんです。これをなるべくこのトン数を維持していくためにはどうしなければいけないか。やはり水。もちろん水だけではないです。日頃の管理作業というのも大事なんですけれども、やはりこのかん水というのが非常に必要になってくるんじゃないかと思って。

ちょっと調べたら、今、本町でこの自動かん水というのを実証実験をやっている企業がありまして、両町に1名ずつそういう圃場があるということで、私も実際見たんですけれども、もう本当にスマート農業で10トンと入れれば数秒後にもうばつと出るというような、もう本当にあれを見たら本当にスマート農業だな思ったんですけれども。

耕地課長、いかがですか。多分恐らく知っていると思うんですけれども、本町にああいう自動かん水システムの導入というのは、私は将来的に必要なではないかと思うんですけれども、ちょっと課長の考えを少し伺いしたいと思います。

○下田浩治耕地課長

議員おっしゃる自動かん水システムですが、メーカーのほうで知名町に1か所と和泊町に1か所、知名町がサトウキビでICT対応自動給水栓を設置してございます。この農業・農村整備事業の中で、畑かん整備のメニューの中で補助対象には現在なっておりませんが、今後、声を上げて国県に要望して行って、補助対象となるようにと考えていこうと思いますが、実際やはり多額の予算を必要といたしますので、本町耕地課としましては、まずは多くの農家が散水環境を整える現行の事業の中で補助となっている給水栓を設置して、末端の器具を多くの方に設置してもらおうと。そこにまずは予算を補助して、多くの方に設置していただくことをまずは目指したいと思っております。

その後、先ほどおっしゃったように自宅で携帯やパソコンで散水ができるというシステムがあれば、おっしゃるとおり便利ですので、その後に補助対象となるように国に働きかけながら、順番としてはそういうふうを考えております。

以上です。

○田尻博樹議員

分かりました。進めていただければというふうに思います。

④にいきたいと思いますけれども、町のホームページに載せるということなんですけれども、私、町のホームページ載せるのはちょっとどうなのかなというふうな意見なんです。実際に、やはり農地であれば、例えば農業委員会で農地のあっせんが出たときというのは、町のホームページに載せないんです。まずは地域のところに行くんですよ、農地というのは。なので、これ機械も、やはりホームページじゃなくて、まずは地域の方々、おっしゃるようにいなければ隣接するでいいと思うんです。わざわざホームページに載せるべきじゃない。やはり地域計画等に載せていくべきだと思うんですけれども、そのあたりどうでしょう。見直ししたほうがいいと思うんですけれども、そのあたりについてお伺いします。

○岡越 豊農林課長

地域計画内での共有は図っていくのは当然だと思っておりますので、地域において、こういう方が農地、また機械について提供の意思があるということについては、紹介をしていきたいと思っております。

このホームページというところは、今現在考えている方針でございまして、まだ募集してそういった人に売ってもいい、あげてもいい、そういう農業機械が出てくるという、今から募集していきますので、またそういう状況を見ながら、皆様のご意見等もいただきながら、最適な方法を検討していきたいと思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。

今回機械でのなんですけれども、この政策提言の中で技術情報提供というところがありまして、その中の新規就農者用のガイドブック作成というのがありますので、私これもやはりぜひ作っていただければというふうに思います。

これで、大きな2番を終わりたいと思います。

子育て支援にいきたいと思うんです。

本町の病児・病後児保育の利用というのを今町長のほうで答弁していただいたんですけれども、なかなか少ないのかというふうな感じなんですけれども、県内でもこれをちょっと少し調べてみたんですけれども、県内でも病児・病後児保育を実施

している市町村というのが、全てしているというわけではなくて、少ない中で本町についても元部員さんが手を挙げていただき、これまで事業が継続しているということで、町としても、やはり協力できる、支援できるところは支援していただけたらと思いますので、そこは要請したいと思います。

日曜保育について、もう時間がないので終わりますけれども、私、これ毎週というふうには考えていないんです。やはりこれは保育士さんがあってのこういう事業だと思いますので、そこの調整ももちろん必要だと思うんですけども、やはりこの日曜保育、ただ町長のほうからありましたけれども、就労しているだけではなくて、やはり子育て、それはそれでやっているそのリフレッシュ的な利用というものも私はいいんじゃないかと思いますので、そこまで含めてこの日曜保育、今回は検討ということですので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

すみません、ちょっと時間オーバーしましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、田尻博樹議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前 1 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、西 文男議員の発言を許可します。

○西 文男議員

議場の皆様、改めまして、こんにちは。昨日より我が沖永良部も熱中症アラートと、梅雨明け宣言はまだですが、非常に外気温、気温が高くなっております。日中の作業でそれぞれ自己管理を十分行い、健康管理をしっかりと、健康で日々の業務並びに仕事に当たっていただきたいというふうに思っております。

それでは、議席番号10番、西 文男が壇上より質問を行います。

大きな1番、教育行政について。

町内の小学校、中学校で障害のある子の特性、支援教室の生徒、そして普通教室の子供たち生徒に理解をどのように図っているか、お伺いをします。

②番、町内の小学校、中学校では、障害のある児童生徒もほかの児童生徒と共に

校内で学んでいる状況です。障害のある児童生徒、また、その兄弟姉妹に対するいじめに関して相談を受けたことがあるか、伺います。

大きな2番、農業施策について。

令和2年から6年までの各年度において、開発組合から供給をされた苗の本数についてお伺いをします。サトウキビでございます。

②番、島内において、令和7年度産春植え用サトウキビ苗を販売している業者の数と苗の注文本数をお伺いします。

③番、令和6年春植え面積と令和7年春植え作付予定面積に縮小傾向はないか、お伺いをします。

④番、令和7年サトウキビの作付面積、そして総収穫量の目標をお伺いします。

⑤番、令和5年6月定例会で質問しましたが、農林課内において堆肥センターの建設に向けた検討委員会設置について前向きな答弁があったが、その後どうなっているか、伺う。

大きな3番、外来種駆除について。

①ミシシippアカミミガメが正名地区内のため池で多く見受けられます。外来種で繁殖力が強く、以前よりも増殖し、最近はため池から大雨時に水位が上昇した場合や、その他気候状況により、水路や道路でも発見されていると聞きます。早急に駆除できないか、お伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、西議員のご質問に順を追って回答いたしますが、大きな設問の1につきましては、教育委員会所管事項ですので、教育長答弁に代えさせます。

それでは、私のほうでは2番目の農業政策について回答させていただきます。

沖永良部農業開発組合から供給されましたサトウキビの二芽苗の本数につきましては、10アール当たりの苗の本数を3,300本と仮定した場合、令和2年の春植え、夏植え用の苗は、島内全体で約61ヘクタール分あり、換算して約201万本、同様に令和3年は64ヘクタール分ですので211万本、令和4年は約69ヘクタール分で228万本、令和5年は約59ヘクタール分ですので195万本、令和6年は約63ヘクタール分で208万本となっております。

ただし、令和3年夏植えからは、ハーベスタによる調苗やビレットプランタによる植付けも行われておりますので、先ほど申し上げました苗の本数は面積に対する二芽苗の本数として計上した数値となっております。

また、令和7年春植えからは人員不足により二芽苗の供給が終了し、ハーベスタ

による調苗からビレットプランタによる植付けまで一貫した受託が行われておりません。

②番目につきまして、島内においてサトウキビ苗を販売している業者は、東内会として組織され、沖永良部さとうきび生産対策本部に事務局を置き、調苗や植付けを行う受託農家が組合員となっております。令和7年度現在、東内会には開発組合を含めた21の団体及び個人が登録をされております。

議員ご質問の令和7年度産春植えにつきましては、集計が終わっておらず具体的な数値をお答えすることはできませんので、令和6年産春植え用キビ苗の実績で申し上げますと、約80ヘクタール分（開発組合が25ヘクタール、それから個人が55ヘクタール）の依頼があり、二芽苗に換算しますと約264万本ということになります。

3番目、本町における令和6年産春植え面積が130.8ヘクタールでしたので、令和7年産春植え面積につきましては、6月3日から9日にかけて各字公民館にて事前調査を行ったところであり、集計作業が終了しておりませんので具体的な数値をお答えすることはできませんが、令和4年、5年、6年と春植えの作付面積は拡大傾向となっております。

4番目、令和7年のサトウキビの生産計画につきましては、さとうきび増産計画に基づき、夏植え面積220ヘクタール、春植え面積200ヘクタール、株出し面積が1,260ヘクタール、合計1,680ヘクタール、生産量8万9,040トンを目標としておりますが、先ほども申し上げましたが、事前の調査の結果により修正する予定となっております。

5番目につきまして、令和5年6月議会の質問に対し、近年の化学肥料価格の高騰を受け、地域資源を活用した堆肥の重要性は強く認識をしており、島内の資源を活用した堆肥を使用し営農していくことが、環境にも、将来的に持続可能な農業をしていくためにも重要であると考えておりますが、沖永良部農業開発組合や有機物供給センターがある中で、新たな堆肥センター建設に向けての検討委員会を設置するという段階には至っていないというのが答弁の意図でございました。

しかしながら、地力増進に向けた取組として、沖永良部農業開発組合の安定的な運営や、堆肥の安定供給体制の確保に向けた検討をこれまで以上に加速させていく必要があると考えております。

具体的には、開発組合と連携を行い、堆肥部門の運営計画の策定を支援するとともに、畜産農家の所有するマニアスプレッダによる散布委託や堆肥散布における基地局の設置等の検討を行い、堆肥の生産基盤の強化による採算性確保など、抜本的

な対策について検討を進めてまいります。

その上で、地域資源の活用、島内での資源循環といった考え方は非常に重要な課題であることから、堆肥のみならず、し尿や畜尿、食品残渣等も含めた地域資源の活用について、農林課内において他市町村の事例等の情報も収集しながら利活用の検討を進めているところであります。これら検討を進める上で、議員ご指摘の検討委員会の設置につきましても、必要性や最適な形を判断してまいりたいと考えております。

3番目の外来種の駆除につきまして、現在、町民などからミシシippアカミミガメに関する通報を受けた際には、環境省作成のアカミミガメ防除の手引きにのっとり対応しており、件数は例年約3件程度となっております。

これまで議員ご指摘のため池での繁殖について確認ができていなかったため、今後、町内全体の状況を把握するため、環境省管理官事務所のレンジャーの協力をいただきながら、特定外来生物防除等対策事業等の補助金を活用して実態調査や防除計画を策定しつつ、駆除、繁殖拡大防止について対応してまいります。

なお、ミシシippアカミミガメには、鋭い爪と強力な顎に加え、爬虫類を感染源とするサルモネラ感染症を持ち合わせているということから、素手で触ると人体への影響も懸念されておりますので、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中幸太郎教育長

それでは、西文男議員の1番、教育行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1番の①でございます。

平成29年3月の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドラインには、障害への偏見や差別を解消する教育（障害者理解教育）を推進することを通して、児童等が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫することが重要であり、教員自身が支援の必要な児童等への関わり方の見本を示しながら、周囲の児童等の理解を促していくことが大切である旨、記載されております。

町内の小学校、中学校におきましては、このことを踏まえ、学級開きや全校朝会、道徳、学級活動等の時間に、様々な多様性を受け入れる心情や態度を育む指導を行っております。また、誰にでも得手、不得手があることから、お互いの違いを認め合い、個性を尊重し合う雰囲気づくりに留意しております。さらに、個別の障害の特性につきましても、当該児童生徒の保護者とも十分連携を図り、学級の友達へ伝

え方を工夫するなど、配慮しているところでございます。

教育委員会としましては、毎月の管理職研修会等を通して、人権教育を基盤とした学校経営を推進するよう指導するとともに、町内全校に特別支援教育支援員を配置して研修会を実施するなど、よりきめ細やかな指導ができるように努めているところであります。

続きまして、1番の②でございます。

令和5年度以降につきまして、町内の学校の状況を確認しましたところ、昨年度、本人の特性に関して学校に相談があった事案が1件ありました。これは、当該児童はいじめられたとは感じておりませんでした。その兄弟姉妹が、本人がいじめられていると感じ、保護者・学校へ相談して分かったものであります。本事案は速やかに学校全体で対応し、解決をしております。

なお、兄弟姉妹の障害を理由としたいじめ相談につきましては、報告は受けておりません。

生徒指導提要によりますと、いじめの要件を、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとされております。これは、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義であることから、いじめられている側に立った対応が肝要であると考えております。

教育委員会としましては、今後も、発達支持的生徒指導の推進により児童生徒の人権意識を高め、いじめの未然防止を図るとともに、いじめは、誰にでもどこでも起こり得るとの認識に立った早期発見・早期対応について、各学校を指導してまいります。

以上でございます。

○西 文男議員

それでは、順を追って質問をしたいと思います。

先ほど、教育行政についての①ですが、教育長の答弁の中で、毎月そういう会議等々も行っていきますと。それから、各学校に支援員を配置して、そういう形が少しでも和らげればというふうな町としての取組、努力している旨の話がありましたが、実はこの中身的になかなか、子供たち、児童生徒が理解しているかどうかと、そのような形の確認等は学校等で行っているかどうか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

西議員にお答えいたします。

子供たちが理解しているかどうか、アンケート等は取っておりませんが、学校のほうの先生たちからの反応として、こういうことを指導しましたと。それに

対して子供たちは分かったようでしたという形の間接的な意見はいただいています。

また、子供たちがいろんなときに作文なんかを書いたりするんですけども、そういう作文でも思いやりあふれるような作文がたくさん見受けられますので、いろんな場面を通して子供たちの心に届いているのかなというのを感じます。

以上です。

○西 文男議員

学校で、そういう形で作文等々いろんなコミュニケーションを取って、支援教室の生徒児童の理解を普通教室の児童生徒に教育をしているという認識でよろしいですか。

それでは少しお伺いしますが、去年の11月11日の南日本新聞によりますと、県教育委員会の特別支援学校の中で、離島の小中学校の支援級に在籍する児童生徒という記事がありました。ご存じだと思いますが。実は、この沖永良部で100名、何らかの児童生徒の中で支援学級が必要というふうな形の人数を載せてある記事がありました。

支援員という方々を学校に配置していますが、専門職というふうな形ではなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますが、現在、沖永良部内で県立高校に支援が大島県立から派遣されていると聞いております。具体的にどのような形で、小中学校とどのような関わりをもって、どのような講習等々、コミュニケーションを取っているか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、本町に支援を要する児童が小学校、中学校、合わせまして約50から60名います。特別支援教育支援員は15人在籍しております。これらの方は、どちらかというとは支援学級につくというよりは、通常の学級に支援を要する子がいますので、その子供たちのサポートをするという形で配置しております。

また、高校との接続なんですけれども、中学校と高校で連絡会を開きまして、その中でいろんな情報交換を行っております。また、特別支援学校のほうから学校見学なんかの案内も来ますので、その案内を中学校へ流して、中学校のほうで希望する保護者等ありましたら見学に行くという形を取っております。

また、子育て支援課とも連携して、必要な情報、支援については、聞いていただけたら情報提供ができるという形を取っておりますので、そのような形で対応しております。

以上です。

○西 文男議員

県立大島養護学校から沖永良部高校に来ていらっしゃる先生なんですけれども、その先生は、例えば中学校に来ていただいて教育をしているのか、それともそうじゃなくて中学校の児童生徒が沖永良部高校へ行って、そういう支援員の教職専門の授業を受けているのか。そこら辺は具体的にどうなっているか、お伺いします。

○田中幸太郎教育長

県立大島特別支援学校に在籍している、これは鹿児島県の教育委員会が離島における特別支援教育を充実しようということで、今、屋久島と徳之島と沖永良部島と3島につきましては、ここでいえば大島地区ですので、大島特別支援学校の教諭が沖永良部高校の1部屋を借りて沖永良部教室を開設しております。その方は、特別支援学校の教員ですので、本町の教育支援委員会の中でもこのお子さんは特別支援学級ではなくて、特別支援学校が適するというお子さんもいらっしゃるわけです。

ただし、こういったお子さんは沖永良部島に特別支援学校はありませんので、通常の学校の特別支援学級に通っていらっしゃる。そうすると通常の私たちが、いわゆる支援教育の中ではなかなか見切れない部分がたくさんありまして、そのときに特別支援学校の籍に置いている離島の特別支援教育コーディネーターの方がその学校に行って、特別支援学校の適のお子さんを見ると。

現在、2つの小学校にそういったお子さんがおりますけれども、特にある小学校は複数名おりまして、これはなかなか、今、町としてもマンツーマンで対応できるように町の雇用の支援員を配置しておりますけれども、しかし、そこはやっぱりもっと手厚くしないといけないということで、特別支援学校のコーディネーターの方がその小学校に出向いて、教員に対して指導、支援をしているという状況であります。

○西 文男議員

現況、そういう状況を保護者も理解を非常にしておりますが、最終的な要望として、その先生が巡回ということから今度、沖永良部に配置をしていただきましたが、そういうことで非常に助かっているんですけども、ぜひ専門で、高校じゃなくて中学校に配置していただくよう県に要請するのはどういった形の方法があるか、お伺いをします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

小学校も中学校も分室みたいなものが、この島内であればいいというのは本当に感じております。その希望は、県の特別支援教育課だったり、大島特別支援学校の

校長先生にも伝えてはあるんです。ただ、なかなかやはり人的な配置は難しいという回答もいただいております。

以上です。

○西 文男議員

おっしゃるとおり、非常に大変ハードルが高い事案だというふうに、私もちょっと調べたところで分かっているんですけども、残念ながら、我が町にそういう子供たちがいるので、その子供たちの成長を含めて自立自興を含め保護者も願っていることで、壁が高いんですけども、動かないと何も動きませんので、少しずつできる配置、分室・分校がまず目標ですが、非常に厳しいと思いますので、教室を目標に動いていただければなど。非常にありがたいことに23年に沖永良部と屋久島ですか、1人ずつ配置をしていただいております。非常に感謝をしております。

次は、中学校のほうに実際に直接1人、県のほうに要請していただくよう強く要請して、①番は終わります。

②番です。

先ほどの答弁の中で、事案は1件ということだったんですけども、障害を持った子供がいじめに遭って、不登校というふうな形で学校に行きづらくなっている事案というのがあるかどうか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

障害を理由にしていじめがあったという事案が、先ほど答弁にありましたように1件ありました。ただし、その子は学校に行き渋るということではなく、今も元気に登校しております。

以上です。

○西 文男議員

この事案としては、なかなかあってはいけないのかなというふうに、これは学校関係のみならず、知名町全体の考え方として、子供たちの未来のためには共通の認識が必要じゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ、我々大人を含めて、子供たち、学校関係者、しかも弱者の立場にある障害を持った子供たちを助けていくというふうな共通認識を、行政側のほうも町民に対する周知等々をしていただければと思いますが、総務課長、いかがですか。

○成美保昭総務課長

学校の教育に関しての事項ですので、私のほうからそこに関してあまり。今、教育長、指導主事も言われたとおり、詳しい人たちの意見を私のほうが追加するわけ

にもまいりません。

ただ、教育は、小学校、中学校、高校とありますが、この小さい島内、また町内の小学校ですので、目の行き届く範囲にあると思いますので、しっかり見ていただいて、私どもも含めてみんなで支え合って見守りたいと思っております。

○西 文男議員

総務課長、町民に障害を持った子供たちと一緒に共に歩いていく知名町にしようという問いでございましたので、専門的な答弁はいただいておりますので大丈夫でした。ぜひ町民に、障害を持った子供たちもいるので、町としてはみんなで支えあっていこうというふうなメッセージを発信していただくよう、強く要請をしておきます。

それで、教育長の行政報告の中で2点ありました。

4月18日に知名小学校特別支援教育支援研究会。それから、6月5日に教育支援委員会という形なんですけれども、その中で具体的に子供たち、そして保護者にその内容をどのような形で伝えているか、お伺いをします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

まず、特別教育支援研修会のほうなんですけれども、内容としましては、知名小学校をお借りして、実際にどのような形で支援員が支援をしているのかというのを実地研修いたしました。

また、教育支援委員会、6月5日のほうなんですけれども、そこでは各学校で特別支援入級に当たるかどうかという判断を行う会が、この会を含めて2回あるんですけれども、転入してきた児童生徒とかで今回入級したほうがいいという児童生徒の確認とかを行いました。また、来年度、入級する可能性がある未就学児の確認なんかも行いました。

これを保護者とか学校にどういうふうに返しているかということなんですけれども、まず、保護者にこれを内容的に取り立てて説明するようなものではないと思います。というのが、支援員がこういうふうに支援したらいいんだなというのは分かることで実際にそれが支援に役立つ。それが、子供の成長等を通して町民に還元されると考えております。

また、支援委員会のほうに関しましては、適正な就学判別を図るためという大きな目的があります。ですので、そのことを取り立てて保護者に毎回伝える必要はないのかなと思っております。

以上です。

○西 文男議員

今の指導主事の答弁は、教育支援員であつたり学校の関係者という答弁でよろしいですか。分かりました。

私が言いたいのは、やっぱり保護者の意見をよく聞く場を増やしていただいて、現実の問題を直接確認していただいて、これからそういう形が起きないような形の指導をしていただくというようなお伺いですが、いかがでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

ありがとうございます。

この知名町教育支援委員会に諮るまでの間に、保護者と学校の間で綿密な相談を行います。そこで、そういうふうな意見・要望がありましたら上がってきますし、また、各学校教育相談だったり家庭訪問だったりの機会を通して、保護者の意見は十分に酌み上げるように指導しているところです。

以上です。

○西 文男議員

それでは、保護者が今回、不安になりいろいろ要望がありますが、少し町の見解をお聞かせいただければというふうに思います。

知的障害を持つ子供のリハビリ関係があるといいというふうな形の要望があります。理由としては、民間において、以前、要はS Tというんですか、言語相談員、そういった方がいなくなったりとか、民間の病院、島内は民間の病院ですが、全て。その中で何か言ったりもするんですが、なかなか、また就労状況等々によって厳しい状況もありますが、行政として配置の検討はできますかどうか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

私のほうから現状をお答えさせていただきます。

まず、民間の療育施設にS Tさんがいらっしゃいます。また、民間の病院にもS Tさんが1人いらっしゃいます。ただ、民間病院のS Tさんが、もうすぐ任期切れで異動になるという話も聞いております。後任がまだ不明ということで、病院のほうには何とか後任を待っていますということを伝えてあるところです。

現状は以上です。

○西 文男議員

なかなか専門職で厳しい雇用だというふうなので、特に離島において。

町長にお伺いしますが、行政的に専門職という形で、今現在、例えば建築課で例えば一級建築士、それから看護師等々の専門職の町の職員としての募集を年齢を上げて考えていますが、こういう障害のためのS T、理学療法士とかその専門があると思うんですけれども、そこら辺についての今後の計画、人員募集というような形

の計画はどのように考えてらっしゃいますか、お伺いします。

○今井力夫町長

いろいろな資格を有する職員というのが、各自治体においても非常に不足気味になっております。建築士は、皆さんご存じのとおり、本町には1名も一級はおりません。したがって、庁舎建設においては、県から2名を計5年間派遣していただきました。保健師、それから看護師、こういう方たちも現在不足しておりますので、毎年毎年、社会人枠でも採用できるように募集はかけているのが今の現状でございます。

どの自治体においても、非常になかなかキャッチしにくい部分だと思っておりますけれども、今後いろいろな方策を取りながら、まずは、新採の皆さんを今までしてきましたけれども、プラス社会人経験枠というのでも、今、採用をどんどん進めていきたいと考えております。

以上です。

○西 文男議員

ぜひ、社会人枠へ検討していただくよう強く要請をします。

なかなか全てにこの離島で対応するというのは、現状からまだ難しい状況には理解しておりますが、少しずつ、一つずつ、ぜひ一つずつ、障害を持った子供たちが就労まで町内、島内の学校を卒業して、今で言いますと中学校へ行けば大島支援学校に行かなきゃいけないとかそういうことじゃなくて、分校で知名障害支援学校とか、それから卒業し、例えば就労支援センター、島内では和泊町にあるんですけども、そこで就職ができ、島外の流出等々もなく、また親が心配しないで一緒に家族として見守っていただけるように、強い保護者は希望を持っておりますので、その実現のために一つずつ、まずは中学校に教室をというふうな思いがありますので、それをするためにどのような形でするかということをもた一緒に考えていただいて、設置が実現するよう強く要請をして、教育行政について質問をさせていただきます。

それから、町民課長にお伺いしますが、平成27年の出生者数、頂いた資料で62名と。それから、今年各小学校の入学は、平成30年に生まれた子供たち48名が知名町で出生したという報告を受けております。

教育委員会から44名の新1年生が入学したというふうに聞いております。要は、27年から、62人から48人に子供が減りました。入学も67人から44人に減りました。

今後も、今年例えば、令和6年4月1日から7年3月31日までに知名町で生ま

れた子供たちは29名ですね。この子供たちが6年後、小学校に上がる時は何名か。同数、過去のデータを見ますと多少減っています。

現在、町内に5つの小学校があります。今後の小学校、中学校の統廃合等々を含めた長期的なビジョン、教育長にお伺いしますが、どのようにお考えですか。お伺いします。

○田中幸太郎教育長

学校の整理統合、これは学校再編と私は考えておりますけれども、そのことにつきましては、これは平成27年1月に文科省からガイドラインが出されておりました、多くの自治体でこれが進んでおります。

本町につきましては、小学校が今現在も減少傾向が続いておりました、中学校につきましては、令和10年度までは横ばいでいくんですけれども、それ以降は減少に転じるということでもあります。

町長の施政方針にもありましたけれども、本年度中に検討委員会をするための準備委員会を立ち上げるということでもありますから、教育委員会としましては、そのことを受けて現在、資料収集等に努めているところであります。

学校再編につきましては、非常に大事なポイントが幾つかありまして、まずは子供たちの学びの環境を大事にするということがあります。

それとはまた別に、今、まさに地域と一体となって学校運営がされておりますので、この学校における地域づくり、あるいは学校を核とした地域づくり、これをどのように保護者、地域に広げていって合意形成を図っていくかという大きなテーマがありますので、一方では、学校だけで進めていくべきものではなくて、まちづくりの全体の中でこれを考えていくべき非常に大きなテーマであろうと思いますから、より丁寧な議論が必要だろうというふうに思います。

○西 文男議員

おっしゃるとおり共通な理解でございますが、再質問の中で先ほど私が質問した中で、ちょうど支援学校が、もし再編等々で再利用の際には、養護支援学校として再利用として、非常に学校の跡地の有効利用かなというふうに考えておりますので、ぜひ計画の際には、準備委員会を立ち上げるということですので、計画の中の一つとして考えていただければというふうに思い、強く要請をしておきます。

大きな1番を終わります。

それから次に、サトウキビについてお伺いをします。

先ほどの答弁の中で、令和7年度は二芽苗はストップだというふうな答弁がありました、町長の。原因は人員不足というふうな形でございます。

まず、基幹産業である知名町のみならず沖永良部のサトウキビ、非常に重要だというふうに認識をしております。それから、原因として、人員不足という認識でよろしいですか。お伺いします。

○岡越 豊農林課長

沖永良部農業開発組合の調苗につきましては、議員ご指摘のとおりと町長の答弁でもございましたけれども、今、二芽苗の供給というのは行っておらず、ビレットプランタによる供給を行っております。

こちらにつきましては、人員不足というこの中身については、実は沖永良部農業開発組合の調苗の責任者となる人員が辞めてしまったと。その責任者となる人員がいないために、キビを倒していく。調苗してもらうのは季節雇用の方たちがいるのですが、季節雇用の方たちはいるんだけど、その調苗していく責任者が1人しかいない状態になって、とてもじゃないけれども1人の人がずっと倒していくことは不可能だと。そういったところでの人員不足が生じておりまして、二芽苗の供給が今ストップしている状況です。

○西 文男議員

サトウキビの今おっしゃった倒す方、これは非常に重労働ですね。なかなか若い頃、みんな経験された方が多いと思うんですが、重労働で厳しい仕事だというふうに認識していて、それに対する対価、農林課が把握している状況でいいので、その二芽苗を倒す人と調苗をする人、それぞれの労務費単価はどのような形になっているか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

沖永良部農業開発組合の職員に対する給与になってきますので、その詳細な数字は把握をしておりません。

○西 文男議員

ぜひ、職員の配置という形は今非常に厳しいのかなという認識ですので、例えば、要は会計年度職員、それから農協がジャガイモの出荷時期に外国人に就労依頼しております。それから、和泊町の県道の伐採については、シルバー人材センターが契約。そのような形の動き等は、農林課のほうから開発組合のほうに提案等はされているか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

開発組合につきましては、調苗以外にも堆肥の部分、それから集中脱葉ということで、この辺が大きい3つの事業になります。開発組合につきましては、今非常に経営的に厳しい状況にございまして、まずは経営安定化を図っていく。その中で一

一番大きい経営的な難しい部門、事業については堆肥の部分になります。

調苗部分については、今のところ事業として採算が取れていないという状況にはなかったんですが、職員が辞めたということで、二芽苗の供給ができなくなってしまった状況にあります。人夫、季節雇用の方については募集して何とか確保できる状態であったが、なかなかその責任者が見つからないという中でございましたので、今、議員のご指摘がありましたそういう責任者の確保について、その金銭的なことも提案しながら、人員の確保については、また、私どものほうからも開発組合と協議、検討していきたいと思えます。

○西 文男議員

ぜひ、キビの責任者、これはもう開発組合の職員という形でいいんですけども、実際に現場で倒す方とかいう形ではパートと。それから会計年度いろいろあるかと思えます。その辺の金額も採算については、キビについてはまだ赤字はないということですので、もし、労務費についても厳しい状況下であれば、例えば、日当8,000円ですと、やっぱりキビを倒す人は重労働だから時給額を上げて1万2,000円にしましょうと。もしそれに来た場合に、10人が従事していますという形になれば、町のほうからその分を補助して、何か月ですか、3か月だったら、例えば10人、4万円、三四、十二、12万円です。そういう形の物理的な金額の補助等々については、ぜひ、この知名町の基幹産業ですので検討して、もしそういう事案であれば、そういう形でしていただければなというふうに要請をします。いかがですか。

○岡越 豊農林課長

議員が先ほどおっしゃられましたように、サトウキビは沖永良部農業にとって非常に重要な作物で基幹作物だと認識をしております。それについては、苗代、要するに種代が、これまで自家採種と自家採苗というところがかかってこなかったところが、非常に基幹作物として選択されてきた一因だったかと思えます。今、高齢化、それから機械化、規模拡大に伴いまして、苗がなかなか自家採種採苗は難しくなってきた。そういったところが、この二芽苗を求める農家の方々の声かなと思えます。

先ほど、経営的な部分もございましたけれども、人員の確保については、農協等については、特定技能生の海外からの方たちを今利用して出荷時期は行っておりますので、そういった利用も含めて、買い付け苗と人員の確保ができるか、また、二芽苗としての供給も、もう一度、位置づけ等を見直しながら進めてまいりたいと思えます。

○西 文男議員

ぜひ、そのような形で開発組合のほうに指導していただいで実行できるように要請します。

実は、例えば、今6年度産の春植えで130ヘクタールあって、開発組合が25ヘクタール、東内会で55ヘクタール、あと生産用個人でしたのが約50ヘクタール。パーセントでいけば38%、大規模農家はビレットで自分で持っている方もたくさんいらっしゃいます。そういう方がほとんど面積多く、自分で植え付けていると思うんですが、高齢者の方や一人で農業をしサトウキビを作っている方が、ビレットだと1反当たり10アール約8万円ぐらいですね。二芽苗11円で3,300本、3万6,300円ですか。非常に開きがあるので、少しでもやっぱり農業で手取りを増やすというのが大きな趣旨でございますので、それは当然理解していると思いますが、再度認識のために話をさせていただきます。

それと、大山の農場は所有権はどこが持っているか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

大山の農場の地権者ということでしょうか。

所有権については、ちょっと確認をいたしますが、南栄糖業の部分、それが、今、開発組合が使っている圃場については多かったと思います。

○西 文男議員

それを含めて和泊町等も当然、キビ苗は必要として注文しているかと思っておりますので、そこら辺でぜひ、開発組合に再開できるように、両町で補助する部分、負担する分をしていただいで、農家手取りが少しでも増えて納税等も増えるような形で指導していただければなというふうに強く思います。

それから、③番は面積微増ということで理解をしました。あと、作付面積の目標も先ほど答弁がありましたので理解しましたが、私が進めている堆肥センターは赤字ということです。

これ、開発組合は注文をどのように取っているか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

開発組合におきましては、開発組合のほうで堆肥散布に関しますチラシのほうを作成いたしまして農業者に配布をしております、開発組合のほうで直接申込みをする体制を取っております。

○西 文男議員

農林課にお伺いしますが、例えばドローンの農薬散布については、農林課の窓口で農家からの注文を受けておりますが、一番厄介であるという、要は赤字。注文も

開発組合の事務所まで行かなきゃ注文ができないというふうな状況下において、いかがなものかと思えます。それについての例えば窓口を役場ですとかいうような方法を考えて指導しているということはございますか。お伺いします。

○岡越 豊農林課長

申込み先が沖永良部農業開発組合であるということにつきましては、引き落とし先の口座であったり、個人情報を伴うものでしたので、また圃場の確認、どういった場所にまくのか、それを開発組合が把握をしないといけない、そういったこともございまして、開発組合で直接ということで今まで行っておりました。

ただ、確かに開発組合まで足を運ぶのが遠い等々の声はありますので、例えば、サトウキビの交付金の事前確認審査等を各公民館で行っておりますが、そういったタイミングで、そういう申込み等が受け付けられるのか、いろんな方法については、開発組合の人員的なものもございまして、検討してまいりたいと。町のほうとしてもいろいろ提案をしていきたいと思えます。

○西 文男議員

実は私も先日、堆肥の申込みに行きまして、電話したら事務所の受付まで来ないと受付ができませんというふうな話をしたので行ってきました。これ役場でできないのかなというふうに言ったら、今おっしゃったように、なかなか面積と……。同じ情報の地番を持っているかと思えますので、その辺はファックスなりメールなりで、注文を受けられる場合には、ぜひ、そういう形もしていただきたいなという要請が一つと、サトウキビの事前審査と確認したのか、必ず開発組合の職員に言って、一番非常に会社の事業の中で赤字という部門ですので、そこら辺は強く指導していただきたいなと。今現在のやり方があってそういう形ですので、いろんな形でできるように。

そうしないと、バガス等々の堆肥が残って、今、県道の伐採、町道については、建設課の町道伐採、農林については農道伐採ということで、まず雑木が出ています。

それからクリーンセンターにおいては食品ロス、生ごみの焼却については非常に燃料消費、それからクリーンセンターの焼却炉が早期に傷んでいく等々あると思えますので、いろいろ当然、農林課のほうも調べて、いろいろの事例等々も詳しく調べて、先日お話を聞きました。そういう形で持っていけるように、まずは残っているものをまたつくってどうするのという町民、島民の声ですので、まずはそれを処分する方法に変えていくという形を強く指導していただいて、それをなくしたらまた町民、島民のために、この昔あった補助、土の微生物等々により反収の増収と増産という形になってくるかと思えます。その辺を同じ理解ですので、ぜひ強く進め

ていつていただきたいなというふうに要請します。

それから、外来種駆除について。

これ、実は昨日捕まえて、正名の池で、私の家の庭に今日持ってきた方がいました。私、今日、軽トラの後にサンテナかごに乗せて企画振興課の担当者に取りに来てもらいました。そしたら、見たらすぐ、大きいですね、これはメスですと、すぐ分かりました、町の担当は。もうちゃんと駆除の仕方も全部、先ほど町長の答弁にあったとおり、そのとおりにやりました。

それで、町内各地のため池等々に、耕地課長、正名、田皆、住吉は聞いて、ほかの地区はどうですか、聞いていますか。

○下田浩治耕地課長

議員おっしゃるとおり、私もほかのため池の浚渫の関係で要望があったので、正名のため池を確認しに行ったところ、おっしゃるとおりカメがおりました。正名の池でも確認しております。

おっしゃるとおり、ほかの地区、山田ダムなどでも以前、最近は行っておりませんが、確認したこともあります。おっしゃるとおり、ため池の本来の機能が損なわれますので、耕地課としても、ペットであるのか、外来種をため池に放さないというような周知もしていきたいなと考えております。

以上です。

○西 文男議員

黒穂病のことを忘れまして。黒穂病は我が正名であって、私も駆除をしました。どのような形で焼却したらいいですかと言ったら、ゴミの指定袋に入れて捨てると。これ、なぎ倒したやつはいいんですけれども、土にも菌が入るということで根っこを取ってくださいという指導が昨年ありました。根っこはなかなかクリーンセンターに持っていけないんですけれども、その辺、例えば1万5,000トンある田皆、1万1,000トンを出した正名とか、町のほうでどこか焼却所処分としてそういうような形の指導はできないかどうか、最後にお伺いします。

○岡越 豊農林課長

黒穂病につきましては、防災無線等を利用して、生産者のほうに対策をしたうえで発生状況について報告をしてくださいと。生産者のほうから報告があれば、ほ場に出向いて発生率等々調査をするということで今対応しておりますが、なかなか正名のほかの字からは、今のところまだそういう状況は入っておりません。正名については、若い生産者のほうではほ場に入って、実際に罹病株の確認等を行っております。

先ほどあった、黒穂病の原因がカビの菌になるので抜取りをして焼却をする以外に特効薬がないというところでもありますので、袋に入れて出すというのは、地上部については確かにほかに飛散させない形で袋に密閉するというのがまず第一です。株については、それから株を取ると、ずっと病気由来の株が出てしまいますので、それは抜取りをしていただきたい。抜取りについては、胞子が飛散しない状態であれば置いておけますので、ある程度袋に入れた状態で乾燥するまで置いて、乾いた状態になったときに処分をしてもらう。これが今できる方法かなと思うところです。

○外山利章議長

西議員、一般質問は通告制を取っております。通告に従った質問をしてください。よろしいですか。

通告制ですので、もう時間ですので、これで一般質問終わります。

農林課長から追加の答弁があります。

○岡越 豊農林課長

先ほど、沖永良部農業開発組合が大山で苗を作っている圃場の地権者についての質問がございましたが、南栄糖業株式会社が地権者となっております。全てではないんですが、ほとんどです。

○外山利章議長

これで、西 文男議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 2 時 1 0 分から再開します。

休 憩 午後 2 時 0 3 分

再 開 午後 2 時 1 0 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 3 番、窪田 仁議員の発言を許可します。

○窪田 仁議員

議場の皆様、そして傍聴席の皆様、さらにはインターネットをご覧の皆様、改めまして、こんにちは。

議席番号 8 番、窪田 仁が 1 から 4 まで、一般質問をいたします。

大きな 1 番、農業振興について。

沖永良部島における農業の振興は、地域経済の基盤として極めて重要であり、持続可能な農業の実現が求められています。

①近年のサトウキビ栽培は大変豊作となっており、それに伴い収穫量が増えている状況です。こうした中に、製糖工場の圧搾処理量が問題と考えますが、現時点で処理能力に問題はないか、町の見解を伺います。

②沖合部農業開発組合におけるバガス堆肥の生産・販売について、人手不足や収益性の課題が指摘されております。こうした現状に対し、どのような対策が講じられているのかを伺います。

③北海道の出資場産地ジャガイモの栽培における重要病害虫ジャガイモシストセンチュウの発生が懸念される中、抵抗性品種「しまあかり」の導入と生産拡大が急務となっております。本町におけるしまあかりの生産拡大に向けた取組について伺います。

大きな2番、ふるさと納税について。

①徳之島町では、ふるさと納税にクラウドファンディングを併用し、令和6年度に年間4億円を超える寄附額を記録しています。本町におけるふるさと納税の取組状況と、その成果について伺います。

②また、本町においても、ふるさと納税とクラウドファンディングの併用による資金調達の仕組みを導入することが可能か、伺います。

大きな3番、沖永良部の芭蕉布について。

芭蕉布の伝統工芸士である長谷川千代子氏は、長年にわたり人間国宝、平良敏子氏の薫陶を受け、奄美・沖縄に伝わる芭蕉布製造技術の継承と後進の育成に尽力されてきました。このことから、沖永良部芭蕉布について、町や県の重要無形文化財として指定を目指すことはできないか、伺います。

大きな4番、負担金ゼロの基盤整備事業について。

現在、農地中間管理機構の事業により、屋者高アタ子地区（小米古里線の屋者海岸側）において、農家負担金ゼロによる基盤整備事業の要望が出ています。この事業の実現に向けて、地元住民への説明会を開催することは可能か、町の見解を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、窪田議員のご質問に回答してまいります。大きな設問の3番、芭蕉布につきましては、教育委員会所管事項ですので、教育長答弁に代えさせていただきます。

それでは、まず農業振興につきまして、①ご質問の製糖工場の処理能力についてでございますが、結論から申し上げますと、現時点において、工場の処理能力に問

題はないと認識しております。

令和6・7年期のサトウキビ生産量につきましては、当初9万1,500トンの生産量が見込まれておりました。南栄糖業の圧搾能力は日量900トンでございますので、この見込みに基づけば4月初旬には全ての圧搾を終了できる見込みでありました。しかしながら、ご承知のとおり、今期は天候にも恵まれ、生産農家の皆様の適切な栽培管理により、まれに見る豊作となり、生産量は当初見込みを大幅に上回り、2月13日時点では約9万5,500トン、3月31日には10万1,700トン、4月14日時点では10万4,200トンに修正されております。最終的には10万6,827トンの実績となっております。そのため、予定より大幅に遅れ、4月30日に圧搾終了となっております。

過去5年間の生産量は9万トン前後で推移しており、天候を考慮しても120日前後での圧搾収量が可能となっておりますが、その期間内で処理するためには、議員ご指摘のとおり、工場の処理能力である日量900トンをいかに安定して稼働させるかが重要となっております。

町といたしましても、今後とも、生産農家の皆様が安心して栽培に取り組めるよう、南栄糖業をはじめとする関係機関と連携をし、安定的な処理体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

2番目、議員ご指摘のとおり、沖永良部農業開発組合は人員確保が喫緊の課題となっており、製糖期における堆肥の生産や種苗供給事業の人員配置に苦慮しております。

堆肥部門の収益性の課題も出ておりますが、本町としても、開発組合及び関係機関と連携を図り、堆肥部門の運営計画の策定を支援するとともに、畜産農家の所有するマニアスプレッダによる散布委託や堆肥散布における基地局の設置等の検討を行い、堆肥の生産基盤及び散布体制の強化による採算性確保など、抜本的な対策について検討を進めております。

③番につきましては、ジャガイモシストセンチュウは、発生すると収量が最大50%以上減収し、10年以上シスト体で生存するため、極めて根絶が困難な重要病害虫であります。メークインや北海コガネ、ニシユタカなど本町で生産されている品種は、残念ながら本害虫に対する抵抗性を持っておりませんので、今後も安心してバレイショ生産に取り組むためには、抵抗性品種への切替え、品種の転換が必要であります。

鹿児島県では、抵抗性品種の開発が行われており、開発品種の現地実証に取り組んでいるところでございますが、ご質問のしまあかりについては、鹿児島県園芸振

興協議会沖永良部支部において、令和4年度から本町内では抵抗品種として現地実証栽培が行われております。実証結果では、多収品種であるニシユタカと同等の収量、結果が出ており、有望な品種であると捉えております。

今年度以降も実証圃場の設置が予定されておりますので、実証結果等を踏まえ、町といたしても、栽培体制の確立及び計画的な種苗の供給がなされるように、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

ふるさと納税につきまして。

①番、本町における昨年度のふるさと納税納付総額は4,260万1,160円、寄附件数といたしましては2,114件となっております。

返礼品別年度集計では、マンゴーが769件、寄附金額は1,589万8,000円、全体比率で34.5%であり、ピーナッツ黒糖やケーキ・タルト等の菓子類が799件で寄附金額が681万1,200円、全体比率では35.9%となっており、これらの返礼品が全体の寄附総額の70.4%を占めているのが現況でございます。

本町のふるさと納税推進における最大の課題は、返礼品登録数の拡大及び六次産業の推進であると考えており、本町における返礼品の総数231件に対し、徳之島町が461件であり、倍の返礼品を登録しております。徳之島町の人気返礼品は、よもぎもちやジェラート、ジャム、ケーキ、塩、コロッケ等の自治体内の特産物を活用した商品開発を行っており、本町におきましても、令和5年度に実施しましたフローラルちな新商品開発事業を今年度より再実施し、返礼品の強化に取り組んでおります。

また、既存の事業者様の商品登録を推進しており、島型ちんすこうや冷凍うどん、クラフトビールやジェラートなど、新たな返礼品となる特産品を見つけ出し、総務省へ認定申請を行っている状況であります。

今後とも、約3つの返礼品で全体の比率70%を上回る現況を打破し、人気商品を増やす活動に邁進してまいります。

なお、ふるさと納税宣伝用名刺の作成や町内飲食店等にポスターやチラシの設置を行う取組を進めておりますので、皆様におかれましても、本町のふるさと納税推進のため、今後とも、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

②番目、初めに、資金調達にはガバメントクラウドファンディングとクラウドファンディングの2つがあり、主な違いは、資金調達主体と目的、そして返礼品制度であります。ガバメントクラウドファンディングは、自治体がふるさと納税制度を活用して資金調達を行うもので、一般のクラウドファンディングのように、返礼品

を提供する必要がないことや手数料などが発生せず、その資金をほぼ全額活用できるのが特徴であります。

結論を申し上げますと、クラウドファンディングは、資金調達主体が企業、団体、個人でプロジェクト実現を目的に実施されるものであり、納税の併用活用は可能でございます。

なお、参考までに、自治体が抱える課題の解決に向けて、具体的なプロジェクトを立ち上げ、それに共感した寄附者様からご寄附を募る仕組みであるガバメントクラウドファンディング制度につきましては、これまで令和5年度に大雨災害による土砂に浸食された銀水道の復旧作業に係る寄附や、昨年度の本町ふるさと夏まつり&大山祭における花火大会の継続支援に係る寄附などを展開しております。

徳之島町におきましては、アマミノクロウサギのロードキル改善に関する事業や全国離島交流中学生野球大会、通称「離島甲子園」に出場するための補助事業、高校生が取り組む新商品開発事業など、様々な事業展開を行っており、本町におきましても、本年2月より新たに知名町ガバメントクラウドファンディング型協働のまちづくり事業補助金を施行し、町民団体等が本町のふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施することが可能となっており、各課への事業要望調査や町民団体等へのガバメントクラウドファンディング制度を活用した資金調達に関する情報発信を行い、官民一体となったふるさと納税の推進を行うべく、今後も取り組んでまいります。

大きな設問の4番目に入ります。

議員ご指摘の事業は、農地中間管理機構関連農地整備事業のことだと思われれます。住民説明会につきましては、地区からの事業要望があり、一定区域や水源の確保など各種要件を満たすようであれば、事業化判断後に開催いたします。

以上で、回答を終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、窪田 仁議員の3番、沖永良部の芭蕉布についてのご質問にお答えをいたします。

芭蕉布につきましては、工芸品あるいは工芸技術、民俗技術等のいずれに文化的価値としての焦点を置くかで、捉え方、方向性が異なります。議員のご質問は、工芸技術として無形文化財の認定ができるのかと捉え、お答えをいたします。

本町の一般的な文化財指定の手順につきましては、知名町文化財保護条例に基づいて調査し、文化財保護審議会に諮問した後、町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものと認められ、教育委員会に答申された場合に、指定または認

定となります。

本件の場合、知名町文化財保護条例に照らしますと、無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、町にとって歴史上または芸術上価値の高いものとされ、この定義に基づいた十分な価値づけを示す必要があります。加えて、認定しようとする保持者または保持団体の状況を確認しなければなりません。これらの条件を満たしているかを踏まえ、最終的には文化財保護審議会に諮問し、その答申を基に認定について判断することとなります。

仮に、認定となった場合には、その価値が安定的に継承されることが重要となります。保存継承体制に変化が生じやすい場合は、状況に応じて認定の見直しが検討される場合があります。これらを総合的に勘案しますと、本件について、無形文化財として認定するには、慎重な検討が必要であると考えます。

また、県の文化財指定につきましては、市町村の指定を経て県の指定になるほか、県文化財保護審議会委員からの推薦によって指定に至るケースもございます。よって、最終的な判断は県教育委員会が行うこととなります。

以上でございます。

○窪田 仁議員

これより、再質問を行います。

農業振興について。

サトウキビの収穫が大変豊作で、今年は10万6,800トンできたということなんですけれども、このような中で今、日量マックスで900トンできるということで、100日で計算すると9万トンという流れがあるらしいんですけれども、今ハーベスタの全台数は幾らあるか、伺います。

○岡越 豊農林課長

昨年、令和6・7年間に稼働いたしましたハーベスタの台数としてお答えします。63台でございました。

○窪田 仁議員

高齢化のために若干サトウキビの収穫量が増えるような流れがある中、ハーベスタの台数が今63台あるということで、単純に20トン取ったとしても1,200トン出るわけで、1,200トン余り、1,500トンぐらいですね、20トン掛ける63台にすると。今の日常のマックスで900トン、ハーベスタがフルに動いたときには1,500トンという中で、500トンのマックス900トンでやると600トン余るわけです。このような中で圧搾量が果たして適当なのか。それに今までの状況に対しては問題ないということで、今後の問題としてちょっと

懸案になるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○岡越 豊農林課長

この点につきましては、10万6,827トンということで、36年ぶりの10万トン達成をいたしまして、圧搾終了日が4月30日まで延びたということもございまして、先日行われましたJAのサトウキビ部会であるとか、ハーベスタ組合の連絡会におきましても同様に議論テーマとして上がっておりました。

その中で、南栄糖業工場のほうの処理能力といたしましては、南栄糖業の工場のキャパ、許容量が900トンがベースになっていると。それを1,200トンに増やしていくということは、工場自体を大きく変える必要があるので、なかなか現状では難しい。その中で、今年度もございましたけれども、日量900トンを超えて940トン、950トンの処理をしておりましたので、安定的にそういった処理能力を上げていくということに会社は取り組むということでございました。

あわせまして、令和4・5年期が両町で7万7,865トン、令和5・6年期が8万6,583トンの製糖実績でございましたので、今すぐ、今年度10万トン達成をしたからといって大幅な見直しを行うというのは、かなり、非常に難しい対応になるのかなと思うところです。

○窪田 仁議員

今の面積量では問題ないということなんですけれども、今の流れとしてはハーベスタの事業、ハーベスタが年々数が増えていきますので、そしたら収穫量がマックス900トンを超えてしまうんじゃないかなという流れが心配があります。サトウキビがそれに加え、さらに増えた状態であれば問題ないですけども、さらに減った場合は、また問題が起きてくるかなと思うところです。

懸念されていることは、圧搾処理量が900トン、950トンですので、圧搾処理機がボイラーの更新の時期が来ているのではないかなという指摘が出ております。工場の大きさよりも機械の更新が必要じゃないかなという流れが出ておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○岡越 豊農林課長

南栄糖業におけます機器の整備につきましては、詳しいことについてはまた会社に問合せをいただきたいと思いますと思いますが、私が把握している会社の方向性としましては、整備計画を持って順次、年度的に機器の更新等を行っていく中で、処理量を上げていくというのが南栄糖業の考えだと思っております。

○窪田 仁議員

はい、分かりました。今後とも、高齢化等に伴わない収穫量が違う作物からキビ

に変わって、収穫量が増える傾向にあります。またハーベスタの台数も増える傾向にありますので、適正な処理運営を運営委員会でやっていただくことを求めます。

②番に移ります。

沖永良部開発組合のバガス堆肥は、生産販売について、人員不足あるいは収益性の課題が指摘されているんですけれども、今年度はキビの収穫量が10万6,800トンということで、バガス堆肥も4,000トン以上になると想像されます。これ処分というか、化学肥料の高騰とかいろいろ問題あるので、農業生産全体に対応できる仕組みができないか、伺います。

○岡越 豊農林課長

沖永良部農業開発組合における堆肥につきましては、工場から出てまいりますバガスを畜産農家に飼料として提供して、それを堆肥と合わせてもう一回、開発組合で回収をいたしまして、合わせて集中脱葉で出てきますハカマ、サトウキビのハカマを混ぜて生産を行っております。今、サトウキビがかなり生産量も増えまして、そういったハカマ、そういったものがかなり量が出てまいりますので、そういった資源をどう有効活用していくかというのは非常に大きいテーマだと思います。

その中で、開発組合の堆肥生産については、4,400トンから4,500トン程度が製造能力のマックス、最大となっております。開発組合の堆肥の採算性につきましては、先ほど町長の答弁からもございましたけれども、いろんな要因が絡んでおりますが、多くは4,400トンを超す堆肥が全量はけていないということが課題の1つだと思います。

その堆肥をいかに全量はけさせるかということの主眼に、町長の答弁でもございましたけれども、堆肥の基地局を各地区に設置をいたしまして、堆肥の散布を行っていくと、そういったことで堆肥を全量はけさせる、プラス、その後の資力向上を図りながら、農業生産の収益性を高めていきたいと考えております。

○窪田 仁議員

重要な資源でもありますので、人員不足、収益性不足等の問題がないように、沖永良部の農業に有効な対策を求めて、③にいきます。

ジャガイモのシストセンチュウに対する抵抗性のあるしまあかりの導入計画なんですけれども、ここに、しまあかりの特性の栽培ポイントというのがありまして、この辺を拡大したんですけれども、これがシストセンチュウが入ったところ半減するという。空いているところが北海道の約半分ぐらいあるということで、ニシユタカがメインで使って、ニシユタカ、北海コガネ、ゴールド、これだけでも相当な量になります。この白からこのグリーンまでです。メーカーまで入れるとさらに多

くなるという。種苗産地に入って供給できなくなったら、今、第2番目に農地を使っているジャガイモの生産が極端に低下するおそれがあります。

そこで、ジャガイモシストセンチュウは植物防疫上の重要病害虫で、発生圃場では種芋生産ができないようです。現地での本町独自の調査はできていますか、伺います。

○岡越 豊農林課長

現地でということとは、北海道の種苗産地における本町独自の調査ができていますかということかと思っておりますので、それにつきましては、種苗生産については、種苗採取道県のほうを農林水産省のほうで定めておりますので、植物防疫法に基づく種苗検査が行われておりますので、本町独自で産地に出向いて種苗検査をするということとは、今行っておりません。

○窪田 仁議員

今、大変心配されるシストセンチュウなんですけれども、各産地に、例えば北海道の入っている産地、さらには長崎県、これで見ると、北海道、青森県、三重県、長崎県、熊本県の71市町村で確認され発生拡大中ということで、収量が半減するというので、大変生存も10年以上たち根絶が困難と言われております。そこへのアンケートは取られていないんですか、伺います。

○岡越 豊農林課長

種苗生産産地に対するアンケート、どのようなアンケートを取るかということにもよるかと思いますが、その発生状況については、先ほどもありましたようにいろんな検査、それから一度定着してしまうと10年という長い期間、ほかの作物を輪作したとしても土の中に生存し続けるので、また、バレイショを植え付けるとまた発病してしまう。非常に怖い、重要病害虫だと考えておりますので、鹿児島県としましては、先ほどのしまあかりもそうですが、これまで抵抗性品種の開発ということを試験場において行ってきまして、いろんな品種について現地実証がこれまでも行われてまいりました。行われてきた中で、収量が今ある品種並みに、もしくはそれ以上が期待できるということで、このしまあかりという品種が出てきましたので、このしまあかりについてどう種を増やしていくのかというのが今後重要になるかと思っております。

○窪田 仁議員

しまあかりが大変重要だということで、しまあかりの導入計画が出ているんですけれども、令和6年から10年まで。令和6年には両町で2反歩、20袋くらいですね。令和10年になると10町6反、大変大きな事業になってくると思います。

ぜひ、北海道にシストセンチュウが蔓延しないうちに、産地化が図られたらな。というよりも、農家の安定のために、安心・安全な種苗の供給体制を支援してほしいと思います。

以上で、大きな2番にいきます。ふるさと納税について。

ふるさと納税は、前回、徳之島でふるさと納税の説明会をいただきまして、そのときにクラウドファンディングのG C Fというんですかグランドクラウドファンディングファンドとかいう、それは有効だということでG C Fですね。ここにあるのが徳之島クラウドファンディングふるさと納税ということで、これは今言われた中にありますけれども、3つのクラウドファンディング型ふるさと納税を実施しましたという。これを本町に入れてほしいという流れなんですけれども、今言われた流れでは入れるという流れなんですけれども。

一応寄附額が5月4日の南海日日新聞にありましたけれども、知名町は、前年度が5,556万1,000円、24年度が4,261万2,000円、その中で、徳之島町が4億5,000万円も行っている流れなんですけれども、ちなみに与論島が1億4,000万円いっているんですけれども、聞いたところ、JALと提携を結んで、JALの割引をするという、これいい話だなと思うんですけれども。ちなみに徳之島町のふるさと納税の寄附状況は、2022年から4億2,000万円、23年度4億2,900万円、24年度が4億5,400万円と伸びているんですよ。新聞に出ている状況では、数は、寄附件数は5年ぶりに10万割れをして下がったんですけれども、寄附総額は16億2,000万円と上がっているという流れがあります。ですから、まだ状況的には可能性があるかなと思うところです。徳之島町の状況の基金が今現在で8億8,900万円あるということで、資料の中から「全国の皆様からふるさと納税で徳之島町はますます元気です。温かい応援をおぼられん」といって、ありがとうございますという方言まで入っている。

アマミノクロウサギ、これがふるさとチョイスG C Fという、初めての実施ということで……。すみません、そういう実施をしているということで、どうですか、ここまで本町の取組状況からしていけそうな状況はありますか。

○永野道也企画振興課長

ただいまのご質問の意図というのが、いけるいけないというのが、多分、まずガバメントクラウドファンディングの説明等をさせていただきます。

議員がおっしゃっているものは、徳之島町がガバメントクラウドファンディング、行政政府による資金調達というのがガバメントクラウドファンディングとなります。その事業主体は自治体でございます。返礼品の有無については、してもいいし、

しなくてもいいというのが形です。もう一方が、クラウドファンディング、これは主に企業や個人、団体が行うものであり、返礼品等については、基本的に行ったほうがお金が集まるという仕組みになっております。

ただ、両方の資金調達の方法としましても、目的をしっかりとってお金を集めるという手段でございます。なので、クラウドファンディングとふるさと納税の併用というのはありというのは、ガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納税の一環でございます。なので、ガバメントクラウドファンディングとふるさと納税の併用というのは、基本的に同じ目的なので、ないということ。ただクラウドファンディングは、個人、企業、団体が行うものですから、併用は可能だということを考えております。

その中で、徳之島町の単年度寄附総額 4 億円にしているという話で、それに引き換え本町は、令和 5 年度よりも令和 6 年度は若干落ちている。令和 5 年度が 5,600 万円、昨年度が 4,200 万円ということになっております。これにつきましては、答弁の中にもありましたが、ひとえに返礼品の数が違うと。徳之島町が大体 460 件に対して、本町は約半分の 230 件だと。

内訳は何が違うのか。もちろん、奄美群島なので、豊かな農作物があります。ただそれに対する加工商品の数はどうしても負けていると、少ないということがありまして、今年度当初予算で認めていただきました新商品開発事業を展開しております。新商品開発は、農家でも飲食店でも加工食品会社でも、いずれもオーケーということにさせていただいております。その中で、本事業、以前は開発して終わっただけなんですけど、今年は農林課とコラボをしまして、新商品の開発、デザイン、また販売方法、そういうのも後のフォローまでしていくということで進めております。

議員のご指摘、これからも納税の額をどうやって増やしていくかというのは、本課としても努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○窪田 仁 議員

問題点をはっきりして、230 件で少ないという問題点をはっきりしておりますので、これを少しでも右肩上がりにできてもらえればと。

また、クラウドファンディングないしガバメントクラウドファンディングも全て町のふるさと納税に併用できるということなので、ぜひ合法ということですので、寄附金の使途を明確にし、市販者に正確に伝える、寄附者はどちらかを選んで支援します、両方から資金を集めて合計で役に立てるのは可能ということですので、透明性と適正、資金の使途、民間事業と公的援助の違いをはっきりさせてやるという事業らしいです。

地元ですけれども、脱炭素のカーボンニュートラル関係、あるいは環境保護関係、動物保護等々いろいろありますが、ここに徳之島町が行った3つのクラウドファンディング型ふるさと納税が、でかく写真で載っておりますので、本町もぜひ、いいところは学んで進んでいってほしいなと思うところです。

今後とも、ふるさと納税の研究とともに、ちょっとこの辺で、環境、動物保護、カーボンニュートラル関係はクラウドファンディングでどうでしょうか。

○永野道也企画振興課長

企業版ふるさと納税の用途の話になると思うんですが、その点につきましては、地域再生計画という総務省に提出する計画の中で承認をいただければ、その事業に利用することができるというふうになっております。

なので、現時点で本町の中では、脱炭素に関する事業、子育てに関する施設等の整備、空き家改修に関する費用の今3つを総務省側には上げております。

○窪田 仁議員

大変分かりました。

今後とも、ふるさと納税の研究とともに、納税金額を増やし、地域の課題解決にさらなる尽力を尽くしていただけるよう要請して終わります。

大きな3番、沖永良部芭蕉布について。

糸芭蕉の畑を管理作業されたということで、こちらですね。芭蕉の技術、継承者、行田さんを採用されたということで、このような、ゆっくりいきますけれども、数々の工芸品、これいったらちょっとネクタイは今暑いのでできないんですけども、これキーホルダーです。ここに名刺入れがあります。これちょっとお宝で床の間に置いているんですけども。数々の工芸品があるということで、鹿児島県伝統工芸品指定にもなっております。このように、伊藤 裕一郎さんのときも。人間国宝ですね、この方、平良敏子さんの指示を仰ぎ、伝授しております。

そこで経歴ですけれども、1980年、今から45年前ですけれども、織手工芸品の認定士を受けております。大島つむぎをやって継続だと思っておりますけれども。24年前、沖縄の平良敏子氏より芭蕉布を学ぶ。今日までいろいろな作品が出来上がっておるところでございます。

本町の伝統工芸品を、沖永良部芭蕉布を町・県の重要文化財指定にできないかということで、今、教育委員会で引っかかっているようですけれども、どこが悪いのでしょうか。

○外山利章議長

答弁の詳しい説明ですかね、窪田議員。担当はどちらですか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

長谷川千代子さんが長年ご尽力されてきたことは重々承知しておりますが、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、指定に向けて取り組むための客観的な判断材料となる資料が少ないため、調査に時間を要します。具体的な調査といたしましては、工芸技術の起源や伝統技術の発展過程などを調査いたしまして、文化的、歴史的な意義を調査いたします。また、地域や住民、時代によってその工芸品がどのように変化、発展してきたか、そして、その制作過程や使用される材料、技法の精緻さ、また、技術の継承状況や後継者の有無、後継者の育成状況や技術の伝承体制を調査いたします。これらを多角的な調査に基づき評価を行い、工芸技術が文化財としての価値を有しているかどうかについて、総合的に判断することになるためです。

以上でございます。

○窪田 仁 議員

今言われたことは、全てやられていると思います。これをいろいろ分化されて、県の知事の表彰も受けている。それで無形文化財というのは、国の指定も受けているわけです。国が平良敏子さんの芭蕉布を重要無形文化財として扱っているわけですから、芭蕉布は国に申請してもいけるという流れです。

今、経歴と材料とかいろいろ言われていますけれども、この辺に経歴も全て載っていますから。これ国までいっていますからね、その技術自体が。その後継者、人間国宝の平良敏子さんはいないですから、次の後継者が誰になるかという流れも出てきます。芭蕉布の保持者ということで認定していただければ。今、鹿児島で留まっているようですけれども、文化庁まで送っていただき、答申していきいただきたいなと思うところですが。

今、県も国も認めているわけですから、県に、まず重要無形文化財の保持者と認められて、こちらで書類を作って県に答申するわけです。もう国までいっているわけですから、その技術が。平良敏子さんの件でいっているわけですからね。ですから、答申していただき、材料も全てそろっていますから、国に行けばラインができていますので、国から県の文化庁にまた答申していただき、さらなる知名町の重要無形文化財として発表していただきたいなと思うところですが。今回は、町・県で重要無形文化財として認定をしてほしいという、それを県にも上げてほしいという流れですけれども、いかがですか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

先ほども申しあげましたように、指定に向けては幾つかの流れがございます。

まずは、芭蕉布の工芸技術や民俗技術としての価値を明確にし、かつ町にとって歴史上あるいは芸術上の価値が高いことを示す必要があります。そして2点目に、芭蕉布の保持者や保持団体の状況を確認し、その技術が安定的に継承されているかを確認する必要があります。そして3点目に、知名町の文化財保護条例に基づいて、文化財保護審議会に諮問し、その答申を得る必要があります。そして最後に、答申した後、定例教育委員会において協議し、可決された場合に告示することになります。

このように、芭蕉布の文化財指定には、価値の明確化と保持体制の確認、条例に基づく手続など、慎重な検討が必要となっています。

以上です。

○窪田 仁 議員

今言われたのが全て当てはまっている状況です。これを一步一步進めていただければ、もう完璧ですので、ぜひ今の内容は全て出ておりますので。出ていないとおっしゃるんだったらちょっと聞きたいんですけども、出ていないと思われませんか。今言われた状況が何も当てはまっていないという状況を説明してください。

○池沢由美子教育委員会事務局長

長谷川様が取り組まれている芭蕉布の事業については、大変貴重な取組をされているなということは、教育委員会のほうでも重々承知をしているところです。

先ほど参事のほうからもありましたように、その価値について、誰がどのように判断するかというところ、教育委員会事務局のほうで、その価値について、はいすばらしいですね、そうですね、では上げましょうというふうにはやはりいかない。そこは町の文化財保護審議会にきちんと調査をしてもらって、一つ一つのことについて、窪田議員がおっしゃるようなことについて、本当に沖永良部の芭蕉布、町の重要無形文化財として、工芸技術として価値があるものかどうかというところをきちんと押さえた上で、さらに教育委員会のほうに答申していただき、認定について進めていくというような、審議していくというようなことになりますので、その段階を踏まえた中でいろいろな価値が改めて見直されたり、あるいはこの部分が少し足りないなというところが出てきたりというようなことがあると思いますので、そちらを踏まえた上で教育委員会事務局としては、そのような事務を進めていければと考えているところでございます。

○窪田 仁 議員

しゃべればしゃべるほど、その項目に当てはまっている流れありますので、ぜひ

進めていってほしいと思います。

今の流れでは、形式、流れを言っただけの話で、内容に対しては全て当てはまっているような状況ですので、ぜひ重要無形文化財の指定者として認定されるように要請して終わります。

○永野道也企画振興課長

すみません。窪田議員の町の大事なものに対しての思いというのは、以前から深く強く受け止めております。

その中で、現状は、本年の3月議会でも芭蕉布工場の存続という課題がありました。その中で今、地域おこし協力隊を導入して後継者をどのようにしていこうか、この技術をどのように後世に伝えていくかという1つのポイント。

2つ目、この技術が確かに受け継がれるか、その前提には、芭蕉布工場の経営が必要になってきます。現時点では、芭蕉布のふるさと納税の返礼品の販売数も含めて、思ったよりも経営がしっかり、自分で給与を稼いでもうける仕組みが今はないという状況でございます。

そういうことを踏まえてもう一つが、地域の皆さん、先ほどから芭蕉布の畑の作業も下城字集落のほうの協力体制というのも審議の一つとありましたので、このトータル的なものをまずしていくためには、芭蕉布の後継者をしっかり育てて、次の世代につなぐための施策をした後に、こういう無形指定文化財につながるというふうに思っておりますので、窪田議員の思いもちゃんと受け止めながら、芭蕉布の存続に向けて、本課としては邁進していこうと思います。

○窪田 仁議員

存続をもあるんですけれども、実際は、技術があるかないかなんです。重要無形文化財の指定になるかどうか。もういないんですか、この技術のある右に出る方は。今の状況はいいんですよ。いると思いますか。

○永野道也企画振興課長

申し訳ございません。技術があるかということ、長谷川先生の技術は確かに素晴らしいものと私は思っております。それを受け継ぐ人材が今いるかということについてのことがポイントになりますので、その部分をご配慮いただければと思います。

○窪田 仁議員

今現在の技術で、重要無形文化財に当たる技術があるかどうかです。後継者がいるかどうか、これは別の技術の問題ですから、工芸品としての技術、後継者がいるかないかは、いるんですよ、実際。それは別にして、今の現在の技術が認定されるかどうかと思うんですけれども、知名町でも誇れる工芸士ですので、ぜひその方

向で、文化財保護審議会の方々の意見も聴取しながら進めていただきたいなと思うところですが、いかがですか。

○田中幸太郎教育長

まず、いろいろ質疑を聞いておりますと、議員と私どもの考え方が若干違いがあるのかなというふうに見受けます。

私どもは、文化財保護条例に基づいて処理を進めていくということで、十分な価値づけ、それから保持者または保持団体の状況、これは議員もおっしゃるように、衆目の認めるところだと思います。ただ、私先ほど答弁の中で、安定的に継承されることが重要と、あるいは保存継承体制についても言及しました。実は私がこの後継の方、地域おこし協力隊の方の名前を聞いたのは今日初めてでございます、この方がどういった方なのかも存じ上げておりませんし。この文化財保護条例の第5条によりますと、無形文化財の保持者が心身の故障等のため、保持者または保持団体として適当でなくなった場合、教育委員会は、当該保持者または保持団体の認定を解除することができるという書いてあるわけです。私たちは、ここまで含めてどうなのかということを考えているわけです。

つまり、ずっと継続してこの団体がこの文化を継続して継承していけるかどうか、そこまで含めて考えているということは一言申し添えておきたいと思います。

○窪田 仁議員

この新聞を見たことないという流れなんですけれども、これは5月2日に載った新聞でして、横に町長がおって、ここに長谷川千代子さんがいるんですけれども、元気で足がちょっとあれなんだけれども、健康で普通に歩けるようになっております。このような流れもありますので、知名町の宝ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、大きな4番移ります。負担金ゼロの基盤整備事業について。

説明会を要望しているんですけれども、どうでしょうか。

○下田浩治耕地課長

基盤整備のご質問ですので、耕地課のほうでお答えいたします。

国の農地中間管理機構関連の整備事業、通称機構関連事業と言いますが、この狙いとしては、担い手への農地集積、そして集約化の加速化、また耕作放棄地の解消と発生防止というのが挙げられると思っています。県の担当者の方とも話したんですが、この事業、本土の過疎化、僻地の荒廃した農地を持った地域向けの事業設計ではないのかなというふうに話しておりました。

ここ知名町、沖永良部では、基盤整備の未整備圃場ですら担い手の方々が競い合

って借りている現状、そして、耕作放棄地が少ないという現状、また、面積は小さくても高齢の農家であったり兼業農家の方々が細々と営農している。そういう皆さん方に15年以上という担い手、機構を通じて貸し出すと、申請を計画の段階を含めると18年、20年間貸し出すというふうにも聞いておりますが、なかなかそういうふうなことは、課内でも議論したんですが、現状知名町、沖永良部には不向きなのかなというふうに話したところであります。

しかし、議員もおっしゃっておりますが、後継者が不足、そして新規就農者よりリタイアされる方々が多いというこの現状で、地域のほうでまとまれば可能性のある事業なのかなと。若干負担ゼロという言葉がパンフレットにもあって独り歩きしているところもあるんですが、私も可能性は感じておる事業だと思っておりますので、通常の県営事業の進め方で、昨年度の段階でも各公民館でお話しさせていただいたんですけれども、まずは地域の方々に準備委員会というふうに組織していただいて、おのおのが来るのではなくて代表者の方を決めていただいて、まずは耕地課でご相談いただければなと思っております。

ご相談いただいたら、その地区を地図で表して、名義人をお調べして、その委員の方々にお渡しをして、その委員の方々に、古古米みたいな言葉じゃないんですが、借り同意、借り借り同意という言葉はないんですけれども、事前に地区の皆さんに、賛成なのか、反対なのかというのを聞いていただいて、虫食い状態ではもちろん水路も通せないですし農道も整備できませんので、一定区域がまとまれば事業化に向けて進める題材と、ほかの地区も要望している中で、たくさん大きな予算ももちろん必要としますし、長期間、計画から5年、6年かかります。そして、マンパワーも必要ですので、ふるいにかけるという意味ではないんですが、まずは地元の皆さんの同意、総意があって、進めていきたいと考えておりますので、まずは耕地課のほうに来て、ご相談いただければと考えております。

その際に、採択へ向けて動き出したら、もちろん事業説明会を行いますので、その中で要望があれば、県の地域振興公社、中間管理事業の窓口となっている県の公社の方々を招いて農業委員会を中心に説明会はなされるものと思っておりますので、その際は、耕地課も協力していきたいと思っております。

以上です。

○外山利章議長

窪田君、最後です。まとめてください。

○窪田 仁議員

そのような意見も踏まえて、説明会をできる体制を取ってほしい。それは、そち

らのほうに申し込んで許可が下りればということの流れがありますので、それも加えて進んでいきたいと思っておりますので、そのときはできるように要請いたして、終わります。

以上です。

○外山利章議長

これで、窪田 仁議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

明日18日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時14分

令和7年 第2回知名町議会定例会

第2日

令和7年6月18日

令和7年第2回知名町議会定例会議事日程
令和7年6月18日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①長山 美香議員

②高風 勝一郎議員

③根釜 昭一郎議員

④福井 源乃介議員

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田尻博樹 議員	2番	長山美香 議員
3番	原崎幸雄 議員	5番	西吉信 議員
6番	高風勝一郎 議員	7番	福川勝久 議員
8番	窪田仁 議員	9番	根釜昭一郎 議員
10番	西文男 議員	11番	福井源乃介 議員
12番	川畑光男 議員	13番	外山利章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田孝一	議会事務局長	元榮聡子	議会事務局主事
------	--------	------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名氏

氏名	職名	氏名	職名
今井力夫	町長	赤地邦男	副町長
田中幸太郎	教育長	成美保昭	総務課長
西富士雄	総務課長補佐	永野道也	企画振興課長
岡越豊	農林課長	田邊栄	農業委員会事務局長
英敬一	建設課長	下田浩治	耕地課長
中山昌昭	会計管理者兼会計課長	井上修吉	税務課長
元榮吉治	町民課長	中村里佐子	保健福祉課長
久永裕一	上下水道課長	原田孝二	子育て支援課長
池沢由美子	教育委員会事務局長	上原美穂香	教育委員会事務局参事
東里樹	学校給食センター所長		

△開 会 午前 10 時 00 分

○外山利章議長

議場内の皆様、ご起立ください。
おはようございます。お座りください。
これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 一般質問

○外山利章議長

日程第 1、一般質問を行います。
通告 4 番、長山美香議員の発言を許可します。

○長山美香議員

うがみやぶら。
議席番号 2 番、長山美香が一般質問いたします。

1、一般社団法人ツギノバの経営難が令和 7 年度の町の政策に与える影響について。

3 月定例会にて予算が決定した後に、一般社団法人ツギノバの経営難が明るみとなったが、以下の点について伺う。

- ①町がツギノバの経営難を把握したのはいつだったのか。
- ②令和 7 年度に一般社団法人ツギノバに委託が決まっていた事業はあるか。
- ③それらの事業について、町の対応・対策について伺う。

2 番、「子ども第三の居場所」事業継続について。

一般社団法人ツギノバが、日本財団の助成を受け、本町フローラル館地下 1 階にコミュニティモデル施設 e n t a k u として開所していた「子ども第三の居場所」事業について伺う。

①現在、閉所状態が続いているが、利用していた保護者などから町へ問合せはあるか。

②「子ども第三の居場所」事業の継続について、可能性はあるか。

3 番、喜界航路の減便について。

6 月 1 日より、喜界航路の減便及び知名港への寄港が休止となっているが、今後の町の方針について伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

議場内の皆様、そしてインターネットをご覧の皆様、改めましておはようございます。

本日、6月議会2日目になります。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、長山議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

まず、ツギノバの経営難等につきましてのご質問であります。①番、本町が一般社団法人ツギノバの経営難について把握いたしましたのは、関係者より本町へ一報があったのが本年3月17日でございます。この一報を受け、直ちに担当課において情報収集を開始し、3月末には、事業継続が困難な状況であるということを確認するに至りました。

2番目と3番目につきましては関連しますので、併せて回答いたします。

本年度において、一般社団法人ツギノバに委託が決定しておりました各事業につきましては、3月末にツギノバの経営難が明らかになったことに伴い、現在、これから申し上げます4つの事業について対応・対策を検討しているところでございます。なお、4つの事業につきましては、本年度当初予算にそれぞれ委託料として計上されているものであります。

まず1つ目は、ふるさとワーキングホリデー事業委託料でございます。この事業は、都市部の学生や社会人を対象に、短期間、地域で働きながら収入を得て、地域住民との交流を通しながら、余暇活動の充実や移住のための情報を得る貴重な体験となります。本年度はこれを直営で実施することを念頭に、規模を多少縮小しながら、現在、そのスキームの構築を行っているところでございます。

2つ目の事業は、まちづくりアドバイザー事業委託料でございます。この事業につきましては、まちづくり施策などの全般についてアドバイス契約をしているものでございます。本年度は、現在、アドバイザーが不在となっておりますことから、実施は困難であると判断しております。

3つ目は、地域力創造アドバイザー委託料でございます。この事業は、移住情報、集落内に活用な空き家調査を行ったり、移住者へのきめ細やかな対応をする移住定住相談窓口業務となっております。これにつきましては、町が直営で実施する方針でございます。

最後、4つ目は、サテライトオフィス運営委託料でございます。本事業は、企業との関係性を構築し、本町でのテレワークやワーケーションを推進し、企業誘致や誘致企業人材育成を目的に設置したものでございます。フローラルパーク前のサテライトオフィス運営に関するものがこれに当たります。こちら、町のほうで直営

で運営する方針でございます。

町といたしましては、これらの事業の目的が損なわれないよう代替策を講じるなど、適切な対応を進めてまいります。

大きな設問の2番、「子ども第三の居場所」についてであります。

まず、①番、現時点において、利用されていた保護者から、この第三の居場所についての直接の問合せ等はありません。

②番目、事業継続の可能性につきまして回答します。

知名町フローラル館の地下1階にて、コミュニティモデル施設 *e n t a k u* として開所・運営されておりました「子ども第三の居場所」事業につきましては、運営団体であります一般社団法人ツギノバの経営難により事業継続が困難となり、同法人は事業を辞退、運営から撤退しているため、現在、閉所状態が続いております。

しかしながら、町といたしましては、この事業が子供たちの安心・安全な居場所であるとともに、地域コミュニティの活性化と子育て環境の維持という観点から極めて重要な取組であると認識しており、子供の居場所が失われることを防ぐために、新たな運営団体による事業継続を模索している状況でございます。したがって、「子ども第三の居場所」事業の継続の可能性につきましては、十分でございます。

町といたしましては、事業継続に向けて主体的に支援を行う方針であり、具体的には、新たな運営団体に対し3項目にわたる支援を検討しております。

まず1つ目、既存施設及びツギノバが整備しました備品等の無償貸与及び活用の支援でございます。これにより、新たな運営団体が初期投資の負担もなくこの事業を開始できるように支援してまいりたいと考えております。

2つ目は、行政によります地域の子供や保護者、関係機関などとの連携、ネットワーク構築のサポートを行ってまいります。町が主導して、運営団体が地域コミュニティのハブとなれるようサポートしてまいりたいと考えております。

3つ目は、日本財団助成金は今後活用しない方針のため、町独自の予算措置によって安定的な運営資金を確保するほか、人材の確保などに対しても支援を行ってまいります。

これら町の積極的な支援により、新たな運営団体による安定的な事業運営を後押しして、子供たちが安心して過ごせる居場所づくりを守り、より豊かな地域コミュニティを築いてまいりたいと考えております。

3番目の、喜界航路の減便等につきましてでございますが、長山議員のご質問にありましたとおり、6月1日から、鹿児島・喜界・知名航路の減便及び知名港への

寄港休止が実施されております。知名港への寄港中止に伴い、毎週水曜日と金曜日に入港しておりましたフェリーきかいの往来も停止をしております。

これらの状況を踏まえ、本航路の運航計画変更に関する町の方針について、ご説明を申し上げます。

本航路は、沖永良部や奄美群島、鹿児島を結ぶ貴重な生活航路であり、住民の移動や物流にとって不可欠な役割を果たしてまいりました。そのため、運航事業者であります奄美海運株式会社に対しましては、運航の復活に向けた働きかけを継続しております。

また、今回の航路休止の背景には、航路及び荷役維持に必要な人材不足が主な要因として挙げられております。これは、人口減少や高齢化の進行に伴う避けられない事象であると認識をしております。今後は、必要とされる人材の確保やコスト、物資の輸送量、そして航路休止による影響などを総合的に勘案しながら、持続可能な形で航路の復活に向けて、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○長山美香議員

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

令和7年度事業において、委託業者の選定を行う際に、事前に経営状況などを把握することはできなかったのか、伺います。

○永野道也企画振興課長

委託事業者の経営状況につきましてなんですが、指定管理制度におけるテレワークオフィスにつきましては、選定委員会を開催して、その後決定という流れを持っております。その中で、当初につきましては財務諸表の提出を求めておりましたが、それ以降につきましては、財務諸表等の経営状況が判断できる資料を頂いておりませんでした。これにつきましては、今後の改善の課題というふうに認識しておりますので、指定管理業者についての経営状況の把握は努めていきたいと思っております。

また、委託事業者につきましては、従前、この事業を開始したときに、一般社団法人ツギノバの代表者と町の第6次総合振興計画策定に当たり、町の現状や課題を正確に把握していたこともあり、一度、当初の事業計画に沿って契約を行った後につきましては、随意契約という形でその柔軟性等を配慮し行っていたところがございます。

○長山美香議員

ツギノバのホームページを見ました。決算報告が令和4年度までは載っていたんですけども、5年度の決算報告書が載っていませんでした。2年、3年、4年と載っていたんですけども、5年のほうが載ってなくて、毎年委託をしていく中でそういった確認ができていれば、なぜ決算報告書が載っていないのか尋ねることもでき、未然に、あれと思うことがあったのではないかなと思うんですけども。

そして、例えば、委託の際に直近の決算報告書を提出することは今後していくことができるのかということも含めて、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

長山議員ご指摘のとおり、まず、決算状況についての提出につきましては、今回の件を受けて、運営の在り方を見直していこうと思っております。特に、町と関与がない事業所もかなりあります。そして、本課が管理する指定管理者には、フローラル株式会社やNPO法人のところもありますが、そこについては事業報告がありますので、財務状況については逐一管理ができております。

ただ、このように、私たちのほうに財務諸表、決算状況の報告がない団体等の指定管理及び委託につきましては、今後、財務諸表の提出を求めていこうと思っております。

以上であります。

○長山美香議員

ツギノバは、2020年、令和2年12月に法人指定された新しい団体です。まだまだ経営的にも事業的にも不安定な面があったのかもしれない。経営状況だけでなく、従業員の勤続状況なども気に留めておく必要があったのではないかなと思います。そのNPO法人や社団法人に対して、経営に口を出すというのではなく、委託にふさわしい団体か、委託継続可能な団体なのかということをおぼろげに気をつけておくという、そういうことが今後必要になっていくのかなと思います。

また、先ほど、決算書の提出というお話をしましたけれども、なかなか、会計や簿記の資格を持っているだけでは、決算報告書を見ただけではその経営状態というのを把握するというのは難しいと思われまます。中小企業診断士のような資格を持った方、または決算書を正確に読み解くことのできる職員の採用ということを今後考えているのかどうか、お伺いします。

○今井力夫町長

会計をどの程度明確にし、我々が把握するかという意味では、これらの財務表をしっかり読み取る人物、職員というのは、非常に必要なことだと思いますけれども、今現在、本町の中でそのように、会計書類の状況をきちんと把握できる職員という

のはおりませんので、新たにこれを採用できるかというところは、募集するのは可能なんですけれども、今現在のところ、一般の職員採用の中においてもなかなか人が集まっておりません。そういう意味では、今後、我々としては、新たな職員を採用するというよりは、このような財務表をきちんと読み取れる会社との連携を図っていくほうが、確実に処理を済ましていくことのほうが可能になってくるのではないかなと考えておりますので、職員を新たに会計専門の職員というのを確保していくというのは、現在の人手不足の中では非常に困難だと考えておりますので、むしろ、そのような会計処理に精通した会社との契約というのが早急に対応できる方法だと考えております。

以上です。

○長山美香議員

そうですね。町が税理士などと今後契約をし、適切に委託先への監査等を行うシステムの導入ができることを要請いたします。

今年度、ツギノバへ委託されていた4つの事業において、先ほど、こういった形態で契約をされていたのかというのは伺いました。協定を結ぶ形、随意委託などがありましたけれども、この随意委託なんですけれども、随意委託のデメリットとして、透明性の確保が難しく癒着や不正の懸念がある、競争原理が働かずコストが適正でない可能性があるというデメリットがあります。

メリットとしては、手続が簡素で迅速に契約を締結できる、特定の技術や経験を持つ業者と直接契約ができるという点があり、この特定の技術や経験を持つ業者と直接契約ができるという点で、今回ツギノバとの随意委託になったかとは思いますが、今後は、そういった随意委託、随意契約に対して、町が注意していく点等をお答えいただけたらと思います。

○赤地邦男副町長

今回のこのツギノバにつきましては、最初からツギノバありきということでやってきたのが大きな汚点を残したということが言われるのではないかなと思ひまして、先ほど長山議員がおっしゃったとおりのことでありまして、財務諸表とか貸借対照表とか、そういったのを添付して、ちゃんとした指名委員会の中で審査しておけばそんなことはなかったのではないかなという失点でして、私自身、委員長として非常に反省、今いたしておるわけでございます。それにしても、もう戻ってこない事案でございますので、今後、気を引き締めて、こういった案件につきましてはやっていきたいなと考えております。

まずは、業者からの書類等、財務諸表等を、確実に主管課を通じまして仕入れて、

そして、指定委員会の中でもんでいただく、審査していただく、そして決定をいたすということを今後進めていきたいと思いをします。

そして、先ほど長山議員のおっしゃった随意契約も、特命随意契約というのが、今、国の米については特命随意契約で、特定の人に指名して決定いたすというのがございますが、それもよかろうかと思いをしますが、私どもがやるときは、指名委員会に書類をかけるときは、まずは公開いたします。何々について事業を町としては進めますが皆様どうですか、という事業に一般公募いたします。それをもちまして、何社であろうが、1社であろうが2社であろうが、公募で来た業者について、私ども、プロポーザルをして決定いたすということを今やっている次第でございますので、今後、長山議員のおっしゃったことを肝に銘じて進めさせていただきたいと思いをしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○長山美香議員

今回、町がツギノバに業務を委託した、その業務自体に不備や支障があったわけではございません。逆に、ツギノバがこれまできちんと業務を遂行し成果を出してきた、だからこそ安心し、信頼し、お任せになってしまったのではないかなという点も挙げておきたいと思いをします。

そして、これは離島知名町の委託先として、資源が少ないという面も確かにあったのではないかなと思いをします。そして、どうしても同じところに委託が重なってしまうという現実もやっぱりあるのかなと思いをします。

また、職員の不足という問題もありますけれども、最初から委託ではなく直営という選択肢はなかったのかどうか、伺います。

○永野道也企画振興課長

直営の方法がなかったかということについてなんです、一例を挙げさせていただくと、委託事業にありました移住・定住相談窓口業務について、町で直営で行っていた当時は、年間数える程度の相談件数、また、それがどのように定住につながったかというのを把握までは至っておりませんでした。昨年度の移住・定住相談窓口における実績をいただいておりますので、その中では、移住相談件数114名の相談があり、その相談内容は、住宅を借りたい、買いたい相談であったり、中には売りたい件もちろんありました。その中で、住宅としてマッチング、つまり契約成立に行き着いたのは約17名でございます。また、その他もろもろの住宅関係の相談等を含めて、延べ577回の相談を受けております。

以上のことを受けまして、必ずしも直営ですぐメリット、コストがひよっとしたら直営のほうが安いパターンもあります。ただ、今回の事業の目的、移住・定住相

談窓口もあり、テレワークもあり、関係人口の創出、町が課題と思っていることへの解決策として事業実施をしておりますので、直営も検討をするものの、民間企業のお力を借りたほうがよかったということで、このような形となっております。

○長山美香議員

今年度、委託を行うはずだった事業が直営となり、担当の職員の負担が増えることが懸念されますが、担当職員の業務過多に対してのフォローや対策は取られているでしょうか。

○赤地邦男副町長

企画振興課長からの答弁もございましたが、あと一点、なぜ直営にしなかったというのが一つございまして、うちの町、財政・行政改革を進めておりまして、なるべく民間に委託してやろうということで、そうすると、移住・定住の空き家関係についても民間に委託して、なるべく、先ほどおっしゃったとおり職員の事務を軽減させて、軽減した分はほかの業務に充てようということで、あえてツギノバにお願いした次第の案件でございます。

また戻るといことですと、当然、職員の負担がまたかかってくるかなとして心配しているところでございます。

○永野道也企画振興課長

職員の負担についての答弁をさせていただきます。

答弁の中で、直営に変えた事業が、移住・定住相談業務及びテレワークオフィス指定管理業務。

まず、移住・定住相談窓口につきましては、4月すぐから動くことができませんでしたが、会計年度任用職員の採用をもとに移住相談窓口としての業務を行っていたらと思うしております。その分の職員の負担は減るものの、先ほどの相談実績等を勘案したときに、この事業につきましては、直営よりも民間のノウハウを持った方々にしていただこうと思っております。現時点、次の委託候補がないかということで探しております。

次に、テレワークオフィスにつきましては、フローラルパーク向かいの平屋の建物になります。現在4社が入居しておりますが、基本的な管理業務、ごみ出しであったり周りの清掃であったりという業務が主になっております。これにつきましては、直営でも当面問題はないものの、なるべく、副町長がおっしゃったように民間の活力を活用できるところは活用して、島の仕事を増やすために行っていこうと思っております。

補足でございますが、フローラル館地下1階入って右側の e n t a k u につつま

してはホテルとの契約になっておりまして、町との契約ではございません。ただ、答弁の中にもありましたように、日本財団の事業を受けた自主事業となりますので、ここについては、引き続き、早めに解消できるよう検討を進めていきたいと思っております。

○長山美香議員

委託の目的が雇用創出、町民への雇用の創出の目的もあるということを理解しました。また、3月にツギノバの経営難が分かってから、担当課の速やかな対応によって町への影響は今のところは大きく起きていないということも理解いたしました。

今後、町営で事業を行う中で様々な課題や問題点も出てくることが予想されますが、1人の担当職員だけで対応するのではなく、担当課、また町、職員全員でフォローし、7年度を乗り切っていただきたいと思います。そして、9月の定例会においては、6年度の決算でツギノバの経営難がどのような影響を与えているのかも、今後、注視していきたいと思います。

次に、大きな2番の質問、「子ども第三の居場所」の事業継続についてです。

こちらも一般社団法人ツギノバが行っていた事業になりますけれども、分けて質問を行ったのには、先ほどの質問は町が関わる7年度予算に関するものでしたが、第三の居場所事業は一般社団法人ツギノバが日本財団の助成を受けて行っていた事業であり、性質が違うため、分けて質問をさせていただきました。

町への問合せはないということでしたが、町民の間ではいろいろと話題になっています。突然、休業を知らせる貼り紙がされて、今まで利用していた子供たちや保護者が不安や残念に思うとの話を耳にすることがありました。再開を望む声も聞かれます。こうした利用者や利用しようと考えていた方々の声を聞くことや、事業再開の可能性に向けて町民の声を聞く機会を設けているのか、伺います。

○永野道也企画振興課長

議員のご指摘のとおり、唐突な休業により、町民の方が困惑、混乱されているというのは私のほうも聞いておりますし、その時点で、現在、まだ一般社団法人ツギノバは経営が継続されておりますので、代表者に連絡を取り、休止の貼り紙を行っていく措置を取っていただきました。

その中で、今のご質問は、再開に当たって町民の声を聞く機会を設けないかという点について、現時点で「子ども第三の居場所」につきましては、ツギノバと日本財団、また本町も関係しておりまして、3者協定を結んでおります。その中で町としても、答弁にあるとおり、継続経営を考えております。現在、どのような経営が合った経営母体によろしいのか、どういう感じ、週何回開催したほうがいいのか、

また、あと利用するに当たっての課題等がないのかということについて、現在アンケートを取っております。

○長山美香議員

すみません。アンケートの対象について教えてください。

○永野道也企画振興課長

現時点、アンケートの対象は利用する保護者の方々をしております。

すみません。先ほどの答弁、しっかり答えておりませんでしたので、町民の意見を聞く会につきましては、アンケート実施後に実施するかどうかを検討しながら進めていきたいと思っております。

○長山美香議員

アンケートの結果を見ながら、より町民のニーズに即した対応を行っていただくことを要望いたします。

今回、一般社団法人ツギノバの経営難の原因がどこにあったのかは分かりませんが、一般的に、子ども食堂の活動を続けていくことの困難さは、昨今の物価高騰などもあり、報道等でも取り上げられることなので、想像に難くありません。

町は、子供の安全・安心な居場所の確保や孤食対策、保護者や地域住民の交流支援の場として活動を行っていた e n t a k u の事業を重要な取組と認識し、子供の居場所が失われることを防ぐため、新たな運営団体による事業継続を模索し、新たな運営団体に対し積極的な支援を行っていく予定ということで安心いたしました。知名町には、ほかにも子ども食堂を実施している団体があります。そういった団体へのサポートも同時にしていっていただきたいと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○原田孝二子育て支援課長

知名町のほうで子ども食堂をしている事業所のお話があります。県のホームページのほうを見てみますと、県のほうで登録されている子ども食堂の団体が220ありました。うち1件、知名町のほうでは、ごはんや菜の花さんのほうで子ども食堂をしていただいています。

助成等についてですけれども、その220団体の開催がどれぐらいあるのかというところを見ますと、8割を超えるところが大体月1回程度の開催になっております。そういったところの団体、子ども食堂の開催をしている事業所は多いので、それをいろいろ立ち上げのときとか運営のときに相談に乗っていただくNPO法人として、かごしまこども食堂支援センターたくしてという団体もございます。

2月、そちらの理事長さんが永良部のほうに来られてお話をお伺いしたところで

した。運営費について、実際どんな感じ、支援があるのかなというところでお聞きしたんですけれども、回答は、子育てとかが終わられた60代、70代の方が運営の主体になっていると。できる範囲で食材とかを持ち寄って、月1回なり、子ども食堂を開催しているというお話でした。

菜の花さんもお伺いして、実際ご飯を、長山議員とたまたま同じ日でしたけれども、食事させていただいてお話をお伺いしたところでしたけれども、菜の花さんも、備蓄米とかを使ったり地域の方から野菜を頂いたりとか、そういうところもしながらやっているということでしたので、先ほどお話の支援のところについては情報提供とかをやっていきながら、直営でやるところ、今既存でやっているところ、そういう地域の方の支えとかボランティアのところ運営をしていますので、直営のところとそこのバランスを見ながら、差が出てしまうことで運営ができないということがないように、企画振興課のほうと連携しながら進めていきたいと考えております。

○長山美香議員

登録をされていない団体でも、個人とかも本当に小さいグループで活動されているところもありますし、まちづくり町民会議から出てきたかめかめkitchenさんも今月末に始めて、子ども食堂、こちらは地域食堂という形で開催をすると聞いています。様々な方たちが悩みながら、模索しながら活動をされていると思うんですけれども、こういった方たちを横につなげていったり情報を提供したりということ、町ができる形でサポートをしていっていただくことを要望して、この質問を終わりたいと思います。

○今井力夫町長

町民の方たちが、ボランティア的に子ども食堂に類似したような取組をしていくということに対しましては、非常に感謝申し上げたいと思っております。

ただ、今、議員がお話しされたように、今回、キッチンカー的なもので、今までは子ども食堂はある特定の場所にしかなかったものを、各字を回りながらしていただくということで、非常にこれまでにない取組だなと思ったので、ご提案、アグトラスト基金の活用をしたらどうだろうかというふうに私のほうから提案をさせていただいて、アグトラスト基金を使って、その方たちには各それぞれのポジション、プレイスを回っていただきながらしていただくという初めての試みをしていただこうかなと。それに対しては、アグトラスト基金というものでバックアップができますけれども、一般の皆さんの好意によるボランティア活動にあるそれについて、我々が全部把握もできておりません。そして、その中身がどういうものなのかとい

うのを具体的に知ることができませんので、それについて、町が即バックアップ体制が取れるかというのと、それに対して、我々もシンキングタイムが必要ではないかなと考えております。

○長山美香議員

そうですね。確かに全てを把握することは難しいと思います。ただ、知っていたきたいところもありますので、それはもう町民の方も、昨日もどこかであったと思うんですけども、どんどん町に、役場に出て行って、いい方法はないとかか相談をしたりとかというのを町民の側も活動を、動くということをしていけたら、さらによいまちになるのではないかなと思います。

次に、喜界航路の減便について、再質問いたします。

5月26日に鹿児島・喜界・知名航路の運営協議会にて、荷役業者の確保を条件に知名港への寄港再考を要請、町長のほうがされたということでしたけれども、この知名港への寄港再考に加えまして、週5便の増便というものも一緒に要請したかどうか、お伺いいたします。

○今井力夫町長

これは、喜界島との連携を当然図っていかなきゃいけないことなので、喜界島の皆さんが、週5便から4便への減便というのは農産物の輸出等に非常に不便を感じるということで、その週5便につきましては特段、私のほうから進言したところはありません。私にとって、知名港からの農産物の搬出等に影響が出るようなところに関しまして、休止から復活できる余地があればそれを復活していただきたいという申出を中心に、私のほうで行っております。

○長山美香議員

実は、喜界町民からの心配が少し出ていました。今後、知名港へ寄港することになれば、今、週4便走っているのが3便に減る可能性があるのではないかという危惧です。

こういったことかといいますと、改正労働基準法による960時間の規制というのがあります。こちらが、年間の時間外労働の上限が960時間に設定をされた。長時間労働が常態化していた運送業界にとって大きな転換期となった2024年問題なんですけれども、こちらで、奄美の平土野から知名のほうに走ってくると、運行時間が大体5時間ほど多分延びると思うんです。そうすると、1航海にかかる時間が当然長くなりますので、人員の確保であったりとか、あと、シフトの関係が難しくなってしまうと、週4便何とか走っている今、喜界航路が週3便になるのではないかという不安というのが聞かれているということです。

私たちは毎日船が来る生活をしてはいますが、自分の島だけではなくて、今回大変な思いをされている喜界町の皆様のことにも考えながら、一緒に、知名港への寄港ももちろんですけれども、週5便に戻すということも付け加えていただきたいなと思います。

そして、今回なぜ、私が喜界町に大きく関わる喜界航路の減便について一般質問で取り上げたのかというと、それは、この減便は決して他人事ではないということです。対岸の火事ではありません。

喜界航路は赤字航路です。多額の補助金で走っている航路になります。ですが、今回突然、人材不足を理由に減便となりました。5月1日に喜界町の議員に説明があり、5月7日には町民への説明会がありました。6月1日から減便をしたいということなので、1か月ないぐらいのスピードだったんです。補助金で走っている船が、人材不足を理由に減便になるという道をつくってしまったという結果になります。鹿児島・沖縄航路は自社の努力で走っている航路になりますが、それが、自社で走っている民間の企業なので、もし人材不足になった場合に、いつでも減便、さらにされやすくなるのではないかと思います。

コロナ禍で人の動き、物の動きが少なくなり、さらにウクライナ情勢で原油高となり、昨今、原油価格は落ち着いてきたとはいえ、船会社の体力が落ちてきているのではと想像されます。逆に、よく今まで頑張って毎日船を走らせているなど思うところです。実際、沖縄の八重山のほうでも、船の減便というのは起きています。今、本当に、情勢が変わりつつある、当たり前にあったことが当たり前でなくなる時代が来ています。

今回、奄美海運のことを調べる中で、こういった本を読みました。「南海の海運 王有村治峰の足跡」ということで、こちら、大島運輸の会長さんでした。その方が昭和50年代の後半に、経営合理化のために三船日発（サンセンニッパツ）ということをご構想しました。3つの船で毎日走らすということです。沖縄・鹿児島のこの航路、今、2つの会社が2隻ずつ船を持っています。鹿児島で約38時間、船は泊まったままなんです。それをもったいない、経費がかかるということで、2つの会社がそれぞれ1隻を持つ、もう1隻を共同で持つとか、どちらかの会社が2隻、1隻でこちらをチャーターするという形で、船が3便あれば毎日船を走らせることができるので問題はないだろうということだったんです。実際、それができることはあるんですけれども、その当時はバブル期に向かっていく右肩上がりの経済で、奄美群島民や荷役業者からの反発があったために一度消えた構想なんですけれども、これだけ景気が悪い中だと、こうやって文字にも残っているこの構想が復活してい

ないとも限らないわけです。この三船日発というものが、いずれは減便につながっていくのではないかという危惧もあります。

毎日船が来る、それが当たり前という生活をしている私たちにとっては、週5便、週4便という喜界町の方々の生活はなかなか想像しづらいものがあると思います。例えば、子供たちの大会、船がないために片道飛行機を利用するということが実際喜界島では起きていまして、遠征費がかさむという問題も出ています。また、病院などで出た場合に、用事が済んでも船がないために、1泊ホテルに泊まらないと帰れないということもあります。そして、今回1便減ったことで、トマトなどの農産物の出荷に影響が出ています。市場に間に合わない、または土日を挟んで市場で市場に出せないとなったときに、AランクだったトマトがBランクに落ちるんです。収入が半減するという問題も出ているそうです。

先週行われました喜界町の議会、一般質問なんですけれども、7名の議員が一般質問をした中で、5名の議員がこの減便について質問をしていました。喜界島ではこれだけ大きな問題になっています。

人口減少、人材不足の現代、こうした問題が私たちの身に起こらないとは言えない状況が来ています。船会社が声を上げてからでは止められないということが、今回、私たちが学んだことになります。そして、私たちが今やらなければならないことは、喜界航路の減便を喜界島だけの問題にせず、大島郡島が一つになり、国や県に声を上げていくことではないでしょうか。

まずは、1つ目として、喜界航路の知名寄港も含めて5便に戻すということです。新聞記事によると、塩田知事、やむを得ないというコメントが載っていました。人や物の流れなどの実態を踏まえ、どうしても5便体制ではない事情があれば内容を検討するということです。離島において、航路は国道と言われます。生活道路と同じです。人口が減少していく中で、人や物の流れは当然減っていきます。量が減っていきます。机上だけで数字を見て決めるものではないと考えます。

次に、鹿児島・沖縄航路に喜界島を編入するという道の模索もあるのではないだろうかと思います。令和5年1月、喜界町にて知事と語ろう会がありました。町民から鹿児島・沖縄航路に入れないかという質問に対して、塩田知事は前向きに検討すると答えております。今回の喜界町議会においても、議員から鹿児島・沖縄航路の可能性に問われた喜界町長は、あらゆる可能性を県と協議していくと答えております。

町長、鹿児島・沖縄航路に喜界島を編入するという考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○今井力夫町長

まず、一つお話ししておきたいのは、知名港への寄港休止において、急に新聞に出ましたので、それで、昨日の私の行政報告の中でもありましたけれども、県の交通政策課の課長に、私が知らないうちにこういうのが新聞に載るということ自体がおかしいんじゃないのかと、県は一体どういう立場にあって奄美海運さんを指導したんですかということで問い詰めもしました。その中で、県はもう少し奄美群島12市町村の意見をしっかり把握した上で、この件はみんな集まって同じテーブルの中で語って、そこで決定したものが公表されるべきじゃないのかということで、県ともその話をしました。そしてその後、直接、奄美海運の事務所に行って、私が知らないうちに新聞に載ったその経緯というのも確認をさせていただきました。

そのとき最後に話をしたのは、県の交通政策課の皆さんに話したのと同じことを言います。必ず、来週初めに大島郡の市町村長会がありますので、そこに奄美海運さんは出席をして、今の経営状況と、それから、今回こうせざるを得ないその理由をしっかりと、5便から4便になること、知名港への休止はどのような状況でこうならざるを得なかったのか、それを説明をして、12市町村がそれをよしと、致し方ないと見たときに、その件は、我々としては全員が承知したものとして判断しましょうというようなことで話をしたのであって、鹿児島・沖縄航路が、これが途中で喜界島に行くどうのこうのということは、一切我々の中ではテーブルの中では上ってきておりませんので、それに対して私はこの場では回答はちょっとできませんので、ご了承ください。

○長山美香議員

では今後、そういった方法、道もあるのではないかということがテーブルの上に乗ることを要請していきたいと思います。

地域公共交通活性化法では、離島航路を含む公共交通の維持、再生への取組が、基礎自治体の努力義務となっています。起こってからでは止められない、こういった事態になる前に、県に主体的に取り組む問題として認識してもらいたいのも、とても大切なことだと思います。また、九州運輸局とも相談し、対応を進めていく必要もあるのではないかと思います。

令和5年8月、沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定というのがありました。両地域の住民や農林水産物のスムーズな輸送を図ることが掲げられています。鹿児島・沖縄航路に喜界島を入れることで、奄美群島の島々が一つの道でつながることが出来ます。スムーズな輸送も可能になるかと思っています。

また、令和6年3月、奄美群島観光島づくりプラン、奄美群島の観光の現状と課

題の中の視点というところに、奄美群島への移動と群島内での移動、奄美群島内の移動について載っています。課題としては、島から島への移動がしづらい、解消のためにも喜界島編入というのが大きな要素になるのではないかなと思います。

令和6年7月、奄美群島振興開発計画の中で基本方針の4番に、奄美群島が抱える条件不利性の改善というのがあります。奄美群島・沖縄間路線の対象路線追加という文言があるんですけども、こちらも喜界島を加えることが念頭にもしかしたらあるのではないかなと思ったので、先ほどの質問をさせていただきました。

奄美群島振興開発計画の観点からも、大島郡島内の首長の中での意見交換や、また、大島支庁長や広域事務組合とも連携していくことが今後大切になるのではないかなと思います。

私たち離島に住む住民にとっては、航路は生活に欠かせない物資を運ぶ、また、生活の中の移動に欠かせないという点で、まさに航路は国道です。どの島々も同じように利益を享受できるように、島民の暮らしを支えている航路を守っていく。大島郡島が一つになり、我が事として、自分の島のことのようにはほかの島のことを考え共に繁栄していけるよう、町長にはぜひ大島群島内の首長で中心となって、喜界航路の増便と知名港寄港、そして、鹿児島・沖縄航路の喜界島編入に声を上げていただくことを要請して終わります。

○外山利章議長

これで、長山美香議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午前11時10分から再開します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告5番、高風勝一郎議員の発言を許可します。

○高風勝一郎議員

議場におられる皆様、そしてインターネットをご覧の皆様、改めてこんにちは。

議席番号6番、高風勝一郎が一般質問を行います。

大きな1番、猫の適正な飼養について。

県資料によると、雌猫は生後約7か月には性成熟し、年二、三回の発情期があり、1回で3から5頭を出産するため、年に9から15頭の子猫が生まれます。雄猫は生

後約6か月で性成熟し、繁殖のために数日から10日間程度食事も取らず、雌猫を求めるそうです。

①望まない猫の妊娠や出産を避けるため、不妊・去勢手術費用の助成ができないか伺う。

②助成について、奄美群島の市町村状況はどうか伺う。

③本町に猫に関する意見・苦情があったのか、また、それについて協議や取組を行ってきたか伺う。

大きな2番、ご意見箱について。

①役場玄関内に設置されているご意見箱、また、町のホームページのご意見・お問合せについて、過去7年間で各年度の件数と内容を伺う。

②意見や問合せはどのように処理され、活用されているか伺う。

大きな3番、町全戸に配布した防災マップについて。

①町境の表示について、竿津・赤嶺地区、新城地区で地籍図との違いがあるが、どのように対処するか伺う。

②表示が違う箇所において、固定資産税などの納税の状況はどのようになっているか伺う。

③土砂災害特別警戒等が表示されているが、どのような経緯でいつ設定されたのか。また、防災マップ配布以外に町民への周知や説明会はどのように行っているか伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、高風議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

猫の適正な飼育につきまして。

①番、不妊案・去勢手術費用の助成ができないかということにつきましては、これらの助成につきましては財源の検討を始めるとともに、手術を行う動物病院などからの意見を聴取し、来年度からの実施に向けての協議をしていきたいと考えております。

②番目につきましては、奄美群島内の11市町村の状況を確認したところ、全市町村で助成は実施されているということでございます。

③、保健福祉課内で協議を行い、保健所との連携による適正飼養の指導や広報を行っているところでございます。

今後は、さらに広報活動強化を図ることなどしながら、NPO法人との連携を現在協議しているところであり、関係機関の協力を得て事業実施に至ることができた

らと考えております。このほか、条例などの整備の必要性の有無についても検討を行いながら、町民の皆様のご意見を伺いながら、取組を進めてまいります。

なお、猫の適正な飼養につきましては、行政の施策以上に住民の皆様の理解や協力が何より必要だと考えております。議員の皆様も、町民の皆様への周知発信を積極的にしていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご意見箱につきまして。

①番と②番、関連しますのでまとめて回答させていただきます。

役場玄関に設置されているご意見箱につきましては、町民の皆様から町政に対するご意見やご要望を受け付けるための機能であり、昨年、新庁舎に移ってからは3件あり、それ以前につきましては、年約2件の投稿があります。総務課で内容を確認した上で、担当課のほうに転送して対応しているところであり、内容につきましては、防災無線の音量についてとか、ごみ袋の種類についてとか、レンタカーについてなどの3件でございました。

なお、令和5年度以前の投稿につきましては、件数・内容ともに保存されておりませんが、投稿が確認されたときに、その都度対応をしております。

本庁ホームページにおけるご意見、お問合せにつきましては、システムの都合上、サーバーに保存されている期間やメールサーバーに保存されるデータからのみ集計となり、確認を行ったところ、過去2年分の集計結果となることをご了承いただきたいと思っております。

ご意見、お問い合わせを集計した令和5年度においては101件、令和6年度につきましては107件、内容につきましては、大半は営業の内容であり、問合せの内容に応じ、各課対応を行っているところでございます。営業以外の内容といたしましては、各課の所管する業務に対しての問合せが主なものであり、営業と同様に関係課において、その都度対応をさせているところであります。

3番目に、防災マップにつきましてでございますが、議員がおっしゃるとおり、本年4月に全戸に配布しました防災マップには、町境の表記の一部に誤りがございました。該当箇所に住居されている方は、和泊町民でございますが、土砂災害警戒区域等が表示されているため、当該箇所及び修正後の地区マップを広報ちなみに掲載し、改めて周知の徹底を図ってまいります。

②番目、ご指摘の町境表示が異なる箇所につきましては、行政区域としては和泊町に属しており、地域住民の方々が生活されているエリアでございます。また、当該地区にお住まいの方々の住所は、和泊町の住所で町民課に届出がなされております。

す。

次に、土地の固定資産税につきましては、原則として、その土地が所在する自治体に課税権がございます。したがって、町境が地籍上は知名町となっている場合には、知名町が固定資産税を課税することになります。議員ご指摘の方をはじめとする皆様におかれましては、固定資産税は知名町に納税していただくということになります。住民税や国民健康保険税につきましては、課税の根拠となる住所が和泊町になっているため、和泊町が課税を行うことになります。

次に、反対の場合もございます。土地は和泊町に所在するものの、行政区が知名町となっている方についてですが、この場合は土地の固定資産税は和泊町に課税される。一方で、住民税とか国民健康保険税は、その方の住民登録がある知名町で課税をされるということになります。

③番、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、平成13年4月から土砂災害防止法が施行されたことに伴い、都道府県主導の下、基礎調査及び指定の手術が行われております。鹿児島県においては、平成16年度から順次、基礎調査及び区域の指定がされており、知名町内においては、土砂災害警戒区域として平成31年度には28か所、令和元年度には20か所が指定をされております。

また、防災マップ配布以外の周知方法としましては、指定する区域にお住まいの方々を対象に、県及び町が指定範囲や目的について説明会を開催しております。そのほか、県ホームページにおいて、指定状況及び区域等のマップを確認することも可能になっております。

以上で終わります。

○高風勝一郎議員

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

猫に関することについては、私、3月まで集落の区長もしておりました、区長会の中でも再三、町のほうへ猫に関する問題等を提起しておりました。4月から新しい区長さんになりまして聞いてみましたら、やはり4月にも区長会の中でそのような猫の話題が出たということでありました。

そして、今年の4月25日、知名町コミュニティづくり推進協議会があしびの郷で開催されましたが、この中では犬、猫へのペット類は適正に管理しましょうというところなんです、その協議会においても、猫についての対応を町として検討していただきたいというふうな話が出たそうです。私はちょっと別件で会議に出ておりましたので不在でしたので、そのような話があったと。やはり、いろんな協議会の中で、猫の話というのは再三もう出てきているというところで、今回質問させて

いただきました。

これは環境省の出しているポスターです。ここに、1匹の雌猫が1年後には20匹、2年後には80匹、3年度には2,000匹以上という表示をしております。そして、なおかつ環境省は、不妊・去勢手術をして飼いましょうと。動物は本能で繁殖を行い、自らの意思で繁殖をコントロールすることはできませんと。いわゆる望まない命がどうしても発生してしまうという、このようなことにならないよう不妊・去勢手術をして飼いましょうというふうには掲示をしているんですが。

本町においては、知名町余多に手術をしていただく獣医さんがいらっしゃって、先日お話を聞きましたが、助成事業等がないと島の人には犬・猫の不妊・去勢についてなかなか理解が浅いという話を聞かせていただきました。

その後、和泊町は、昨年、令和6年度から不妊・去勢手術の助成事業をスタートしております。和泊町の町議会の議事録を見ました。令和4年9月議会で当時の担当課長が、和泊町だけでなく知名町と共に関わっていかないとなかなかこの問題は、猫の問題は難しいだろうという議事録が残っておりました。

その令和4年9月以降、和泊町とのそのような猫に関する協議、打合せ等が持たれたんでしょうか。

○中村里佐子保健福祉課長

猫に関する協議ということは行われていなかったんですけども、昨年度の3月に和泊町がこの事業を始めますということで、お話はそのとき伺いました。

○高風勝一郎議員

いずれにしても、和泊町は昨年度から予算措置をして、知名町余多に手術をしていただく獣医さんがいらっしゃいますので取りかかっているということで、その件数を聞かせていただいて、川内獣医の手術の実績ですが、なかなかデータを取るのが難しいというところで、令和3年度と昨年、和泊町が助成事業をスタートした令和6年度、2つを情報いただきました。令和3年度、これは両町の数字ですけども、雌の不妊が65件、雄の去勢が61件と。昨年、令和6年度、和泊町が助成事業をスタートしたからかもしれませんが、雌の不妊が154件、雄の去勢が101件という数字で、もちろん件数とも、どちらかというとな泊町のほうが多いというふうな話を伺いました。

獣医の話では、飼い猫と野良猫の料金が違うんですけども、ここに和泊町の猫の不妊・去勢手術費用を助成しますと書いてありますが、野良猫の場合、同額になります。雌の場合は8,000円、雄の場合は5,000円で手術をしておりますというところで、和泊町はこの金額、同額を助成しているというところなんです。

今年度、令和7年度の和泊町の予算が約80万円組んでおりました。片や飼い猫の場合は、雌の場合が1万5,000円、雄の場合が8,000円と。いわゆる差額、雌の場合は7,000円は自分で出していただくと。雄の場合は差額の3,000円は個人で出していただくということで進めていますというところで、和泊町はこのようなポスターを作って、和泊町民全戸にお知らせをしているというところでは。

あわせて、野良猫と飼い猫の違いをどうするんだというところで、飼い主のいない猫が雄の場合は右の耳、雌の場合は左の耳をカットするそうです。右カットしているのではこれは雄だな、左はカットしているのは雌だなと分かるように、なおかつこれは野良猫だなと、なおかつ手術をしているんだなというのが分かるように表示をしているということでした。そして、カットした後は、また持ってきた方に渡して、また自然に返すなり、地域に返すなり行っているということでした。

この取組を、先ほどの町長の答弁で、予算措置も含めて来年度からというところでしたけれども、既に和泊町が進んでいて、もちろん財源の予算措置もありますが、これはこの機会に早急に進めるべきではないかなと思うんですけれども、財源関係の総務課長、どうお考えでしょうか。

○成美保昭総務課長

今のお話を伺うと、年間予算が80万円ということですが、和泊町と同じ制度、要綱等になるとは限りませんが、その予算のであれば、本当、私のところも田舎の民家から大分離れたところにあります、野良猫がいっぱいいる状況が続いております。迷惑を被っているのは確かですが、この辺りも区長会とかでもちょこちょこ出る議題ではありますので、保健福祉課のほうで検討していただいて、精査した後で当初予算の審議等で諮ってまいりたいと思っております。

○高風勝一郎議員

前向きに検討していただくというところで、どうしても予算措置的には来年度の当初予算にということですかね。という考え方でもありがたいので、ぜひ来年度の予算に計上をしていただきたいと思います。

ちなみに、群島内の各市町村、奄美大島と徳之島は、世界自然遺産関係でその取組が国の補助金、助成金が出ておりますので、奄美大島と徳之島は別としても、どうしても自分たちでしなきゃいけないという喜界、あと、沖永良部、与論は独自で今行っております。喜界町は2年前の令和5年度から、当初予算193万円を計上して喜界町は行っております。喜界町の場合は、ボランティア団体がありまして、そちらが委託を受けて、行っているということです。それから与論町は、今年が、

もうかなり以前から助成金を出して事業を行っているということで、与論町は、今年度予算が47万1,000円という予算を組まれておりました。かなり前からされているので、このぐらいの金額でされているのかなというのと、プラス犬の不妊・去勢も与論町は予算化をしておりました。

ぜひ、島にそういう不妊・去勢手術ができるところがあるんだということを知らない町民、島民の方が多いと思いますが、そのあたりのPRというか、周知の仕方は考えられないでしょうか。

○中村里佐子保健福祉課長

猫、犬の適正飼養については、ホームページのほうも、先ほど高風議員が見せた環境省に基づいたものを作られたものが張り出してありますので、そちらのほうに不妊・去勢のところも、また、入れ込んでいきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

2月は猫の適正飼養月間ですという、鹿児島県が取り組んでいる事業があります。広報ちななんですけど、ずっとひっくり返してみたら、6年前の平成31年度2月号にしか猫の適正飼養月間ですよという記事しか載っていなかったんですよ。ぜひ、県が取り組もうとしているところの趣旨を理解していただいて、今後、毎年2月号に、このチラシというのを掲載していただきたいというのと、実際、何らかの場で猫の飼い方というのを、これ県のホームページから引き延ばししたやつですけども、皆さん猫の飼い方をいまいち分かっていないとか、ただ餌を与えてあげれば何とかなるだろうというところで、じゃ元気になったら結局また子供が産まれてしまうので、そのあたり、じゃ自分たちでどういう責任を取るのと、どういうふうに育てていくのというあたりを、屋内で飼いましょうとかいうふうな取組が、県のホームページ、資料に載っていますので、何らかの機会に、猫を飼っている皆さんに、地域の皆さんに知っていただくような取組とか、説明会を含めて行っていくのは考えはどうでしょうか。

○中村里佐子保健福祉課長

まず、先ほどの2月の猫の適正飼養月間ですけども、こちらのほうは毎年、防災無線とホームページのほうでしかさせていただいておりませんので、私の時代になってからは。広報ちなの方の活用のほうも今後検討していきたいと思っております。

あと、猫の飼い方についてですけども、こちらのほうは猫の飼い方教室などは、確かに実際に行っているということはありませんし、猫を保護する団体等もこちらのほうにはなかなかNPO等がありませんので、そういったことに触れる機会が少

ないと思いますので、これを教室として運営した方がいいのか、それともホームページ上にアップしたりとか、そういった広報を使った方がいいのかも、課内で協議した結果で、またどういったふうにしたほうが町民に分かりやすいかも協議した上で、いずれかの形で町民への還元をしていきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

今日の一般質問で、猫の助成事業を含めて、前向きに取り組んでいただくというところを聞きましたので、ぜひいろいろな形で進めていただきたいと思います。

助成事業をスタートするということプラス、その後はその説明会でも含めて、どのような猫の飼い方をした方がいいのかと。あと、先ほど言いました不妊・去勢手術をできるところがあるんですよというふうな周知等も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますのですが、再度お願いします、返事を。

○中村里佐子保健福祉課長

助成事業につきましては、次年度に向けてまた協議を進めて、やはり今の状態では一般財源を全て使うことになってしまいますので、こういったところに少し財源がほかにはないかどうか等を協議しながら進めていきたいと思っております。

そして、広報の形、そして猫の飼い方に関してのそういった教室等に関しては、こういった方法がいいのかも模索しながら、実施に向けていきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

ぜひとも、猫に関して取り組んでいただきたいと思います。

改めてですが、町長。職員の事務分掌の中に、犬に関する犬登録注射に関すること保健福祉課、掲載されているんですが、改めて猫に関することというのは掲載することはできませんでしょうか。

○今井力夫町長

各課の業務分掌全てを私がつくるわけではございませんので、各課において、その課が担当すべき業務内容を各課が作成しますので、これを私がつくれますかじゃなくて、担当課がこういう今の時代に合わせてこういうものが必要じゃないかということで、各課においてしっかり検討したものを上げてもらうというのが筋だと私は思っています。私がつくりなさいではなくて、基本的には、各課が所管事項としてこういうものを今の時代に合わせたものをやりたいというのが、職員が主体的に町行政に関わっていくという態度を育成する上で、私は必要なことではないかなと。町全体の方向性とかそういうものについては、私はこういうものをやった方がいいんじゃないかというのは提案はしますが、各課の所管事項、細か

いところにおいては積極的に職員が所管事務について新たなものを取り組んでいこうとする意欲、態度を育成するという意味では、そちらのほうがいいのではないかなと考えております。

○高風勝一郎議員

という町長のお言葉を聞いて、保健福祉課長、来年度に向けての意気込みをどうぞ。

○中村里佐子保健福祉課長

犬は狂犬病予防法で確実に法律に決められていますので、確かに、犬についての事務分掌というものはもう過去からずっとあるんですけれども、猫についての法律がないというところなんですけれども、今後、こういった助成事業等が始まれば、確実にこの事務処理が出てきますので、そうすると事務分掌にも猫という言葉が出てくると考えております。

○高風勝一郎議員

ぜひ、猫に関しても知名町を挙げて、皆さんで取り組んでいていただきたいと思えます。

次にいきます。ご意見箱についてです。

これは隣町の和泊町の写真ですけれども、役場の玄関を入ったら、入った廊下側にこのような台があってご意見箱という箱を置いて、その上にアンケートを取れる様式とかごが置いてあります。そこには、これ、和泊町のご意見箱に置いてあるアンケートなんですけれども、私の提案、意見用紙ということで、ご提案ご意見を今後の町政運営の参考にと。ご意見に対する回答を希望される方は、必ず連絡先を記入してくださいとあります。希望するか希望しないか、ここに表示をするようになっております。

片や知名町です。これ、去年の11月11日に撮った知名町の玄関の中のご意見箱ですけれども、庁舎内の案内板の横にぽつんと置かれておりますが、このときには、まあ箱だけしか置かれておりませんでした。そして今回、一般質問をしたいなと思って、この間、5月15日に、昨日も今日も見たんですが、このときは案内板の横のご意見箱が、いろんな資料があって、テーブルから落ちそうな、ちょっと追いやられているような感じのご意見箱だったのでちょっとかわいそうだなと思いつつながら、なおかつ、上には本当にぽつんとメモ用紙と鉛筆が2本、今日もそのような状態でした。

それと、町のホームページを見ますと、原則として電話・電子メール等による個別の対応はしかねますが、関係部署に伝えるとともに、業務の参考とさせていただ

きますと書きながら、ちゃんとメールアドレスと氏名は必須で書いてくださいとあります。このホームページからのご意見、お問合せというのはありましたか。

○成美保昭総務課長

先ほどの町長の回答のほうにもありましたが、ホームページのほうが100件余り毎年来ている状況でありまして、ただし、その件数のほとんどが営業に関するメールです。営業に関するメールというのは、何々システムができました、こういうのはいかがでしょうかとかです。そういったものがほとんどでありまして、町に関係することにつきましては、私どもで判断をして、各課のほうへ転送して対応はしております。

○高風勝一郎議員

ご意見箱、ホームページのウェブ版ですけれども、これは多分、総務課の担当からどのような経緯で決裁というかいて、その意見がどこまで、町長まで全ていつているのか。その後、それに対しての協議なり、これでは特に回答をしませんとありますが、営業の内容が多いというのものもあるかもしれませんが、隣町の先ほどの和泊町のように、返信が欲しい場合は連絡先を書いてくださいというふうな一言を入れると、何かちゃんと返事をしてくれるのかなというふうな感じがするんですが、それはどのように思いますか。

○成美保昭総務課長

玄関前に玄関入ってすぐ左に置いてあるご意見箱ですが、あれは旧庁舎から使っていたものをそのままこちらに持ってきて設置してございます。なかなか確認しても物が入っていないものですから、これは私どもの周知の仕方も悪いと思いますが、確かに、ホームページ、メール、なかなか仰々しい感じでのご意見は出せなくても、今、隣町でやっているようなやり方によれば、もっと情報なり、困っている人に添った形で対応ができていくんじゃないかと思っておりますので、私どものほうでまた検討してまいりたいと思っております。

あと、決裁の仕方についてですが、ホームページから上がってくるものについては、各担当のほうで仕分けをして、こちらのほうに決裁というものは無いんですが、転送して各課の対応に、その方がメールアドレス等を書いてある場合もあります。連絡先を書いてある場合もありますので、内容によって対応は各課のほうでお願いしている状況です。

○高風勝一郎議員

そうであればいい流れだと思いますので、ただ文章の書き方が、返事はするかしないか分かりませんよというような表現なので、ぜひ、この文面も中身を検討して

いただいて、先ほど言われたやっぱり必要があれば、ちゃんと相手が回答を必要としているのであれば、回答する必要があると思いますけれども、再度。

○成美保昭総務課長

ホームページからのご意見、お問合せということで今は設置をしておりますが、今年度、ホームページをリニューアルを考えておりますので、その際に他の自治体のほうも参考にさせていただいて、どのようにご意見を吸い上げるかを検討してまいりたいと思っております。

○高風勝一郎議員

見直しと併せて、この紙ベースのご意見の取扱い、今はただメモ帳がぽんと置かれているだけですけれども、このような中身の様子を今後検討されるということはないですか。

○成美保昭総務課長

現在、置いてある場所も考えながら、もう少し目のつけやすいところに移動して、内容等も課で検討して、もう少しいろんな情報が取りやすい形で、ご意見箱に入れていただけるような内容にしていきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

先ほどの猫の件もそうですが、ぜひ、広報ちな等でも毎年、年に1回でも、知名町ご意見箱は皆様の意見をお待ちしておりますみたいな広告を出していただいて、欄を出していただいて、まず知っていただくということと、ちゃんと回答が必要であれば何らかの形でご回答しますよというふうな措置が必要だと思います。

それは町長の例えば住民説明会、あと、議員我々の語る会とか、いろんな会議があります。その中で皆さんご意見ありませんかというときになかなか意見を言えない方々が多いと思います。言えないんだけど、何らかの形で町に対して自分の考えというか意見を知ってほしいというふうな方がいると思います。そういう方々の声を拾い上げるためにも、このご意見箱の存在というのは大事だと思います。

ある町民が、このご意見箱はちゃんと生かされているのかねというふうな問合せがあったので、今回この質問をさせていただきましたが、ぜひ、知名町のご意見箱はちゃんと活用されていますよというふうなアピールも含めてできますように進めていきたいと思っておりますが、再度。

○成美保昭総務課長

今おっしゃられた広報ちなでの周知ということですが、確かに広報ちなは、今、各沖州会等でも皆さん取っておられて見ている方が多いと思います。町民よりも向こうの方のほうの内容をじっくり見ている方が多いと思いますので、そこも含めた

上で検討はしてまいりたいと思っております。

そして、ご意見箱に去年も3件ぐらい入っていたんですけれども、ここでこれを言っているのか分かりませんが、きれいな字で、お名前も当然書いてありません。ですが、その中でこれは皆で考えて、課の中で考えて、これはやはりそう思っている方がいるのであればすぐにでも実施したほうがいいんじゃないかということで、検討して実施に移したものもあります。ですので、ほかの課でもそのように感じているものであれば、やはり検討して対応しているものと信じております。

○高風勝一郎議員

先日、ちょっとほっこりするいい話がありました。ある老夫婦が、沖縄に行くために船に乗ったそうです。鹿児島か奄美か分かりませんが、船に乗ると、修学旅行生なのか多くの生徒たちが船に乗ってきたそうです。もう船内がうるさくなって、これは静かな旅ができないぞと思ったそうです。ところが、その生徒たちは騒ぐこともなく、はしゃぐこともなく、船内で過ごしていたそうです。そして、その老夫婦は、どこの生徒さんですかと聞かれたそうです。沖永良部高等学校ですというふうに答えたそうです。そして、その老夫婦は沖縄まで行ったそうなんですけど、お話はそれで、ああそうなんだということなんですけど、沖縄で、この沖永良部の子供たちが育った島ってどういう島なんだろうというのを見てみたいということで、2人、興味を持ってこの沖永良部島にも来られたそうです。

その話を聞いて、島での幼児から小学校・中学校・高校への教育、あとは地域との関わり、それらをすごい褒められたような大変うれしい気持ちになりました。そのようなほっこりするような話もいただけるかもしれませんので、多くの皆様の声が聞けるように、ご意見箱、取り組んでいただきたいと思います。

○今井力夫町長

高風議員から大分ご指摘いただきましたので、これは手前みそで言うべきではないなと思ったんですけれども、実はコロナ禍があったときに、お給料が一般企業は全員もらえない、全額もらえない時代があったと思うんですね。そのときに、本庁役場職員たちがそれぞれで出せる分だけ、たしか、皆さん全員に10万円ずつの国から支給があったと思うんですよ。あのときに、役場職員の皆さんが、我々は給料をきちんともらえているので、この中から幾分か町民福祉のために活用してほしいということで、実は集まったお金がフローラルパークの遊具に使われているんです。それを看板を立てることはしませんでしたけれども、そのことに対して、こういうものに使いましたというのを、1回問合せの中であって、こういう遊具ができたんだけれどもというので、実はこれは役場職員が自主的に寄附を集めて、そして遊具

を提供したんですよということで、非常にうれしいニュースとして町長に聞いてほしいということで、メールがありました。

あと1点は、自然災害、台風が常習地ですので、台風がよく来るので、役場職員を各字の公民館に配置をしました。中には泊まる方も、区長さんが1人じゃちょっと手薄なので泊ってくれという場合には泊まったり、中には今晚一緒に少し飲みながら語りたのがあるから泊まらんかというときに泊まっていたいただいた職員もあって、非常に役場のこととか、町の子細な情報について役場職員とよく話ができまして、そういうふうなメールをいただいたりしたりしている。うれしい、いわゆるご意見箱がメールで私に、町長にこれだけお伝えしたいとこういうふうな、私にとっては、うちのスタッフをそれだけ町民の皆さんが見ていただいたんだなと思って、ご意見箱には直接は載ってきませんけれども、町長に伝えてくださいということで、メールが私には来たので、うちのスタッフが直接私に伝えていただいております。

中には、自分の家も台風で大変なのに、役場の職員の皆さんは、各字の公民館に出向いて災害対応に備えている、私はこの町の職員を非常に誇りに思いますと、私にとっても非常にうれしいご意見箱のメールでした。こういうのもありましたので、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、これも皆さんにお知らせをしておきたいなど。手前みそですが、なかなかうちのスタッフ、よく頑張ってくれたなと思って、ぜひ、こういうのも知っていただきたいなと思ってお話をさせていただきました。

○高風勝一郎議員

ぜひこのようなありがたいというか、うれしい意見等が多ければありがたいんですが、今後、ご意見箱のさらなる見直しを含めて、充実した内容にしていただきたいと思います。

最後の防災マップ。

地籍図を頂いて確認をいたしました。そのときについた下平川校区のまず防災マップですね。これが海側です。これが沖永良部高等学校、これが消防署、竿津、赤嶺、これが内城小学校です。今回、配布されたのが、この黒の線の部分。何でこんなに線になってしまって。まあいいですけども。竿津の部分、そして内城小学校の前。内城小学校の前のお店とスタンドは知名町赤嶺なんですよ。知名町赤嶺なんですけども、線がまるっきり変わっていると。これ、赤嶺出身の副町長、見られてどう思いますか。

○赤地邦男副町長

町長が答弁で答えたとおりでございまして、修正をいたすということでございま

すので、高風議員、よろしく申し上げます。私自身もよく存じ上げております。

○高風勝一郎議員

先ほど町長の答弁でも、修正したものを広報ちな等でお知らせをするというところでしたので。

もう一つ、上城に行くところの最終、新城の県道の部分も、少しですけれどもやっぱり違う部分がありましたので。あわせて、知名町防災マップの何ページですか、18ページ、19ページも同様ですので、何らかの形で線の見直しを。

今の答弁では、広報ちなで示しますよというところでしたけれども、これに私も気づいていたんですけれども、これに気づいた町民が、まさか半分冗談だと思いませんけれども、境界紛争に発展するんじゃないかなという、ちょっと心配をしていたので、それは余計な心配だと思えますよとは言いましたけれども。

平成7年の県が出している今の合庁の建設課の前の土木出張所時代の館内図なんですけれども、この館内図でもきれいにぴしゃっと出ているんですよ。間違いない。それから、観光のガイドマップ、これも境界線、ほぼほぼというか間違いなく線が出ている。これちょっと分かりづらいんですけれども、去年の町民カレンダー、それでもちょっと内城小学校のところが消えておりますけれども、間違いのないんじゃないかなと思っています。

今回、そのようなミスが出て、その経緯、どうしてこういうふうな町境の線になってしまったのか、伺います。

○成美保昭総務課長

今回、この防災マップを委託した業者についてでございますが、皆さんもご存じの住宅地図を扱っている大手でございますが、そこが持っている地図を使ったということで、私どもの地籍図、そういったものは使わずに、全ての町のその地図を使ったということで、今回のようなことになったと聞いております。

○高風勝一郎議員

なので、委託をお願いしたところに、もちろん信用してというか、そのままで中身を確認をしないままにいわゆる発注というか、印刷をかけてしまったということですか。

○成美保昭総務課長

はい、町境に関しましては、まず、今おっしゃられた地籍図等との確認はされないまま印刷にってしまったということでございます。

○高風勝一郎議員

今回、これ全戸に配られているので大変な問題ではあるんですけれども、修正等

を含めた町民への説明をされて、ぜひ今後、この町境の表示も含めて、いろんな表記をするときには、担当課を含めて最終確認をして印刷並びに発表するというふうなところも再度引きしめていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○成美保昭総務課長

特に全戸配布等の印刷物につきましては、私どもの課も含めまして、役場全体でこのようなことがないように取り組んでまいりたいと存じます。

○高風勝一郎議員

あと、土砂災害のところですけども、この防災マップ、印刷をしようとしたんですけども、地図の部分の印刷ができなかったんですけども、説明と避難所がありますよという表示だけは印刷ができたんですけども、画面でしか見られないようになっているのでしょうか。

○成美保昭総務課長

高風議員、これは印刷というボタンがあって、導かれて印刷したやつでしょうか。

○高風勝一郎議員

そうです。

○成美保昭総務課長

それであれば、システムの不具合だと思いますので、まだ私どももそこまで全てを確認はできておりませんでした。ウェブに関して、ホームページ上のウェブに載せてある部分につきましては、町境のほうも現在は修正されているということを伺っていますが、印刷に関しては、まだ今日初めて聞きましたので。

○高風勝一郎議員

まだ地図が出ていないんですけれども。

○成美保昭総務課長

そこですよ。はい、分かりました。すぐ修正できるように取り組みますので、申し訳ございませんでした。

○高風勝一郎議員

昨年、令和6年の知名町、和泊町、与論町のいろんな警報が出た資料ですが、令和6年4月に大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報。6月14日には知名町、和泊町、大雨警報、与論町には土砂災害警戒情報。同じく6月に大雨警報。問題が去年の11月ですね。11月9日に大雨・洪水・土砂災害・雷の注意報、そのときに与論町が前日からの大雨で、11月9日、大雨特別警報というのが初めて出ました。線状降水帯が発生して、11月においては全国で初の大雨特別警報を出したというところで、与論町が32か所の冠水があったというところですよ。

今年はというと、梅雨明けはしていないんですけれども、もう毎日がかんかん照りで、逆にどうなっているんだろうと思うんですが。

これ、我が町が出した防災マップの警戒レベルの表示です。これが先日、県のほうで出された県政かわら版。何が言いたいかというと、ここに警戒情報等、河川水害、雨の情報の捉え方が違いますよというところ、私も今回初めてきれいに見て、考え方が違うんだなというところがありましたので、やっぱりどこかで町民に説明をするときに、避難警戒レベルと警戒レベル相当情報、そのあたりの情報もありますよというのを知らせたほうがいいんじゃないかなというのと、もう一つ、町民が取るべき行動というのがあるんですけれども、今回県が出した県政かわら版、分かりやすいんですね。住民が取るべき行動というのが大きく表示されていて、こういうふうな状態になったら住民はこういうふうな行動をなるべく取ってくださいというふうな表記がされています。

要は、町民にとっては、ここがまず大事だと思うので、何か同じ表示でもったいないなど。町民が動いていただくのはここですよというふうなのを、さらに町民に向けて発信をしていただきたいなというところ。

それと、6月は土砂災害防止月間なんですよ。広報ちなをずっと見たんですけれども、広報ちな、ずっと毎年載っていません。強いて言えば、今年の5月号、去年の5月号でしたか、農地、水路の適正管理と赤土流出防止対策、これに関しては毎年というか、今年、去年、気をつけましょうねというふうな表示がされておりました。先ほども、猫の2月はという話ですけれども、これも6月は県の月間というふうに指定をされておりますが、なぜそういうふうな取組を発信をしないんでしょうか。伺います。

○成美保昭総務課長

取組がなぜされないかという意見ではありますが、定期的というか、年に1回、これは防災無線等で発信しようという中には、今回のこの件は入っておりません。

また、高風議員がおっしゃられる土砂災害に関しての住民の動き方、避難の仕方等、そのあたりをとということですが、この土砂災害警戒区域に、今回地図にも表示されておりますが、設定をした令和元年度に説明会を行ったきり、やってはいません。県のほうがやった経緯がありますが、今回調べてみたところで、警戒区域内にやはり住居が当然存在しておりますので、その方たちもついて約47軒の住居が存在しておりますので、その方たちへ、もう時がちょっとたっていますので、やはり災害の危険についてお知らせすべきじゃないかと考えておりました、今後どのように周知していこうかを今検討している段階でございます。

○外山利章議長

高風議員、閉めてください。

○高風勝一郎議員

私は、この防災マップを4月に出したんで、ないとは思いますがけれども、これを全戸に配ってあるからいいかという考えであつたらちょっとまずいなというところと、ぜひ何らかの形で。やっぱり町民は、そのような広報を見ると、ああそういうことがあるんだなというのに気づくと思うので、ぜひ、些細なことかもしれませんが、毎年そのような発信をしていって、町民に少しでも意識を持たせるように取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○外山利章議長

これで、高風勝一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時15分から再開します。

休 憩 午後 0時13分

再 開 午後 1時15分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番、根釜昭一郎議員の発言を許可します。

○根釜昭一郎議員

改めまして、むなげうがみやぶら。

常日頃より、議員活動、議会活動にご注視いただき、ご助言等をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

議席番号9番、根釜昭一郎が一般質問を行います。

1、本町におけるDXの進捗状況はどうなっているか。

本町におけるデジタル化の推進については、住民サービスを行う上で、非常に重要な案件だと考えております。また、本町における第1期の推進計画も終盤を迎えていると認識しております。住民ニーズが年々、多種多様化していく中で、課題も多いとは認識しておりますが、下記の点について質問いたします。

①町民が一番利便性を享受できる窓口業務についてお伺いします。

住民票の写しや各種申請書のオンライン申請・交付、マイナンバーカード活用に

よるサービスの拡充状況はどうなっているか。

②住民の利便性向上にどのように結びつけているのか。

③今後の計画についてはどうなっているのか。

④役場から離れた地域でも行政サービスが受けられるよう民間事業者と業務提携をして、キヨスク端末の導入はできないか。

⑤庁舎内の事務手続や文書管理、決裁などにおけるD Xの進捗率はどうなっているか。

⑥具体的にどの業務の電子化、効率化に取り組んでいるか。

⑦今後のスケジュールや課題についてどのように検討されているか。

⑧人材育成や外部専門家の活用状況はどうなっているか。

⑨進捗管理、見える化はどのようになされているか。

2、剪定木の処理等について。

まちの美化活動を推進していく中で、高木の剪定等は必須であろうと考えております。そこで、課題であり、活用法も見いだせるのではという観点から質問していきます。

①現在、町が管理する街路樹や公共施設の樹木から発生する剪定木はどのように処理されているか。

②民間（個人）の場合は、おのおのでの対応をしていると認識をしておりますが、家庭ごみとして出せない場合、持込みや収集等に対しての支援はできないか。

③剪定木の不法投棄防止のための対策や啓発活動は行っているか。

④現在、町道や農道等に侵略的外来種であるギンネムが町内全域で繁茂していることはご存じか。また、その対策をどう考えているのか。

以上で、壇上よりの一般質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、根釜議員のご質問に順を追って回答してまいります。

D X推進状況について七、八問ほどご質問がございますので、①から回答してまいります。

本町では昨年度において、行かない・待たない・書かない窓口推進事業を実施し、町民課、保健福祉課、子育て支援課、税務課の窓口にかんたん窓口システムを設置したほか、オンライン申請の環境構築として、スマート申請システムを導入しております。かんたん窓口システムの導入により、町民の皆様はマイナンバーカードや免許証を持参するだけで、書類の記入を省略して手続を行うことができるようになっております。また、オンライン申請システムの導入により、住民票の写しや戸籍

膳本の請求、税務証明書の発行、妊娠の届出、児童手当の認定請求など、来庁をせずに自宅から様々な手続を行えるようになってきております。

そのほかにも、町の公式LINEから情報収集や各種申請が行えるように、リッチメニューの構築を行い、町民誰もが簡単に各種手続を行える環境の整備を進め、サービスの拡充を図っております。

②について、かんたん窓口システムの設置により、町民課では紙の申請書を廃止し、各種申請等を職員が作成することで、今まではお客様ご自身でご記入いただいた申請書の記入ミスもなくなることや、書くことが苦手な高齢者などの負担を軽減することができております。そのほかの課においても、署名や一部の記入のみで手続が完了するなど、お客様の書類作成の負担も大幅に軽減され、利便性の向上につながっていると思われまます。

オンライン申請につきましては、町の公式LINEをスマホ役場と位置づけ、LINEを入り口とする形で、必要な手続の申請フォームに接続できるなど、分かりやすい導線整備を行っているほか、知りたい情報についてもLINEから簡単に閲覧できるよう整備を進めており、住民の利便性の向上を図っているところでございます。

③番、今後につきましては、かんたん窓口及びスマート申請などにおいて対応可能な手続の拡充を図っていくほか、キャッシュレス決済を導入し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。また、システム端末を設置していない課の窓口においても、オンライン申請環境などを活用し、全庁的に行かない・待たない・書かない窓口推進を進め、住民の方が分かりやすく、迷わない役場づくりに取り組んでまいります。

④番、役場以外で行政サービスの拡充につきましては、民間事業者と業務提携を行い、行かない・待たない・書かない窓口推進事業の中で検討を進めているとともに、民間事業者からの提案も受け入れることから、キヨスク端末などの導入も含め、役場から離れた地域でも利便性の向上が図れるよう検討を進めてまいります。

庁舎内の事務手続や文書管理、決裁などにおけるDXとして、令和2年に勤怠管理システムを構築し、翌3年度には本格運用を開始しました。また、同じく3年度に文書管理システムを構築し、翌4年度から文書事務においても電子化の運用範囲を拡大させてきております。現在では、電子決裁の運用に適さない文書事務を除き、ほぼ全てにおいて電子化が行われております。また、会計事務においては、昨年度に電子決裁を導入しており、こちらは全ての処理を電子で行っております。

⑥番、先ほども述べましたとおり、勤怠及び文書事務、会計事務で電子化を行っ

ているほか、ペーパーレス化の取組として、各課長を中心に役場全体で60台のChromebookを配布しており、議会や課長会、その他の各種会議をペーパーレスで行っております。また、月に2回実施しております区長会においても、各字のノートパソコンをお持ちいただき、ペーパーレスで進めております。

⑦番、今後のスケジュールにつきましては、今後の庁舎事務におけるDXの取組についてお答えします。

まずは、生成AIやRPAを活用した業務効率化についてご説明いたします。

今月から、庁舎内の職員端末で全ての職員が生成AIを活用できる環境を整備しました。今後は、定型的な文書作成や単純な計算業務などへの活用を促進し、職員の業務負担軽減と生産性向上を目指してまいります。また、AIの利活用と同様に、RPAについても導入の検討を行い、職員がより付加価値の高い業務に専念できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年度に導入いたしました電子契約の促進についてご説明いたします。

現在、一部の事業で試行的に運用を行っておりますが、今後は全ての契約業務への適用を目指してまいります。これにより、契約書の紙での授受やその保管に関わる手間が大幅に削減され、事務の効率化につながるものだと考えております。

次に、電子入札の取扱い範囲の拡大についてご説明いたします。

現在、工事関係の案件のみで電子入札を実施しておりますが、今後はさらなる拡大を検討しております。これにより、入札事務の効率化はもちろん、入札参加者の利便性向上にも大きくつながるものだと考えております。

最後に、電子請求サービスの導入についてご説明いたします。

電子請求につきましては、現在利用しております会計システムが今年度リニューアルされることから、そのタイミングに合わせて、電子請求サービスの試行運用を行うつもりでございます。令和8年度から本格運用となれば、これまで紙ベースで行ってまいりました請求業務が電子化をされることにより、請求書の受け取りから支払いまでの一連の流れを効率化し、事務の迅速化につながるものだと考えております。

以上、申し上げたとおり、今後も庁舎内のDX化を確実に進めるとともに、住民サービスの向上と職員の業務負担軽減を両立させるべく、様々な取組を推進してまいります。

⑧番、人材育成につきましては、職員がいつでも視聴できる動画研修ツールを導入しており、定期的に必要な動画視聴を促しているほか、先日は、生成AIの利活用研修として、国のアドバイザーを講師としてお招きし、職員研修を実施しており

ます。また、今年度は、全国町村会が主催しますデジタル創発塾という年間を通した研修に職員を派遣し、育成を行う予定でございます。

外部人材の活用につきましても、昨年度は県の事業でありますデジタル人材派遣事業を活用し、デジタル人材から年間を通した伴走支援を受け、オンライン手続の検討や構築について取組を進めております。また、今年度から教育委員会事務局に地域おこし協力隊としてICT支援員を配置しており、教育現場におけるICTの利活用促進にも取り組んでおります。

今後は、管理職においても生成AIツールなどを積極的に活用し、業務効率化や職員マネジメントの強化、新規施策の立案などの教育プログラムを実施できるように検討を進めてまいります。

⑨番、全国の都道府県や市町村において自治体DXの取組につきましては、デジタル庁の提供しておりますダッシュボードで確認をすることができます。このダッシュボードは、自治体におけるDXの推進体制の構築のために必要な取組や重点的に取り組むべき事項等が取りまとめられており、本町のDX推進計画についても国のDX推進計画に基づいて策定していることから、進捗管理についてもダッシュボードを確認しながら行っております。

また、現在の本町のDX推進計画の計画年度が本年までとなっていることから、今年度中にこれまでのDXに対する取組を振り返り、次期計画策定に向けて庁内検討会を立ち上げ、今後のDXの取組についての検討を進めてまいりたいと考えております。

2の剪定木の処理等につきましても、現在、町で伐採した草木を仮置きする施設を設けていないため、町管理施設の剪定木につきましては、景観上の影響がない場所については町有地である剪定場所にそのまま仮置きを行い、事業者へ剪定、伐採等を依頼した際には、事業者へその処分まで依頼をしております。

②番、現在のところ、剪定木の収集などに対しての助成や支援は行っておりません。限りある町の財源の中で、ごみ処理に関する予算は大きな割合を占めており、まずは家庭ごみとして出されるものに対する予算投入が、町民全体への環境施策の主軸となっております。剪定木につきましては、乾燥した状態で30センチほどに切ったものであれば衛生管理組合で処理を行っております。今後、ごみについての取組を進める中で、様々な意見やアイデアを取り入れながら、環境施策を進めていきたいと考えております。

不法投棄につきましても、不法投棄防止のための施策といたしましては、不法投棄が行われやすい場所などに、土地の所有者の許可の下、看板の設置を行っております。

す。また、防災無線や広報紙、新聞などの紙面の活用を行い広報活動を行っておりますが、不法投棄やポイ捨ては依然としてなかなか解消されておられません。

今後も、不法投棄防止のための啓発活動を継続し、不法投棄パトロールを多発地帯に絞って行うことや看板の設置などの取組を行ってまいります。不法投棄につきましては、行政の取組だけでは改善は難しいものでありますので、個人のモラルの向上を図るためにも、家庭や地域において環境美化に取り組み、モラルの育成を図ることが何より大切なことだと考えております。

④番、ギンネムは、議員のご指摘どおり奄美群島に多数生育しており、鹿児島県では一般防除種として指定をされており、ギンネムにより在来植物が駆逐されており、防除対策について検討が必要な種となっております。また、生育箇所が町内全域であることも踏まえ、その拡大防止と駆除を含めて活用できる補助金がないかを調査するとともに、これ以上の生育箇所を拡大させないよう注意喚起を行ってまいります。現状でできる取組といたしましては、町道管理や水土里サークル活動を通じて、伐採等に努めていただければと考えております。

以上で、回答を終わります。

○根釜昭一郎議員

それでは、順を追って再質問のほうをしていきたいと思っております。

①、窓口業務に関してなんですけれども、DXを進めていく中で一番の基準となりますか、マイナンバーカードの普及率のほうは現状どうなっていますでしょうか。

○元栄吉治町民課長

お答えいたします。

まず、国の統一された基準といたしまして、交付率というのがあります。交付率につきましては、令和6年1月1日現在の人口に対して、合計でどれだけの枚数が発行されたかというのが交付率でございます。これにつきましては99.96%でございます。一方、毎日、転入転出、出生、死亡がありますので、今現在、知名町民がマイナンバーカードをどれだけ持っているかという所有率につきましては84.85%でございます。

以上です。

○根釜昭一郎議員

ありがとうございます。

交付率に関しましては、人口減少等もありますでしょうし、ちょっと率のほうがそのままは受け取れないのかなと思います。

この窓口のDX化、町長の先ほどの答弁ではかんたん窓口という表現をされたん

ですけれども、この事業を進めていく中で、実際に対応されている職員の町民との実際のやり取りをされての感想とかを聞いているようでしたら、お聞かせください。

○元栄吉治町民課長

書かない窓口の導入によって、住民側のメリットは非常に大きいものと考えております。一方、新しいシステムが入ったということで、今まで住民側が書いていた申請書を職員が聞き取りをしながら入力するという関係もありまして、作業が1つ増えたということで。作業が1つ増えています、同じような中身の申請書を職員が使いやすいように随時カスタマイズできるようになっていきますので、業務を進めながら、使う側の職員の効率も今後は図られていくものと思っております。

○根釜昭一郎議員

今、町民課のほうでお伺いしたんですけれども、子育て支援課とも関連する部分があるかと思っておりますので、子育て支援課の職員のほうから、どういうふうになっているという声をお聞きでしたらお伝えしていただきたいと思っております。

○原田孝二子育て支援課長

子育て支援課のほうでは、子育て支援金であったり、かごしま子育て支援パスポートとか、一部のものが手続ができるようになっております。その中で、生まれると書類の数が、書く方が複数手続がありますので、そういったところで、先ほど町民課からもありましたとおり、お客様のほうについては大分簡素化になっているかなというところ。あとは間違い等が書かれたものに対してなくなってくるので、その後の手続もスムーズにできるような、書いたことに対して間違いとかなないのかなというところで思っているところです。

○根釜昭一郎議員

同じ質問ですけれども、保健福祉課のほうでもそのような変化があったかと思うんですけれども、お聞かせください。

○中村里佐子保健福祉課長

子育て支援課長が言ったように同じことではございますけれども、やはりパソコン上からも出てくるところで、そこに本人が確認の署名だけをすればいいというところ、細かなところ、住所だったりとかは書かなくても済むので、そこは随分、町民の方は楽にはなったのかなとは思われます。

○根釜昭一郎議員

ありがとうございます。町民の方が利便性を感じられる方向に進んでいるという現状があるようですので、ほっとしております。

次に、窓口が簡素化されたのと同時に、携帯等、マイナポータルとかを使って、

ご自宅のパソコンであったりとか、窓口に来ないで申請をされている方の件数とい
いますか、実績のようなものを現在把握されているようでしたらお聞かせください。

○元栄吉治町民課長

お答えいたします。

スマート申請につきましては、住民票の請求が2件ありました。

以上です。

○根釜昭一郎議員

まだそちらのほうは、本町的には実際の件数は上がっていないということですね。

現在、総務省のオンライン化を進めていく項目として、26項目のようなんです
けれども、今後に向けては、100項目程度を目指すような形で進んでいくと思
いますので、より一層デジタル化が推進して100項目とかになっている頃には、も
しかしたら、もう携帯等で対応をするような子たちの時代になっているのかなとも
思いますけれども、現状で、少しでも利便性を町民の方が享受できる体制になっ
ているということに関しては、DXの推進に関してはよかったのかなと思ってお
ります。

②について利便性の向上、①番でも利便性向上しているという答弁をいただきま
したが、ペーパーレス化、紙の申請書の廃止によって負担軽減につながるというこ
となんですけれども、②番に関しては、先ほどの町民の声のほうで、次にいきたい
と思います。

③番の今後の計画についてなんですけれども、今後の計画では、先ほどの答弁で
はキャッシュレス決済、オンラインのほうを全庁的な形で進めていくというよう
なんですけれども、全庁的に進めていく際の具体的なロードマップのようなものは、
現在作成していますでしょうか。先ほど、町長の答弁で最後のほうに、今回の3年
計画の中でそれを考察して、この後、進めていくということだと思うんですけれ
ども、その辺についてはどのように考えていますでしょうか。

○成美保昭総務課長

現在、本町のDX推進計画にありますとおり、いかんせん専門人員が今いない状
況で、兼務でやっている関係上でなかなかうまく回っていない状況ではあるん
ですが、外部からの人材等の協力もいただきながら、今日、回答しました状況となっ
ております。

ロードマップ等ということですが、今年度で3か年の推進計画が終わりますので、
次年度から始まるまた次の政治に向けて、そのあたりも含めて、人員の体制、機器
の整備体制等を含めて検討していきたいと思っております。

○根釜昭一郎議員

今後の計画に関してなんですけれども、先ほど来、答弁でもあるように、現状であつたり、進捗率を鑑みた上で計画をしないといけないであろうと思われまので、令和5年3月のほうに推進計画のほうを作成しております、その中の進捗率、取組事項等、分かりやすいのは一番最後の全体スケジュールなのかなと思っております。1番の自治体の情報システムの標準化・共通化、2番、マイナンバーカード行政手続のオンライン化等に関しては、比較的順調に進捗しているのかなと思っております。推進計画の4番目に載っているAI・RPAの利用推進に関しましては、先ほど、町長の答弁にありましたので、AIに関しては今月から、RPAに関しても今後進めていくというお話なので、期待をしております。

テレワークの推進、ペーパーレス化に向けていろいろ進められていると思うんですけれども、ペーパーレス化にもいろいろあるかと思うんですけれども、我々、議員のほうもタブレットを導入して、ペーパーレス化に今後取り組んでいくような形になるんですけれども、現状、区長会もパソコンを導入してパソコンでのメールでのやり取りになっているかと思うんですけれども、郵便物に関しては送料に関しましては、DXを進めていく前と後で違いが出てきているのかどうなのかをお聞かせください。

○成美保昭総務課長

DX推進を始めてからの郵便料金に差があるかという質問でございますが、なるべく郵便で行わなくてもよいものにつきましては、そういう手段を取っておりますが、どうしても、税金とか個人情報がかかり含まれているものにつきましては、郵送、納付書でしないといけないというところがありまして、そういう分野の金額がかなりの金額となっているのは事実でございます。この分野に関してまでのペーパーレスというのは、数値的なものだけで判断した上では、そこまでの効果は得られていないという感じがしております。

○根釜昭一郎議員

先ほどの町長の答弁のほうで、キャッシュレス決済云々のお話がありましたので、そういうことが実際できるようになりましたら、また、そういったのも変化が出てくるという認識でよろしいですか。

○成美保昭総務課長

キャッシュレス決済はこれから取り組んでいきますが、一部、公共料金につきましてはキャッシュレスの決済ができてはおるんですが、ただ、そちらにしましても、ほかの方と同様に、納付書等を全て封書で発行してから、そこに出ているバーコー

ド等を読み取ってのキャッシュレス決済となっている手順がございまして、そのあたりのペーパーレス化には至っていないのが実情でございます。

○根釜昭一郎議員

④番にいきます。

役場から離れた地域でも行政サービスが受けられるようにという質問に関して、町長のほうから、民間と提携して検討していく旨の答弁があったかと思うんですけども、もう少し詳しく中身のほうをお聞かせください。

○成美保昭総務課長

今回、答弁の中に入っておりました民間事業者からの提案も受けているという表現がありましたが、これは郵便局でございます。各地にある郵便局、これにつきましては、他の自治体でもそのような取組を行っているところがありまして、私どものところでもそれができないかなというところで、今、検討段階に入っているところではありますが、発行件数と設置に係る維持費、設置初期投資を含めましてコスト的なことを考えると、なかなか難しいのではないかなと考えているところではございます。

○根釜昭一郎議員

郵便局、日本郵便さんと検討していくということであろうかと思うんですけども、群島内でも実施されているところがある旨の答弁も先ほどあったかとは思いますが、大和村さんのほうで実際に新聞報道等でありました。

キヨスク端末について、群島内での導入状況というのは、把握のほうはされていますでしょうか。

○成美保昭総務課長

今、議員がおっしゃられました大和村はじめ、詳しい何市町村で導入しているという資料は、私、今持っていないので、後でお答えさせていただきます。

○元栄吉治町民課長

キオスク端末につきましては、大和村と龍郷町で導入しているというのを聞いています。

○根釜昭一郎議員

龍郷町と大和村、庁舎内ではありますけれども、奄美市のほうにも置いていたかと思えます。ほかにも、群島内で導入を検討されているところが数か所あるかと思えます。

町長の行政報告でも、公共交通のお話等々も絡んでくるところが出てくるかと思うんですけども、そういったときに、今後のまちの在り方等を検討した際に、庁

舎から離れているところ、また、高齢化がどんどん進んでいきますので、そういった中で、住民の利便性を考慮する上では非常に大事なといたしますか、重要な案件になってこようかと考えております。

補助事業等に関しましても、内閣府の、本町では別な場面で使っていますけれども、デジタル田園都市構想であったり、また、総務省のほうでは自治体DX推進関連の事業であったり等もありますので、今後の町の在り方、総合戦略を考えていく中で、ぜひとも前向きに検討していただけたらと思うんですけれども、今回、報告第5号のほうでもデジタル田園都市構想総合戦略というのを打ち出しておりますけれども、現在ある状況から、地域公共交通の場合は現状と何らかの変化が見込まれると。人口動態にしても現状からさらに進んでいくと。そういったのを考慮した上で、導入、導入しないに関しましては、その辺も含めて熟慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○今井力夫町長

まず、このようなデジタル化をどう進めていくか、DXをどう町民の中に浸透させていくかということの一つネックになるのが、お年寄りの皆さん、年配の皆さんにどうこれを活用しやすい、または、そういう技術を身につけていただくかというあたりがネックになってくるかなと思っております。そういうあたりで、実は行政報告でもさせていただきましたけれども、ICT支援員というのを配置したのは、必ずしも学校教育のみで活用するつもりではございません。構想としては、3年以内に全町民がスマホを持てるような、そういうふうな構想を持って、そのためにお年寄りの皆さんにもスマホに慣れていただくという研修をどんどん各字ごとにやっていかなきゃいけないかなと思って。今でも、ある企業を中心にそういうことはしていただいているんですけれども、もう少しこれを頻度を高めていく必要があるのかなという思いを持っております。

そのことによって、先ほど議員がおっしゃった、いわゆる地域公共の活性化とそこはどう絡んでくるのかという場合に、デマンド交通をどう進めていくかというあたりに、この部分がうまく直結していくのではないかなと思っております。電話での連絡もいいんですけれども、なかなか電話が殺到しているときにつながらないときもありますけれども、そういうときに、いかにLINEとかメール機能を使って、いついっどこどこにいるのでデマンド交通サービスをしていただきたいというようなあたりまで使えてくると、かなり利便性の高いものになってくるかなと。

ただ、役場庁舎の業務関係だけではなく、一般町民のふだんの生活の中でこれがどう波及していくかというあたりまで、我々としては進めていく必要があるかなと

思っておりますので、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

○根釜昭一郎議員

公共交通の件に関してもご答弁いただき、ありがとうございます。今回は公共交通のお話ではなかったんですけども。

D Xを進めていって、人口減少が進んでいく中で、職員の業務も効率化して、いろいろな住民ニーズに応えていけるように整備していくというのが、D Xのそもそもであろうと考えております。また、その中で最も重要なのは、行政職員の本分であり、町民にどれだけのサービスが提供できるのか、簡素化していく中で、便利化していく中で、町民にどれだけこれまでと変わらない、また、これまで以上のサービスが享受できるのかということなどを考慮した中で、いろいろな新規事業に取り組む際には、そういったところを検討していただければと。

先ほどおっしゃった郵便局に関しまして言いますと、やっぱり本町の場合は、日頃から地域に密着しているお店であったり金融機関であったりというのは、やはり郵便局になろうかと。町民の利用される方の顔も、当然、役場の職員の方も、来られる町民の顔は随時覚えていっていると思いますし、また、郵便局に関しましては、常日頃からご利用しているので、町民の方も、もうすぐお顔を見たら誰々さんと分かるような、誰々さんと分かることに関しましては、もうA Iよりも早いかもしれないぐらいの勢いで分かると思うので、そういった方が行政サービスを手伝っていただき、地域の方に貢献していく、お手伝いをしていくようなシステムを構築していくというのは、今後の町の在り方として非常に大事になってくるのではないかなと思いますので、私個人といたしましては、現在、知名局は役場が近いので、少々ご勘弁をいただき、ここから近い順で言いますと、余多、住吉、田皆と、3か所とは申しませんが、事例として、取組の一つとして、先ほどの公共交通の絡みも含めるとするならば、西方面に1か所検討していただければと思っておりますので、これは要請だけで、次にいきます。

⑤番と⑨番、この進捗率に関してなんですけれども、先ほど町長の答弁でも、進捗率に関しましてはダッシュボード云々という話がありましたけれども、町民に対しての見える化、どこがどう便利になっているか。一番最初に聞きました町民課の窓口であったり、子育て支援課の窓口、保健福祉課の窓口とかというのは、町民から見てもどう変わったんだなというのをすぐ享受できると思うんですけども、役場の内部的な状況ですとか、何か新しいこういったタブレットであったりとか、何かがあれば変わってきているんだなというのが分かるんですけども、デジタルされ

た進捗率というのは何かお持ちではないでしょうか。

○成美保昭総務課長

ここで答弁の中に入っていますダッシュボードという機能ですが、これは、デジタル庁のほうでホームページで公開されているものですが、やはり行政の事務の中身といいますか、そのあたりが主な比較の対象となっております、今、議員がおっしゃられた、町民に対してどう使いやすいものがあるかとか、そのあたりが今のDXの課題でもあると思うんですが、先ほど来までありました書かない窓口、もうこれはまさに町民向けのシステムでありまして一番分かりやすいと思うんですが、そのようなものが今足りない状況で、まずは行政の中から全てをDX化して、それを町民に向けてのものにこれから変えていこうということで、なかなかそういうサービスが出ていないのが現状であります。

以上です。

○根釜昭一郎議員

ちょっと急には答えられないと思うんですけども、把握しやすい点で言いますと、DXを推進していく中で、実際に業務がデジタル化によって簡素化されていく中で、残業時間とか逆に増えているのかもしれないんですけども、一部の人のとっては。そういったところでの数字は見えないでしょうか。

○成美保昭総務課長

時間外勤務の時間については、各課で事務分掌も違いますし、もうこれはDXが始まったもうはるか前のときから、逆に電子メール等が普及した段階から調査物が多くなり増えたというのがありますが、これは今もどんどん続いております。いろんな部署でいろんな、上の省から県へ下りてきて、縦の構造となっております関係で、同じような内容のアンケート、質問、調査が各部署部署で、そういったものはいまだに解決はできていない状況であります、DXが進んだからといって時間外勤務が減る、これが理想ではあるんですが、私たちどももこの理想を求めてやっではいるんですが、なかなか現状は追いついていない状況であります。

○根釜昭一郎議員

今、似たようなアンケートが云々というお話があったんですけども、そういったアンケートとかの集約も、DXが進捗していった中では整理できていくのかなと思っておりますので、町民もそうなんですけれども、まずは働いている職員が、どこがどのように便利になったと、DXに取り組んでいることでどういったことが享受できるようになったと、そういうのをもっと分かりやすくというか、せっかくだい取組をしているんですから、アピールしてほしいという気持ちを込めて私として

は考えているんですが、どうでしょうか。

○成美保昭総務課長

私も、担当している課の長としては、いっぱいアピールしたい気持ちはあるんですが、いかんせん内容が難しい。皆さん理解していただくのも難しい。そして今、スマホ教室等をやっておりますが、まずはその段階から進めていって、町民全員がそのあたりに詳しく、本当にスマホから全ての申請ができるような時代になると思いますので、そういったものを早めに準備できるように、底辺からやっていきたいなと思っているところでもあります。

○根釜昭一郎議員

今、見える化の話をしたんですけれども、我々、議員の活動にしてもそうなんですけれども、町民からすると、表現はよろしくないかもしれませんが、何課の職員は何をしているんだと、要望がなかなか通らないときに、現場に行かずにデスクとかに座っていた場合とかに、何課の職員はどうしているんだと、そういったところで町民との意見の食い違いが出たり、いろいろなトラブル等にもなりますし、これは見える化の一例ではあるんですけれども、見える化というのはすごい大事だと思うので、ぜひ、まずは役場職員がDXで今取り組んでいることの把握をすること、そして、我々にもそうなんですけれども、町民にもぜひ見える形の活動をしていただければと思います。

DX推進計画のほうにも、ちょっとページが探せませんが、地域づくり、まちづくりとかも、DXを推進することによって非常に周りから見ても分かりやすく、住民にとっても享受しやすい形が取れると思うので、ぜひそういうのを意識しながら、新しい推進計画のほうでは、そういった形で見える化というところにも注視していただけて活動していただければと思います。

次、大きな2番にいきます。

剪定木なんですけれども、以前も高木に関してお話しをしたときに、仮置場をつくっていない旨の話はお聞きしていたんですけれども、委託した業者等に依頼するか、その場という回答だったと思うんですけれども、業者に委託してその場に置かなかった場合、どのように業者等、また、学校関係におきましては、運動会、体育祭前のPTA等のボランティアでガジュマル等を伐採するかと思うんですけれども、そういった処理がどのようにされているのかというのを認識していますでしょうか。

まず、学校教育課からお願いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

各学校における剪定木の処理についてですけれども、一番多いのは、建設作業ボランティア等の際に伐採していただき、そのまま関連する建設業者さんが持っておりますごみ捨て場に持って行ってもらったりというようなこととなります。また、教育委員会のほうから委託をして処理をお願いした場合には、委託業者さんのほうで処理のほうまでお願いをしているというところとなります。

また、学校内に仮置場を持っているところもございます。そこは、そこに一時置いた後に、聞いたところによりますと、またPTAの奉仕作業等で関連する保護者の方、建設業であったりそういう方たちがその場所へ運んでいってくださったり、あるいは車が持っているごみ置場のところへ持っていく場合もございますし、あるいは校内の敷地内の一部に処理をするというようなところも伺っております。

以上です。

○根釜昭一郎議員

ごみ処理といいますか、剪定木、伐採したものを処理する中で、いつまでもまちとして方向性が出せないというのは非常によろしくないと思っていまして、業者に任せるであったりとか集落に任せる。集落に任せると言って、その集落が活用している場所をそのようなことに活用していいのかどうなのかというところもありますので、ぜひ今後はまちのほうでしっかりと場所を指定していただければと思います。

それと、同じなんですけれども、②番で助成云々の話を出したんですけれども、これは高齢者や独居世帯においては、業者であったり集落の人であったり近くの人であったりというのに頼んで伐採をしてもらう。その方の経費もかかって、なおかつ、その方の人件費プラス、生木は受け入れてもらえないので、しばらく置いといてサイズも細かくして処理場に持っていくとか、現実的じゃないので、ここも考慮してもらいたいと思います。

最後に出しているギンネムなんですけれども、一応私のほうでも調べたんですけれども、国の助成事業のあれにはなっていないようなんですけれども、先ほど、町長からの答弁でもありました、県でも問題になっている。特に沖縄南西諸島にしましては、この繁茂が実際的に被害があるというわけではないんですけれども、剪定木のところでなぜ出したかという、非常に堅くて伐採も難しい木になります。繁殖力も大変強うございますので、何とかしていただきたい。

本町だけでの対応は難しいと思いますので、私が聞いた範囲でも、ほかの離島でも同じようなことは考えているようなので、ぜひ首長会等で群島内のほかの首長さんとお話しをされるときに一度、ギンネムの話をぜひして、今後の対応策を検討し

いただければと思います。要請のほうで終わります。

以上です。

○外山利章議長

これで、根釜昭一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 2 時 25 分から再開します。

休 憩 午後 2 時 1 6 分

再 開 午後 2 時 2 5 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告 7 番、福井源乃介議員の発言を許可します。

○福井源乃介議員

議席 1 1 番、福井源乃介が次のことについて一般質問を行います。

まず、1 点目は、県道拡張についてであります。

町内で県道拡張の要望地区は 4 地区のみです。久志検地区と田皆地区については既に着工しており、知名地区も測量設計に入っており、残りの正名地区だけがめどが立っていません。こうした中、3 月 1 4 日に高齢者が一時重体となる交通事故が発生し、一命は取り留めたものの、長期入院療養を余儀なくされております。歩道がなく狭小な県道、危険除去の要望が日増しに高まっております。

これまでも、町や議会が県に強力に要請してきましたが、もはや一刻の猶予もありません。県に対して早期実現に向けて、さらに強く要請すべきではありませんか。

2 点目は、結婚新生活支援事業補助金についてであります。

結婚新生活支援事業補助金は、家賃補助や引っ越し費用等を最大 60 万円まで補助する制度で、国が実施している地域少子化対策の一つです。2021 年度に受給要件が緩和され、全国の 842 以上の市区町村で事業実施されています。

本町でも、新婚世帯の門出を全力で応援することになりましたが、町民課との連携が取れていないなど、周知がされていません。ホームページなど、情報開示をはじめ、積極的に取り組むべきではありませんか。また、所管を企画振興課から町民課にすることで、ワンストップで町民の利便性向上につながるのではありませんか。

3 点目は、幼児・児童のあそび場確保についてであります。

子育て世代やまちづくり町民会議から、屋内遊び場や子供の遊び場を求める声が

あります。フローラルパークの幼児・児童エリア（遊具設置場所）にドーム（半分ほど）発電所側から、かわいい象さんの滑り台のところまでを考えています。屋根をつけることで、新たに建設するより既存の施設利用で前進ではありませんか。夏の酷暑や雨天時など、全天候型の施設にすべきではありませんか。

以上のことについて、町民福祉の向上のため、提案いたします。

○今井力夫町長

それでは、一般質問、最後のご質問になります福井源乃介議員のご質問に、順を追って回答させていただきます。

まず、1番目の県道拡張につきましてでございます。

福井議員のお話にもありましたけれども、議会におかれましては、これまで県に対して、県道の整備につきまして強力に要望していただいていることに対しまして、感謝申し上げます。

まず、ご質問のとおり、久志検地区と田皆地区では既に工事が着手されており、知名地区においても測量設計が完了し、先月末には事業説明会を実施したところがあります。一方で、正名地区につきましては、いまだ具体的なめどが立っていないのが現状でございます。

そのような中で、3月14日に発生いたしました高齢者の交通事故は、命に別状はなかったものの、長期入院や療養を余儀なくされるという痛ましいものであり、この事故を契機に、正名地区の道路改良への要望が高まっていることは、私どもも強く認識をしております。

これまでも機会あるごとに県に要望を行ってきましたが、来月予定されます町村振興の諸施策に関する要望書として、県及び県選出国會議員へ要望予定でございます。また、8月に開催されます離島行政懇談会の議題の中にもこれを取り入れ、正名地区の県道改良についてしっかりと取り上げ、県に対して強く要望してまいりたいと予定でございます。

今後も、県に対して粘り強く要望を続け、正名地区の県道整備の早期実現を行い、正名地区住民の道路横断、安心・安全に渡れるような道路の整備に、町としても取り組んでまいりたいと思っております。

2番目に、新婚生活の支援につきましてでございますが、本町においても、婚姻に伴う経済的な負担を軽減し、町内への定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図ることを目的に、新居を構える新規に婚姻をした世帯に対しては、居住費や引っ越し費用及びリフォーム費用の一部を、内閣府が所管する地域少子化対策重点推進交付金を財源の一部としながら、予算の範囲内において知名町結婚新生活支

援事業補助金の交付に向けて、募集の準備を進めているところであります。補助金の交付期間は本年4月1日から来年3月31日までとして、本年1月1日から来年3月31日までに婚姻をした世帯を対象にする方針であります。

町民課との連携について問われておりますが、町民課との連携に関するご指摘につきましては、本事業の主管課である企画振興課において、補助金に係る申請様式を作成した後は、町民課において当該申請様式等の配布や本事業の周知を行う予定としております。企画振興課においては、ホームページや町公式LINEなどのSNSを活用して、本事業を町民に広く周知してまいる計画にしております。

3番目の幼児・児童のあそび場所につきまして。

幼児・児童の遊び場所は、子育て世代をはじめとする町民の皆様からご要望が寄せられており、このことは、町としても大変重要であると認識をしております。特に、子供たちが天候に左右されず、安全かつ快適に遊べる環境の整備は喫緊の課題であると考えております。

アンケート調査においても、雨の日や暑い日に遊べる場所が少ない、室内で遊べる施設ができたならもっと子育てしやすくなるか、暑い夏は外で遊ばせられないほどの暑さであるなどの、天候に左右されない遊び場を求める声の一部寄せられております。また、既存の公園遊具が幼児向けに偏っており、小学生向けの遊具や遊び場が不足しているなどという意見もいただいております。遊び場に対するニーズが多様であることも認識をしております。

ご提案いただきましたフローラルパークの遊具設置エリアを全天候型のドームとする案につきましては、町といたしましても検討はしておりますが、幾つか大きな課題があるものと考えております。

まず、風通し・快適性の低下と酷暑対策の限界があります。ドーム型構造は、外気との遮断により自然な風通しが大きく損なわれ、特に夏場においては内部の気温が上昇し、十分な空調設備がなければ、かえって利用者の快適性が損なわれるおそれもあります。空調設備の導入と維持には多大なコストがかかり、環境負荷の増大も無視ができず、酷暑への対応という本来の目的を十分に果たせない可能性が高いと考えております。

次に、維持管理と改修時の制約が挙げられます。既存の遊具や施設の改修やメンテナンスを行う際、ドーム構造が作業の大きな障壁となることが予想されます。大型機械の導入や高所作業など、従来の公園に比べて大幅な制約や追加コストが発生し、長期的な維持管理の観点からも大きなデメリットとなります。これは、結果的には指定管理者の負担増にもつながるものと懸念されます。

また、公園の利用ニーズは多様であり、全天候型施設が全ての利用者にとって最適とは限らないという視点も重要であります。まずは、町民や利用者の実態に即したニーズ調査を丁寧に行い、真に求められている機能や施設を把握することが重要であると考えております。

これらの課題を踏まえ、天候に左右されず、安全・快適に遊べる環境を提供しつつ、コストや維持管理の面での負担の軽減も考慮した、現実的かつ柔軟な代替案を検討してまいりたいと考えております。

既存の体育館や公共施設を利用し、一定期間ごとに室内遊具施設を開設するなど、地域の実情に即した柔軟な対応策を検討し、持続可能で満足度の高い遊び場運営につなげてまいりたいと考えております。

町といたしましても、多様なご意見やご要望を受け止め、子供たちが伸び伸びと成長できる環境整備に、引き続き注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福井源乃介議員

まず初めに、3月14日の交通事故、大量の緊急輸血が必要ということで、A型の多くの皆さんが協力をしていただいて、一命を取り留めることができました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。また、緊急搬送された沖縄の病院のほうから、先月末、町内の病院のほうに転院をされて、機能回復に努めているところであります。協力いただいた各位の皆様には、字の代表としてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、再質問に入りますが、答弁は従来の答弁でありましたが、ただ、やはり熱意が感じられる答弁でありました。集落内では、安全確保のために、「集落内は徐行してください」というのぼり旗を十数本立てて、字民の安心・安全のために自助努力をしております。答弁にもあったように、引き続き、強力に要請活動をしていくしかないのかなという認識であります。同じ認識の共有でよろしいでしょうか、結論から言うと。

○今井力夫町長

先ほど回答させていただきましたとおりに、改めて、正名字からの要望がこれほど大きいものであるということ、それから、今回の交通事故を非常に重たく受け止めて、今度、知事部局との話し合いもありますので、その中では、先ほど申し上げましたとおりに強く要望をしていくという気持ちでおりますので、ご理解いただければなと思っております。

以上です。

○福井源乃介議員

私が懸念しているのは、町の高齢化率も高くなっているのと一緒に、集落の高齢化率も年々上がってきております。そうしますと当然、歩道がない、また、路側帯もないに等しい、20センチ、30センチぐらいの路側帯しかありませんので、やはり同じような事故の懸念が考えられますので、その辺は強く、7月の要請活動、それから離島行政懇談会等々で、町長が決意を持って要請されることを期待しております。ぜひ、早期実現に向けて力を貸していただきたいと思っております。

○今井力夫町長

非常に大きな後押しをいただいた言葉として私は受け止めて、早期の道路拡張、そして歩道の設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

よく私が県と話をするのは、国頭知名線の道路の歩道整備状況を県にいつも問いただしております。反対側の知名国頭線においては98%出来上がっているんだと。この反対側車線においては30%台であると。このことを県としてはどう捉えるんだというようなあたりで話をして、やはり県と話をするときには数字で話をしていきたいなと思っておりますので。

ただし、今回の場合におきましては、3月14日の件はしっかりと話の主題の中に置きながら進めていくつもりでございますので、皆さんにいい報告ができるように、しっかりと頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○福井源乃介議員

振り返ってみますと、正名地区の県道拡張の始まりは、平成13年当時の知名町子ども議会において、住吉小学校6年の女子児童が登下校時に危険を感じながら通学をしていると、どうにかして歩道をとるところから始まってきておまして、もう既に25年、平安前町長も歴代の議員も、そして今井町長も力を尽くしていただいております。田皆地区が終わり、知名地区が終わりと考えたと、あと10年、15年後の話なんです。ですから、これを1年でも5年でも10年でも短縮できるように、再度、決意を伺いたいと思います。

○今井力夫町長

4地区、歩道をどうしても設置したり、道路を拡張していかなきゃいけない場所があるというのは、先ほど議員の提案の中にもございました。先ほど申し上げましたように、4つのうちの3つが国頭知名線に偏っているというあたりのことをしっかりと県のほうにもお伝えしたり、また、夏頃に中央要請活動がございますので、この中で県選出の国会議員、もしくは、離島行政懇談会の中では大島地区選出の県

議会議員の皆さんもおられますので、発表の後の援護射撃をしっかりとしていただきたいという要望もしながら、議員からご提案いただいている約20年余りのこの要望につきましては、早期の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○福井源乃介議員

これまで、県の見解は一市町村一事業、それから、事業費に占める補償費の割合が高いところは優先度が低いということでここまで来ています。ただ、県の考えも徐々に軟化しているように思いますので、ぜひ力を貸していただいて、また、我々議会も、2年前、塩田知事に議会としての要望書も出してしておりますので、共に粘り強く要請活動をして、早期実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それでは、2番に行きますが、町民課長、この事業要件が、令和7年1月1日からのカップルということと39歳以下という縛りがあるんですが、今年の婚姻届の状況と、その対象のところの数をお願いします。

○元栄吉治町民課長

お答えいたします。

今年1月1日から婚姻届を出されたカップルは4組でございます。そのうち、この事業の対象となる39歳以下のカップルにつきましては3組となっております。

以上です。

○福井源乃介議員

企画振興課長、対象が3組ということですが、これ、遑っての事業実施になりますので、丁寧にやる必要があると思いますが、この3組に対する対応はどう考えていますか。

○永野道也企画振興課長

既にその3組の方は町民課で対象者を把握されておりますので、こちらから丁寧な説明を行いたいと思っております。

なお、この補助金の対象要件にもう一つありまして、5年間、本町に在住することを前提ということがありますので、その部分をしっかり確認を行いながら説明を行っていきたいと思っております。

○福井源乃介議員

できれば、もう申請書を郵送してあげて、また来てくださいじゃなくて、やっぱりきちんとその辺は対応すべきだと思います。

また、町民課との連携ということで、婚姻届と同時に申請書類を渡せると非常にありがたい対応だと思っておりますので、遑っての申請受付、そして、審査をして

交付金決定通知をして、希望の口座に振り込むという一連の作業になりますので、半年以上もう経過をしている中で、ぜひせつかくの国の支援、また、県も力を入れて、現在24市町村でしたか、鹿児島県内でもこの事業に取り組んでいるのが。ですから先を行っていると思っています。結婚、妊娠、出産、子育てとワンパッケージでやっている知名町でありますので、その辺の対応はしっかりやっていただきたいと考えていますが、もう一度。

○永野道也企画振興課長

ワンパッケージで結婚、妊娠、出産の流れが本町にあるということで、ありがとうございます。

本課も、縦割りの課ではなく、現時点でも子育て支援課と密に連携を取りながら、町民のニーズ、一体何を求めているのか、その場合、支給する仕方、現金であったり、申請書類についてはどのレベルまで町民に負担をかけるかとかをしっかりと協議しながら進めていきたいと思っておりますので、申請する方々、本町にずっと住んでいただきたいと思っておりますので、そこについては、町として各課と連携しながら進めていきたいと思っております。

○福井源乃介議員

本当に定住につなげることで人口が増えることをやっぱり期待していますので、そういったところで、3組ですけれども、また今後、年間やはり15組ぐらい婚姻届が受理されておりますので、今後もきちんと町民課と連携を取って対応していただきたいと思っております。

所管を移す、移管するという事は、これはもう行政の壁ですので、なかなかできないとは思っておりましたが、今井町長ならこの壁をぶち壊せるだろうという期待もしておりましたが、残念ながら、なかなか難しいところはあるかと思っております。ただ、やはり町民課との連携が、もう話のほうが進んでおりますので、この辺はしっかりとした対応を要請して、次にいきたいと思っております。

遊び場については、ドームですので、風通し、海にも近いしという感覚ではあるんですが、3つの課題が出てきました。やはりコストを考えたときに、手っ取り早くと言ったら何ですが、町民のニーズに応えられるんじゃないかなという発想であります。

正直、夏の暑い日に遊びに連れていったら、もう鉄板、遊具がやけどするぐらい熱くて遊べないんだよという保護者の声も届いておりましたし、全体を覆うんじゃないくて半分というのは、やっぱり太陽の下で日光浴を兼ねて遊ばせたい保護者もいるわけですね。ですから、そういった意味でも、ちょっと民有地との非常に距離

が近い、コストがかからないような部分ですので、鉄骨張り、アルミでも可能じゃないかと思いますが。

代替案を考えたいということですが、その辺ははっきりと、やるのかやらないのかというのは、この前、県の弁護士事務所から研修を受けまして、ハラスメントも気にしながら、今後、伝家の宝刀、やるのかやらないのかはもう封印しまして、やりますか。

○原田孝二子育て支援課長

子供の遊び場の代替案ということで、先ほど答弁の中でも、ドーム型、いろいろ課題があるなというところでした。同じように考えまして、新たに物を建てるのか予算をかけないで、既存施設をどうやって使って同じようなことができないかということでも考えました。

現時点の案としましては、フローラルパークのほうではなくて、町民体育館のほうを活用して、その中のほうで体育館のコートを使う。手前のほうに会議室があって、あちらのほうでクーラーも使えるので、そこで、子育て広場を使う方のアンケートの中に、子育て広場のところでは保護者と子供がいられるんですけども、ご飯を食べるとなるとスペースがあそこにはないので、また食べられるところもあつたらいいなという声もあったので、会議室とかをそういう軽食食べられるようにとかすることで、既存施設、町体を使って、熱中症とかそういったのもあって休憩したいとなったときには会議室のほうで休んでいただけるといようなことを実施することで、代替案として同じような目的を達成できないかというところでも考えているところです。

○福井源乃介議員

屋内遊び場ということに関すれば、町民体育館、空調も効いて涼しいところというところ。ただ、やはり親としては自然の中でというところもあつたりするのかなとは思いますが、とにかく代替案を考えているということで答弁がありましたので、具体的に、では、いつ頃から、今トイレの改修をしたり、いろいろ町体のほうもやってはいますが、そういう遊び場的なセッティングはいつ頃からする予定ですか。

○原田孝二子育て支援課長

現在、使用料等の予算がありませんので、この案も、過去のも受けて今回のもあつてやっているところで、近隣自治体などの事例とかも収集、どういった運用ができるか、例えば子供だけで利用できるのか、保護者が一緒じゃないといけないのか、そういったところも拾って、早ければ、そういったもろもろ調整がつけば試算を通

して9月議会のほうに補正を出して、できる範囲のほうで、まずは少しでも1か所で試しといたしましょうか、施策でまずは始めます。その中で、また課題等も出てくるかと思しますので、そういったのを拾いながらやっていきたいということで、もろもろ条件がクリアできれば、9月議会のほうに予算を計上できないかというふうに考えております。

○福井源乃介議員

子育て世代にとっては大変ありがたい屋内遊び場が年度内にできるということで、歓迎したいと思います。

ただ、やはり私の案も捨てるわけにはいきません。やはりどうしてもあそこ、しらゆり保育園の園児の皆さんやいろんなところから遠足で来たり、園の行事等で子供たちが遊びに来る場所でもありますので、その辺も検討していただければと思います、企画振興課長。

○永野道也企画振興課長

フローラルパークを管理している企画振興課として答弁させていただきます。

ご提案のとおり、あその場所は、若者定住促進等緊急プロジェクト対策事業として、若者が帰ってこられる場所として整備がされました。もちろん整備当初には、ゴーカート、パターゴルフを導入して、子供たちの遊び場として提供させていただいております。その後、ゴーカートの老朽化が目立ち出しまして、ペダルなしの自転車を導入しつつ、子供たちの遊び場を提供させていただいております。

また、平成の後半部分なんですけど、当時、子育て関係を所管していた保健福祉課の事業で遊具を設置させていただき、その後、老朽化を迎え、撤去しております。その後、平成29年に、地域振興事業としまして、現在の元パターゴルフの場所に、議員がお話ししていただきました遊び場の建設を行い、令和元年には元ゲートボール場のところにフェンスを設置し、サッカーゴールやバスケットゴールを設置しております。

このように、本課としましても、ニーズに応えながら、また熱中症対策、また子育て支援課と相互連携を図りながら、子供たちが遊べる場所、自然を楽しむ場所を提供できるように努めていきたいと思っております。

○福井源乃介議員

フローラルパークは、開園から15年が経過をしたので、今の全世代型のパークにリニューアルをいたしました。幼児・児童エリア、それから中高生の遊ぶところ、それからグラウンドゴルフ、高齢者、壮年が幅広くグラウンドゴルフができるところまで来ました。

それから、町長の公約だったんでしょうか、周囲が1キロほどあるということで、ランニングコースあるいはウォーキングコースとして整備するという話がありました。覚えていらっしゃいますか。

○外山利章議長

通告外。

○福井源乃介議員

要するに、健康なまちづくりということで、外周が1キロぐらいちょうどあるので、2コースぐらいの整備をというところがまだ完了していないというところでちょっと指摘をさせていただいたんですが、この点についてはどうですか。

○今井力夫町長

先ほど、議員もおっしゃっていただきましたように、全世代がどうあそこを活用できるかということで多目的利用を狙いとして、幼児からお年寄りの皆さんまで使えるようにということと、それから、おっしゃったように、あの外周が約800から1キロの間にあると思います。要望が出されているのは、おっしゃるように、ウォーキングに活用したいと。そのために街灯は設置していただきたいというようなことがございましたので、検討は進めているんです。ただ、街灯の要望箇所が芝生のところ中心に出ておって、このままいくと、夜間のグラウンドゴルフ場になってしまうんじゃないかなというのも非常に懸念されているところでもございまして。夕方になったら、本来は、公園は出入口シャッターをして閉めなきゃいけないんですけども、ある程度、ここは夕方、夏場は8時近くまで明るさがありますので、その辺につきましてはかなり柔軟な対応をさせているところでございます。

議員ご質問の周囲800メートル前後におけるウォーキングができる体制づくりというのは、ある意味では必要な部分があるかなと思っておりますので、街灯照明等につきましては、今後まだ検討していく余地があるかなと思っております。

以上です。

○福井源乃介議員

指定管理の公園ですので、閉園時間があるんですよね。これは、その以降はもう利用できないという縛りだと思うんですが、夏時間と冬時間というセッティングがされていますか。

○永野道也企画振興課長

フローラルパーク施設の利用時間は、一番早いのが朝8時半からとなっております。一番遅いのが、テニスコートと会議室の利用については午後9時までとなっております。

なお、この時間設定については、夏時間とか冬時間というのは設定していないんですけれども、要綱の中には、町長が特に認め必要がある場合は、利用時間の変更を臨時的に行うことができるというふうになっております。

○福井源乃介議員

それでは、3点取り上げましたけれども、ぜひ県道、正名地区、それから、婚姻が増えて人口が増えること、そして、子供たちが伸び伸びと遊べる環境づくりを要請して、一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、福井源乃介議員の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

執行部当局におかれましては、これらの質問、意見、提言、要請等を真摯に受け止め、適切なる対処をお願いいたします。

昨日の3名、本日の4名、計7名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

明日19日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時06分

令和7年 第2回知名町議会定例会

第3日

令和7年6月19日

令和7年第2回知名町議会定例会議事日程
令和7年6月19日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
知名町税条例の一部を改正する条例について

○日程第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町一般会計補正予算（第8号）

○日程第 3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）

○日程第 4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町介護保険特別会計補正予算（第
4号）

○日程第 5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第4号）

○日程第 6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第
2号）

○日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度知名町土地改良事業換地清算特別会計
補正予算（第1号）

○日程第 8 議案第43号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○日程第 9 議案第44号 知名辺地総合整備計画の変更について

○日程第10 議案第45号 知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条
例について

○日程第11 議案第46号 令和7年度知名町一般会計補正予算（第1号）に
ついて

○日程第12 議案第47号 令和7年度知名町水道事業会計補正予算（第1
号）について

- 日程第13 議案第48号 令和7年度知名町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について（令和7年度知名町防災行政無線戸別受信機整備工事）
- 日程第15 議案第50号 知名町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 知名町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度田皆第二団地改修工事）
- 日程第18 議案第53号 財産の取得について
- 日程第19 陳情第2号 予算等の措置に関する要望書
- 日程第20 発委第2号 予算等の措置に関する要望書に係る意見書
- 日程第21 発議第2号 議員派遣の件
- 日程第22 決定第3号 閉会中の継続調査の件について
- 日程第23 決定第4号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田尻博樹 議員	2番	長山美香 議員
3番	原崎幸雄 議員	5番	西吉信 議員
6番	高風勝一郎 議員	7番	福川勝久 議員
8番	窪田仁 議員	9番	根釜昭一郎 議員
10番	西文男 議員	11番	福井源乃介 議員
12番	川畑光男 議員	13番	外山利章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田孝一	議会事務局長	元榮聡子	議会事務局主事
------	--------	------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井力夫	町長	赤地邦男	副町長
田中幸太郎	教育長	成美保昭	総務課長
西富士雄	総務課長補佐	永野道也	企画振興課長
岡越豊	農林課長	田邊栄	農業委員会事務局長
英敬一	建設課長	下田浩治	耕地課長
中山昌昭	会計管理者兼会計課長	井上修吉	税務課長
元榮吉治	町民課長	中村里佐子	保健福祉課長
根元幸治	保健福祉課参事	久永裕一	上下水道課長
原田孝二	子育て支援課長	池沢由美子	教育委員会事務局長
上原美穂香	教育委員会事務局参事	森田太樹	町誌編さん室室長
東里樹	学校給食センター所長		

△開 会 午前 10 時 00 分

○外山利章議長

議場内の皆様、ご起立ください。
おはようございます。お座りください。
これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 承認第 1 号 知名町税条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第 1、承認第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

改めまして、皆さんおはようございます。3 日目、よろしく申し上げます。

それでは、承認第 1 号につきまして提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第 1 号は、知名町税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が本年の 3 月 31 日に公布されたことに伴い、知名町税条例等の一部を改正し本年 4 月 1 日から施行する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものでございます。同条第 3 項の規定により報告を行い、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

知名町税条例の一部改正、1 ページから。

- 2 ページ。
- 3 ページ。
- 4 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで改正事項による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。
これから承認第1号を採決します。
お諮りします。
本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。
したがって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町税条例の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

△日程第2 承認第2号 令和6年度知名町一般会計補正予算（第8号）

○外山利章議長

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。
ただいまご提案申し上げました承認第2号は、令和6年度知名町一般会計補正予算（第8号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,391万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,452万9,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入については、交付決定により特別交付税を増額計上し、財

政調整基金繰入金を減額計上しております。その他、町税、地方譲与税、各種交付金等の確定をはじめ、分担金、負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債等の確定に伴う増減を計上しております。

また、歳出につきましては、今後の公共施設等の維持補修及び除却等の財源のため公共施設等総合管理基金費を増額計上し、実績により各種事務事業費の増減を行っております。

地方債は、事業費の確定に伴い限度額の調整を行っております。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

2ページ。

3ページ。

歳出、4ページ。

5ページ。

第2表、地方債補正、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、7ページ。

歳出、8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、9ページから。

10ページ。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

14ページ。

15 ページ。

16 ページ。

17 ページ。

18 ページ。

19 ページ。

20 ページ。

21 ページ。

22 ページ。

○高風勝一郎議員

22 ページの18 款1 項2 目総務費寄附金、ふるさとまちづくり寄附金、改めてふるさと納税への取組、ぜひ力を入れていただきたいところです。令和5 年度が5, 600 万円、昨年度、令和6 年度が4, 200 万円、何とか頑張っしてほしいなと。この減額を見ると大変悲しい思いでおります。令和7 年度に入っておりますが、改めて企画振興課長、意気込みを聞かせてください。

○永野道也企画振興課長

年々ふるさと納税の額が減っているという事実が現実となっております。これにつきましては、昨年度については寄附者の方々が生活用品もしくはお米に流れたということが一つの要因として挙げられ、また昨日一般質問でもありましたように、私たちの町の返礼品の品数がやはりちょっと少ないということがあります。

本年度は新商品開発に努めながら、また農林課と連携して、商品開発だけではなく、その商品を売る先であったりとか商品のパッケージのデザインだったりとかそこを見直しながら、令和7 年度目標8, 000 万円に近づけていけるよう努力していきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

取り組む内容等がはっきり分かっているみたいですので、ぜひ、その取組を今年度、実現に向けて進めていただきたいというふうに要望します。

○外山利章議長

続けます。

23 ページ。

24 ページ。

25 ページ。

26 ページ。

27 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳出、28ページから。

29ページ。

30ページ。

31ページ。

32ページ。

33ページ。

34ページ。

35ページ。

36ページ。

37ページ。

38ページ。

39ページ。

40ページ。

41ページ。

42ページ。

43ページ。

44ページ。

45ページ。

46ページ。

47ページ。

48ページ。

49ページ。

50ページ。

51ページ。

52ページ。

53ページ。

54ページ。

55ページ。

56ページ。

57ページ。

58ページ。

59 ページ。
60 ページ。
61 ページ。
62 ページ。
63 ページ。
64 ページ。
65 ページ。
66 ページ。
67 ページ。
68 ページ。
69 ページ。
70 ページ。
71 ページ。
72 ページ。
73 ページ。
74 ページ。
75 ページ。
76 ページ。
77 ページ。
78 ページ。
79 ページ。
80 ページ。
81 ページ。
82 ページ。
83 ページ。
84 ページ。
85 ページ。
86 ページ。
87 ページ。
88 ページ。
89 ページ。
90 ページ。
91 ページ。

92 ページ。

93 ページ。

94 ページ。

95 ページ。

96 ページ。

97 ページ。

98 ページ。

99 ページ。

100 ページ。

101 ページ。

102 ページ。

103 ページ。

104 ページ。

105 ページ。

106 ページ。

107 ページ。

108 ページ。

109 ページ。

110 ページ。

○高風勝一郎議員

110 ページの4目のあしびの郷の管理費で需用費の修繕料、3月の議会、一般会計7号補正で954万8,000円で修繕料を予算化して、ホワイエの床の張り替えとブラインドの取替えという内容で補正をしておりますが、その後の経過というか内容等の報告をお願いします。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

その当時は修繕を行うということで計画しておりましたが、実際、フロアにどのような処理を施すかなどのまず計画を立てなければいけなかったため、その計画に対してちょっと日数がかかったということで、今年度の繰越事業として9月以降に実施する予定としております。

以上です。

○高風勝一郎議員

じゃ、今回減額の23万1,000円の内容はまた別の内容というか、そのほか

に関しての減額というふうに考えてよろしいですか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

議員のおっしゃるとおりです。

○高風勝一郎議員

繰越しということで、ぜひスムーズに円滑に進めるように要望いたします。

○外山利章議長

続けます。

1 1 1 ページ。

1 1 2 ページ。

1 1 3 ページ。

1 1 4 ページ。

○高風勝一郎議員

町民体育館の件です。3目の社会体育施設管理費。これも3月の補正予算で1,485万3,000円、町民体育館のトイレとフロアの改修ということで補正予算をしておりますが、その後の経過の報告をお願いします。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

まず、町民体育館のトイレの修繕については既に実施しておりまして、工期を7月14日までとして既に実施しております。

また、フロアは昨年度実施予定でしたけれども、こちらについても今年度の繰越事業として実施しております。フロアについても、フロア全体のまずは修繕箇所の確認が必要だったということで、専門業者にフロアの箇所の診断をするというところがちょっと日数がかかったというところで、今年度の繰越事業として実施する予定にしております。フロアについても6月25日から7月14日までの工期として実施する予定としております。

○高風勝一郎議員

ぜひ、先ほどのあしびの郷もですが、町民体育館も手続の流れというところを今回そのような後手に回ったところがあると思いますので、課内のほうで今後の進め方、反省点を共有しながら、今後はスムーズに事務手続を含めて作業が進むように行っていただきたいと思います。終わります。

○外山利章議長

続けます。

1 1 5 ページ。

116 ページまで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町一般会計補正予算（第8号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時26分

△日程第3 承認第3号 令和6年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○外山利章議長

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第3号は、令和6年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1億2,706万円減額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ11億99万9,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては各種交付金等の決定に基づき国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金を減額計上し、諸収入を増額計上しております。

歳出につきましては、実績により総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費、公債費を減額計上し、諸支出金を増額しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

○西 文男議員

総括でお伺いをします。

国保の滞納状況についてですが、令和5年度、6年度推移として人数が減って滞納額も減っているのか、またその滞納している方々、いろいろ理由があるかと思いますが、分かる範囲で結構ですから示してください。

○中村里佐子保健福祉課長

国保税の滞納についてですけれども、やはり不納欠損があるという関係もありますけれども、それもありまして昨年度より年度的には額、人数は減ってきてはおります。それは不納欠損があったからというところで、これがもしなければ増加傾向にあるとは思いますが、やはり生活困窮から生活保護になっている方々もいらっしゃいますので、生活的には今ちょっと厳しくなっている状況ですので、不納欠損が多くなっているのは事実でございますので、総額としては減っていますが、やはり滞納者の方はいらっしゃることは事実です。

○西 文男議員

おっしゃるとおり、物価高騰等で非常に生活困窮、さらに厳しい状況なのかなというふうに認識があります。そういう方々はどのような形の徴収方法、例えば分割でとかいろいろ工夫をされているかと思いますが、そうじゃない方々、要は生活保護受給を受けていない方で滞納している方とか、そこら辺の分析というか徴収についてはどのような形を今執り行っているか、分かる範囲で結構です。

○中村里佐子保健福祉課長

当該年度に関しましてはその課で対応するというところで、国保のこちらの保健福祉課のほうで対応するんですけれども、滞納の繰越しで前年度、そして各年度がず

っと来ている方に関しましては、税務課と一緒にあってというところで、税務課の今、収納対策室がありますので、そちらのほうと一緒にあって、まずどこを優先してこの方々から税金を納めていただくのかというところで滞納分に関しては調整しまして、当該年度分はなるべくもう次の滞納をつくらないというところで、まずは当該年度を納めていただいて、そして余力がありましたら前の年度、前の年度というところで、税務課と協議をしながら進めている状況でございます。

○西 文男議員

非常に大変な業務だと思います。根気強く、皆さん連携をしていただいて、少しでも納税者全て平等に納税ができるよう頑張ってくださいよう要請して、終わります。

○外山利章議長

続けます。

歳出、2ページ、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、4ページ。

歳出、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わり、次に歳入歳出による質疑を行います。

歳入、6ページから。

7ページ。

8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳出、9ページから。

10ページ。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

14ページ。

15ページ。

16 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は承認することに決定しました。

△日程第4 承認第4号 令和6年度知名町介護保険特別会計補正予算
（第4号）

○外山利章議長

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました承認第4号は、令和6年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ2,836万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,638万9,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入については第1号被保険者保険料を増額計上し、各種交付金の交付決定により国庫支出金を増額計上したほか、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を減額計上しております。

歳出につきましては、総務費を減額計上したほか、保険給付費及び地域支援事業費はサービス量が減少したことにより減額計上しております。基金積立金は条例に基づき余剰分を増額計上し、諸支出金は実績確定に伴う過年度分返還金として増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の補正予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3ページ。

歳出、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、5ページから。

6ページ。

7ページ。

8ページ。

9ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳出、10ページから。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

14ページ。

15ページ。

16ページ。

17 ページ。

18 ページ。

19 ページ。

20 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号））は承認することに決定しました。

△日程第5 承認第5号 令和6年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○外山利章議長

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました承認第5号は、令和6年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ216万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億174万6,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入

を減額計上しております。

歳出につきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費及び諸支出金を減額計上しております。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3ページ。

歳出、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ。

歳出、7ページ。

8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時43分

△日程第6 承認第6号 令和6年度知名町奨学資金特別会計補正予算
（第2号）

○外山利章議長

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました承認第6号は、令和6年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ19万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,774万4,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては寄附金を増額計上し、繰入金、貸付金元金収入を減額計上しております。

歳出につきましては、基金積立金を増額計上し、奨学資金貸付金を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3ページ。

歳出、4ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時47分

△日程第7 承認第7号 令和6年度知名町土地改良事業換地清算特別
会計補正予算（第1号）

○外山利章議長

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました承認第7号は、令和6年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ173万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ163万1,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては分担金、繰入金、雑入を減額計上しております。

歳出につきましては、換地清算費を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3ページ。

歳出、4ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時54分

△日程第8 議案第43号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○外山利章議長

日程第8、議案第43号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第43号は、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についての案件であります。

本案は知名町過疎地域持続的発展計画に事業内容を追加することによる計画の変更であり、第8章医療の確保において、過疎地域持続的発展特別事業として産科医療体制確保支援事業を追加したことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特

別措置法第8条第10項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○西 文男議員

総括でお伺いします。

これ多分産科医の確保ということで、両町で安心・安全な出産という趣旨をもって産科医を確保しようという動きだと思うんですが、先ほどの令和6年の補正の中で多分産科医マイナス150万円の表示があったと思うんですが、去年は予算を組んだんだけど確保できなかったのは、この見通し、どういうふうになっているかお伺いします。

○中村里佐子保健福祉課長

昨年度は予算計上しましたが、産科医のほうはこちらのほうに赴任することはなく、それで6年度の専決で落とすことにはなったんですけれども、新しい産科医が今年度4月7日に着任いたしまして、それから徳洲会病院のほうで勤務されているということで、今年度は予算の計画どおり徳洲会のほうにお支払いをしていって、その先生の支援のほうをしていきたいと思っております。

○西 文男議員

非常に喜ばしいことかなと。今年度に入って3名の出産、おめでたい話があったというふうな、一般質問の答弁の中でありました。今後そういう形で、ぜひ安心してこの自分の生まれた町で、また病院もしっかりしていますので、町のほうもアピールしながら、少しでも人口減少の一翼を担っていただくよう、みんなでもた知らせしていって、めでたい話ということがたくさん聞けるようにできればいいなというふうに思っています。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

○根釜昭一郎議員

医師対策の一環だと思われるんですけれども、この金額のほうはどういったのを根拠にこの金額に設定しているのか、お尋ねいたします。

○中村里佐子保健福祉課長

こちらのほうは、先に徳之島3町がこちらに取り組んでおりまして、そちらのほうの金額と合わせる形で両町で協議して、合わせた金額にしております。

○根釜昭一郎議員

すみません。合わせるというのは、徳之島3町の場合は町が3つなので多分案分が本町とは違うのかな。それとも徳之島は3町で50万円ずつ出し合っているのか、その辺までお願いいたします。

○中村里佐子保健福祉課長

1町当たりの値段をもう全て統一というところにしております。

○根釜昭一郎議員

最後ですけれども、医師対策に関しまして、こういった町のほうから応援をする、離島僻地の医療体制を維持していくのは非常に今後もまたより困難な状況が生まれてくると思いますけれども、医師対策のみならず、看護師、介護士の不足もなかなか顕著に見受けられる昨今ですので、こういった事業計画にのせてくれというわけではなく、今後、そういった対策も国・県のほうも対応しておりますけれども、我が町としても支援体制、看護師、介護士の対策のほうも念頭に入れて今後取り組んでいただければと要請をして、終わります。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ、市町村計画の変更について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第44号 知名辺地総合整備計画の変更について

○外山利章議長

日程第9、議案第44号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申しあげました議案第44号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本案の変更は、令和6年度実績額の反映及び令和7年度の事業計画の変更に伴い、知名辺地に係る総合整備計画書第3項公共的施設の整備計画の表中、道路・橋梁、教職員住宅、農林漁業経営近代化施設及び観光・レクリエーション施設の事業費が減額、消防施設の事業費が増額となったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項で準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ、辺地の概況から公共的施設の整備を必要とする事情まで。

○西 文男議員

お伺いします。

1ページの(6)観光・レクリエーション施設について、これ文言を読んでみますと照明のLED化ってまだやっていないのかどうか、進捗について確認をします。

○永野道也企画振興課長

照明のLED化につきまして、対象箇所がフローラルホテル前のメントマリ公園

となります。現状メントマリ公園前の照明につきましては、設置から大分年数がたちまして、電球自体が落ちている、不足している状況になっております。また、本事業ではステージの爆裂箇所の補修、ステージの照明につきましてもLED化を進めるつもりでございます。

なお、現時点で発注手続はまだしておりませんが、再見積りとLEDのタイプ、ソーラー式のLEDの導入を現在検討しているところでございます。

以上です。

○西 文男議員

フローラルホテルの前の公園ということは理解して、ほかの公共施設については、例えば沖泊の公園であるとかいうところはどのような形になっているか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

今回のメントマリ公園のLED化をスタートに、計画的に各公園のLED化を進めたいと思っております。今回のメントマリが一番初めとなりますので、今後、蛍光灯の生産終了までには公共施設の中の公園施設のLED化を完了したいと思っております。

○西 文男議員

最後です。

これ、町有の公園や広場は島の産業や文化に触れる機会というふうな形で書いてありますので、ぜひ全て早めに網羅していただいて、電気料等々の節約にもなると思います。また安心・安全に公園等を利用できると思いますので、早めに全ての網羅について設置していただくよう要請しますが、いかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

先ほど企画振興課長からありましたとおり、蛍光灯等のもう製造が中止になることが決まっておりますので、町営施設につきましても次の当初予算には計上しようと考えております。各課長の皆様に、該当する施設の見積り等を取るよう依頼を考えているところでございます。

○外山利章議長

続けます。

2 ページ、公共的施設の整備計画。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、知名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第45号 知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第10、議案第45号、知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第45号は、知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じ、期日前投票所及び開票所で従事する開票管理者等の報酬額を改定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１１ 議案第４６号 令和７年度知名町一般会計補正予算（第
１号）について

○外山利章議長

日程第１１、議案第４６号、令和７年度知名町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第４６号は、令和７年度知名町一般会計補正予算（第１号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ７億５，２０１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８０億８，７０１万９，０００円と定めております。

主な補正内容につきましては、歳入については財政調整基金繰入金を増額計上、水道事業会計からの短期貸付金償還のための公営企業貸付金元利収入を新規に計上しております。

歳出につきましては、水道事業会計において安定的な資金調達のため一般会計から貸付けを行うための上水道事業費を増額計上、水道事業会計からの短期貸付償還

分を積み立てるための財政調整基金費を増額計上しております。

地方債は、中学校施設整備費事業費及びあしびの郷ちなの施設整備事業費を追加し、各起債限度額の調整により変更を行っております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

○福井源乃介議員

用地購入費が2,600万円余り組み込まれておりますが、その中でJAあまみ知名事業本部の土地を購入するということですが、これ、議事録に載せないといけないこともあって、時系列で決定までのプロセスについて詳しく求めます。誰がお願いに来て、どこで決めてどう決定したのか。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時14分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福井源乃介議員

3月3日付でJAあまみの組合長名、それから本部長名で要請書が来ていると思います。要は、これを受けて庁舎内で検討に検討を重ねての予算計上なのかお伺いします。

○今井力夫町長

それではお答えしますが、JAあまみ知名事業本部の統括理事のほうから相談がありまして、それを受けて、その根拠となるものは一体何なのかと、なぜこういう状況で町のほうに用地買収の依頼をしてきたのかというあたりの詳細について説明を受け、そしてそれを基に財政部門と協議をして、その結果、私どもといたしましては、町内にあります大手企業となりますので、このままJAあまみ知名事業本部の事業推進に支障を来すようだと雇用の面、それから農業の発展、普及に大きな支障を来していくのではないかとというようなことが懸念されましたので、庁舎

内で検討した結果、このように用地買収を行い、そしてJAの企業の経営がスムーズに動くように町としてもバックアップしていきたいなと思っております。

○福井源乃介議員

農協の公共性、これまで本町農業の振興発展あるいはいろんな面で貢献をしてくださっている公共性については我々も認めています。しかし、系統が責任を持つべきなんですよ。知名事業本部のことはあまみ農協がまず責任を持つ。そして、できなければ連合会、中央会、経済連、共済連、県信連とあるわけで、6,800万円なんかへでもないですよ、経済連からすれば。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、申し訳ないですけど。

それを、前例をつくりたくないからということで経済連が蹴っているんです。そこが我々が引っかかっているところ。天下の経済連が面倒見ないものをわざわざ町がですね。で経済連の言い分は、前例をつくりたくないということです。我々も、町としても前例はつくってほしくない。漁協であるとか社協であるとか商工会であるとか、ほかの団体からいやもうやってるじゃないかと言われたらおしまいですよ、これは。

必要性は分かります。職員のことも考えればやむを得ないところもありますが、そういう天下の経済連が前例をつくりたくないというものを町がつくっていいんでしょうか。

○今井力夫町長

議員もご理解していただいたみたいですので、その公共性については十分理解していただいていると。あとは前例というあたりが、本来は親会社と言っていいのか、親会社が見るべきじゃないかというようなところは、企業内における各本社を中心に各系列の支部の財政をどう立て直していくかというのは、本来、議員がおっしゃるようにその系列企業内の出来事ですので、見なきゃいけない部分があるだろうとは思いますが。

ただ、今回前例をつくらない、つくる、そういう意味では私どもは説明も受けておりませんので、純粹に公共性の維持をどう保っていくかというあたりで、この土地の購入というものが、明らかに町にとって大きな損害を与えるようなものではないと判断しておりますので、そういう視点から、前例に当たるかどうかというようなところの審議は我々といたしてはやっておりません。あくまでも本町内にある大手企業の経営をどうサポートしていくのかと、一時的なものであればそれでいいのではないかなというあたりも勘案したところでございますので、また、我々にとっては、敷地代というのを払っていただくということによって当然計算上は本町にと

ってマイナス面が生じるのではないというようなあたりで判断したところでございますので、そのあたりから今回の土地の購入申入れについては了承したところでございます。

○外山利章議長

4回目です。最後です、福井議員。

○福井源乃介議員

休憩前も数えているの。

○外山利章議長

いや、もういいですよ。発言を許可します。

○福井源乃介議員

本当に農家が困る事態は避けなければならないけれども、実際やっぱり筋道が通ることを町がしていけないと、我々も町民に対して、じゃあれをどう扱うのか、例えば合併があります、一島一農協の話も出ています、我々は知りませんでした、土地は知名町のものでありますから建物の解体も町がやってくださいとか、なり得るかもしれないですよ、20年の賃貸契約をするということ。だから、先のこともいろいろときちんと精査した上でいけないと、系統が蹴っているというところが一番容認できないところがあるんですよ。

ですから、そういった意味でもしっかりと、例えばあの土地の解体1億円ぐらいかかった場合には、あれが1億5,000万円で売れるのかといったら処分できないですよ、多分。買手もないし。ですから、そういったところの利用をじゃどうするのか。議会からも町の遊休資産をどんどん処分してくれ、そういう処分も進まない中でどんどん財産だけ増えていく中で、ぜひ、議案でも出ていますので、やはり3月に要請があった時点で議会にも相談をすべきだったのではないかなと思います。1週間、2週間前にただ説明をされても納得できない部分がありますので、その辺の先を見据えたことも考えて検討していただきたいと思います。

○今井力夫町長

議員がおっしゃるように、土地購入は行いますけれども、その上部の部分、建物については、今後もしあそこが不要になったときに当然取壊しをこちらは要求していきなしゃいけませんので、そういうあたりについての契約の中身等については、ご指摘をいただいたような部分、しっかりと先方とは話し合いを進めてまいりたいと考えております。

あくまでもJA本社の企業経営というのが今後スムーズにあって、そしてそこが雇用の場ともなり、そして農業の発展に寄与していただくための本町としての投資

の一部であると。したがって、今後このことによって本町に大きな負担をかけることがないようにというあたりは契約の中でしっかり行ってまいりますので、また、契約内容等につきましてはご指摘のあったように議員の皆様にも公開して、追加記事等が必要ならばそういうものも検討して進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

○長山美香議員

先ほど、賃貸をするので町にとってマイナスはないというお答えだったんですけども、JA知名事業本部、一島一農協ということで、JAあまみのほう、和泊と知名といつ統合してもおかしくないというところまで来ていると思うんですね。そういう場合に、沖永良部で統合された場合、土地を借りているところを借り続けてそこに事務所を置き続けるということはなかなか考えにくいと思うんです。そうした場合に、契約期間が思っていたよりも短くなってしまった場合どうするのか。不動産を取得する場合には公共的な目的があって取得すると思うんですけども、そこまで考えられていますでしょうか。

○今井力夫町長

合併等によってどこに本拠地が決まるのか、それについては我々の知るところでございませんけれども、今、採算性についてのご質問だと思いますので、それについてお答えしたいと思います。

我々が土地を購入するときには、当然その立地条件等がどれぐらいの単価になっているのかというのを精査した上で購入しております、土地購入の場合はですね。したがって、その中において今回の土地購入額というのはその精査内の中に十分許容範囲の中に入っておりますので、そういうところで今回の申出の金額においては該当するというあたりで購入しております。

そして、じゃ残りの建物についてはというのは先ほどの福井議員の質問に回答したとおりでありますので、建物は、そこが使用しなくなった時点では、解体等については相手先のほうでしっかりと対応するようにというあたりは念書のところでしっかりと行ってまいりたいと思っております。あくまでも地代というのを頂く、それは何年契約かというのは今後明確な数字は出せませんが、ただ、今現在でその土地価格というのは、これが公的な検査機関に依頼をした中で我々が平素土地購入をするときの価格に合わせたもので該当するというあたりから購入しておりますので、この購入額というのが公示額の中からは大きくはみ出たものでないという

の確認しております。

○長山美香議員

場所等についても物すごくいい場所であることは分かります。商店街の中であって立地はいいところだと思うんですけども、更地になった後、その使用の目的とか長期的な目線で見ると次の手というのか、そういったものを考えていらっしゃるのか、そこがまた更地になったまま町の中にあるということも今後どうなのかなと思いますので、長期的な目的というか、目標計画というのがもしおありだったら説明願います。

○今井力夫町長

今のご質問は、明らかにあの建物がなくなる、知名町のJAがなくなるということとを前提とされていると思いますけれども、私どもはその企業が存続するためのサポートをするという意味で今回の土地購入については話合いに合意したのであって、そこがなくなるということは我々の中で想定はしておりません。したがって、あの土地を今後あの場所が更地になったときにどうするかというのを考えるよりも、むしろその企業がそこに存続していくような方向で我々としてはサポートしていかなくちゃいけないのではないかなと思っております。

○外山利章議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

続けます。

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

歳出、3ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

第2表、地方債補正、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、7ページから。

○根釜昭一郎議員

14款のサテライトオフィス使用料、直営というか直接管理するということで計上されていると思うんですけども、この金額ではないですけども、サテライトオフィスの利用されている方々、以前も何らかの質問で見える化というか、なかなか見えないと、その活動等ですね。もし町民と一緒にといたしますか、町民を巻き込んだ活動等を計画している、今後ですね。そういうのがあるようでしたらお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○永野道也企画振興課長

本サテライトオフィスにつきましては、基本、企業立地、企業の中の人材育成を目的としております。その中で町民等を踏まえた交流については現在のところ計画はしておりませんが、必要に応じて相談をさせていただきたいと思っております。

○根釜昭一郎議員

立地場所がフローラルパークということで、町民の方々が結構利用される場所にありますので、何らかの形で、何らかのイベント等あった場合には、本町で盛んなグラウンドゴルフの大会に参加されるとか、そういったのでも両方何らかのメリットがあると思いますので、そういったのをこの利用されている会社のほうに一言お声かけいただければと思いますので、要請で終わります。

○外山利章議長

続けます。

8ページ。

9ページまで。

○高風勝一郎議員

9ページの8節商工雑入、奄美群島物産展出展助成金、これはどこからの助成金で、その内容を伺います。

○永野道也企画振興課長

これは尼崎市の交流事業の一環で広域から出る補助金となりますが、広域自治体が国・県等ではございませんので雑入として受入れを行っております。

○外山利章議長

よろしいですか。

続けます。

歳出、10ページから。

○西 文男議員

10ページ、財産管理、用地購入についてお伺いします。

先ほどJAあまみの現在の土地ということですが、これ、表示はそこ1か所のみ
の表示ですか。2か所以上ある場合はこういう形の金額表示だけすると全く我々検
討できませんが、いかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

おっしゃるとおり、これ以外に2件入っております。

〔発言する者あり〕

○成美保昭総務課長

この予算書の様式といいますかシステム上で、これだけのスペースですと細々節
として入れることができないものですから、こういう合計した金額となっております。

○西 文男議員

いや、これ項目を分けたらいいと思うんですけどね。これ、全く土地の取得の用
途が全然違うと思うんですが、説明書を見ますと、新庁舎北側及びあまみ農業協同
組合知名事業本部土地購入等用地購入2,600万円、審議において何を基準とし
てやっていいのかというのが全くこれでは我々判断できないんですね。ですから、
例えば庁舎の上に行ったら、これ土地のみだと思うんですよ、購入、何平米でどう
いう理由かと。以前に私言ったんですけれども、なぜその場所……。

じゃ、1つずついきましょう。

この北側の用地について、この土地については前回購入、2回目したとき、この
敷地ですね。何でこれ当初庁舎建設予定地として購入できなかったんですかとい
う問いをしてあります。そしたらそのときは、この北側においては個人所有地でと
いうことで、建ってきたら今度はプライバシーに関係するのではということでした。
それで最後ですかと言ったらまた出てきたんですね。そこの土地について、説明会
の中で平米数を資料としてお願いしたところ、持ってきていただきました、昨日。
だから、そういう形でないと審議ができないんで、これ、ここの土地はもう以前か
ら購入の計画はあったんですか、庁舎建設予定地購入の時期から。その辺の計画は
どうなっているか示してください。

○成美保昭総務課長

この土地につきましては、名義人が多数おりまして、つい先頃に1人の方がまとめたということで話がありまして今回の経緯に至っております。

○西 文男議員

次回以降という形になることは、これ、じゃ例えばJA知名事業本部の土地は幾らでという、これ足し算してあるものですから分からないですよ。説明か何か、説明書きもありませんよね。説明を求めます。

○成美保昭総務課長

この表的には今の段階ではできませんので、予算説明書の中でそのあたりを詳しく次回から入れるようにいたします。

○西 文男議員

ぜひ、用地購入については町の財産の有効活用ということで、現在持っている土地についても非常に町民からどういう形になっているかというのを常々言われるんですよ。その中で新規の土地購入という形になっています。

一つ言えば、両議員が先ほど農協の質問もありましたが、町長が説明した意図は十分我々は分かります、農業立町ですから。ただ、その上で町民全ての理解が求められる今このご時世だというふうに認識をしています。この説明、この予算で審議ということは難しい。次からは変更していくという形です。

それから、重要案件については、先ほど福井議員からもありました。3月3日に文書で来ているということなんで、そのときにこれだけの重要案件をなぜ持ってこなかったのかと。我々急に説明を受けてもまだまだ分からないところが多々ありまして、聞きたいのもたくさんありまして、なぜかといいますと、随意契約、それから次の、いろいろ今続いております。財務状況はどうなっているかと。副町長、委員長は、財務状況については今後確認して議員のほうにも提示して確認していきますという答弁がありました。JA知名事業本部のその辺の財務状況等々の確認は町長ありましたか、お伺いします。

○今井力夫町長

まず1件目、北側の土地の件ですね。具体的にどれぐらいの広さで何筆あって、いつ頃それが決定して、そして購入できる体制ができたかというようなあたり、詳しい資料は後ほど皆さんにはご提供したいと思います。

それから、農協さんの財務表等につきましては、全協の中で説明を農協のほうにきちんとしていただきたいということで話をしてありましたので、私はその全協の中には参加しておりませんが、当然、皆さんのほうからも経営状況はどうかというのを、そのために全協の中で皆さんに個別に説明をする機会を設けなさ

いということで指示をしてありますので、その中で皆さんはどのようなご質問をしたかったのか、その辺は、今出されたようなものはそのときに皆さんがご質問したのかどうなのか、そこについて私は分かりませんので、出したのか出していないのか今言われても、その全協で皆さんは何を質問して了承したのかしていないのか、そこら辺については、この場で私に質問されてもそれに対しては答えは私は出せませんので、そういうふうにご理解していただきたいと思います。

○西 文男議員

休憩をお願いします。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休 憩 午前 11 時 43 分

再 開 午前 11 時 44 分

○外山利章議長

続けます。

11 ページ。

12 ページ。

○西 文男議員

11 ページに戻っていただきまして14節の、これ鞍替えしてあるんですけども、委託料がマイナス1億2,300万円、それから請負になっているんですが、その理由は何ですか、説明を求めます。

○成美保昭総務課長

防災行政無線の戸別受信機事業費ですが、当初予算編成時におきましては無線機の取替え等で済むような説明を受けておりまして、委託料でということで組んであったんですが、昨日も説明しましたとおり、基地局を新たに造らないといけないということも発生しまして工事請負費のほうに組替えをしております。

○外山利章議長

続けます。

12 ページ。

○高風勝一郎議員

すみません。1ページ戻って11ページの2目の賦課徴収費の12節の委託料のシステム改修委託料、これは共通システムの標準化、共通化に伴う委託ということで、当初予算で426万1,000円組んでおりまして今回660万円と。合計

1,086万1,000円になると思うんですが、当初からの考え方と今回の補正の考え方、内容の説明をお願いします。

○成美保昭総務課長

これは、今回税務のシステムの関係の改修というか更新となっておりますが、今、国が進めておりますシステムの標準化という分野で、電算の関係の関わる部署全てに影響することですが、国の標準化に対する今まで取組が計画的になされてはいたんですが、かなり遅れておりまして、金額的にもかなり高くなってまいりました。

私どものほうは、市町村情報処理センターという町村会の下組織ですが、全て分担金、負担金を出す形で共同でそのシステムを使うようにしておりますが、各県全てが同じようにやっているわけではございませんで、いろんなシステムを使っております。それを一つにするということで、かなり時間を要しておる次第でありまして、いろんなシステム会社が絡むものですから。そしてまた値段も金額的にも上がってきていることで、当初予算編成時からこういう感じで金額が上がってしまったということになっております。

○高風勝一郎議員

もう一度詳しく、当初の400万円プラス今回600万円が増えた、その内容を教えてください。

○井上修吉税務課長

今、総務課長のほうから説明がありましたけれども、その前に、税務課のほうでは滞納整理システムというものを独自で持っております、それを国の持っているガバメントクラウドのほうに移行するとなると、予算のほうは、ガバメントクラウドに移行費が821万5,000円ほどかかります。

システム移行で1,300万円ほどかかりますので、単独で導入しているシステムのほうは今後使えなくなるということで、移行費用のほうはかなり高額であるということで、当初予算のほうではもう移行後現在使っている滞納システムのほうは移行できないということで、今後新たに現在使っているシステムをTRY-Xシステムのほうに移行するということで再度見積りのほうを業者のほうに依頼いたしまして、その数字のほうは今回補正で上げた数字となっております。

○高風勝一郎議員

もちろん代用等を行っていかなきゃいけないというのは理解できるんですが、それは当初予算を組む段階で分かっていない状況だったのか、お伺いします。

○井上修吉税務課長

この件につきましては、再度見積りのほうを取ったのが当初予算では間に合いませんでしたので、今回補正のほうで対応ということになりました。

○外山利章議長

続けます。

12ページ。

13ページ。

○根釜昭一郎議員

13ページ、企画費のほうで地域分析システム使用料ということで計上していませんけれども、新規計上になるんですけれども、このシステムを利用する期間であったり計画、スケジュールのほうの説明を求めます。

○永野道也企画振興課長

本システムは、当初予算策定時に21集落推進室というのを令和7年度から新たに設置するということを決めて、それに伴う分の費用ということで計上しております。

主な内容が、人口分析から来る集落の形態を調べてみたりとか様々な情報を活用するために導入するシステムでございますので、費用については、ずっと集落推進室がある限りは活用していきたいと思っております。

○根釜昭一郎議員

集落がなくならない限りはずっと運用していくというような、そういうふうにも解釈されるんですけれども、一応計画自体は数年計画でされていると思いますので、その期間、この契約自体は3年から5年で随時更新していくような形という認識でよろしいでしょうか。

○永野道也企画振興課長

もう少し詳細に説明させていただきますと、その前に、すみません、私の説明が誤解を招くような回答で申し訳ございませんでした。

これは、基本的に人口等を基にどのような字の人口が変わっていくのとか、もしくは集落の中で取っていくアンケート等を集約するためのシステムでございますので、その中から、どういうふうな集落が今後続けていくためにはどのような活動をしていかなきゃいけないのか、その基礎資料となっていくしますので、3年、5年というよりは、この分析をしながら進めていきますので、その間は使用料として支払いをしていくという考えでございます。

○外山利章議長

よろしいですか。

続けます。

○高風勝一郎議員

同じ今の費目ですが、町長が施政方針の中で集落支援員でしたか、ちょっと言葉を忘れていましたけれども、今年度、各集落に対してそれぞれ職員ないし集落支援員という形で各21集落の皆さん方の協力を進めていきたいというところがありましたが、その集落支援員も含めてこのシステムは活用されていくのか、また、そのあたりのもし関連が分かりましたらお伺いします。

○永野道也企画振興課長

先に、先ほどの説明の補足をしていいですか。

○外山利章議長

はい。

○永野道也企画振興課長

すみません。根釜議員の質問に対して私の回答が一部不的確だったので、導入費用込みで初年度は大体370万円程度で、それ以降は大体100万円、70万円というふうに後年度は落ちていくこととなっております。

高風議員からのご質問についてご回答させていただきます。

このシステムが次の集落支援員とかの者に対して活用されるかどうかという点に関しまして、今回のシステムを使いながら集落ごとの分析を行っていきたいと思っております。その分析の中で集落が目指すべき姿、持続していくための姿が確定したときに、集落支援員等の必要な施策を講じるための基礎資料づくりというふうな考えを持っております。

○高風勝一郎議員

ぜひ、21集落のためにも含めて大いに活用していただきたいと思います。

○外山利章議長

続けます。

14ページ。

15ページまで。

○窪田 仁議員

3目農業振興地域整備促進事業費の内容について伺いたいと思います。

○田邊 栄農業委員会事務局長

お答えします。

農業振興地域整備促進事業費ですが、知名町の農業振興地域の整備計画の計画書を策定するものでございます。

○窪田 仁議員

それは書いているとおりなんですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○田邊 栄農業委員会事務局長

知名町の農用地と農用地以外の区域を全て地番を分けまして、農業振興地域の整備計画までつくる事業になっております。

○窪田 仁議員

農業委員の5年、10年先の農業整備計画に反映させるという理解でよろしいでしょうか。

○田邊 栄農業委員会事務局長

この農業振興地域計画でございますが、10年に1回程度更新することになっておりますので、策定できましたら今後10年間は使用できるものと考えております。

○外山利章議長

よろしいですか。

しばらく休憩します。次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前 11時58分

再 開 午後 1時00分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの西 文男議員の質問に対し、町長から追加の答弁があります。

○今井力夫町長

皆さんへの説明資料が具体性が欠けていたことに対しましては、まずもっておわびを申し上げます。

まず、西 文男議員のほうから庁舎北側の土地購入の用途とか、その辺を具体的に説明をなされていないというご指摘もありましたので、私のほうで少し説明をさせていただきますと思います。

まず、この庁舎を建設するに当たっては、役場機能保全債が活用できる期限というのが非常に狭まっておりましたので、この造成を急がないことにはなかなか工事着手して、そして期限内に庁舎建設が完了しないということも非常に危惧されておりました。先ほど総務課長が説明をしたんですけれども、今回購入しようと思っっている土地に関しましては非常に所有者の数も多かったために、そこを全て承諾を取っていたのでは先ほどの役場建設の期間の中に遅れが生じてくるということのも危惧さ

れておりましたので、取りあえず、まず本庁舎を建てることのできる土地だけを購入して、その後で必要な部分の購入に入るべきだろうというふうに私のほうでは判断しました。そういうことがありまして、北側の土地、それからそれにつながる東側に向けての土地というのは、その後で購入しようという意図がありました。

前回、庁舎のすぐ真後ろの部分は、あそこの空き地についてはあそこに民家が建ってしまうとお互いのプライバシー侵害にも当たるということで購入させていただきということで、議会の了承を得て購入をさせていただきました。

今回の北側につきましては先ほど話をしたように、なかなか一つにまとめることができませんでしたが、やっと所有者が1人になりましたので交渉がしやすくなりましたので、その時点で了承が取れましたので購入することが可能であろうということで、今回購入する手続に入って皆さんのご了承を得たいと思って、購入に踏み切っております。

まず、用途といたしましては、今、この西側のほうに道路がありますけれども、これが途中で途切れてしまっております。西側から東側に向かってのこの部分に道路を通すことによって、この辺の通行の利便性がより高まっていくであろうということから、どうしても北側の道路というのは購入しておきたいというような意図がございましたので今回ご提案させていただきましたけれども、記入の中で別々に説明事項をすべきであったという点は配慮に欠けたことに対しましては、おわび申し上げなきゃいけないなと思っております。

購入は、まずは道路をきちんと確保しておきたい。いろいろな災害等が発生したときにこの役場庁舎というのが防災拠点地になりますので、交通がいろいろな方向から出入りできるようにしておくというのは今後の防災上においても非常に重要なことだろうし、また、町民がこの近辺を通行するにおいても途中で止まるような道路では非常に不便を来すと、そういうことがございますので、庁舎北側に道路を造って利便性の高い場所にしておく必要があるのではないかなと思っておりますので、今回ご提案をさせていただいた次第でございます。どうぞご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

15ページから。

○根釜昭一郎議員

すみません。13ページに戻ってください。

2款16目再エネ設備管理事業費、メントマリ公園の風車の修繕費ということなんですけれども、修繕費と保守と台風時等の収納等のあれで今年度に関しては通常よりもより高額な金額がかかるようなんですけれども、風車自体、宿泊される方からとかも町のシンボルとしていいなと思ってはいるんですけれども、修繕になった場合にはこのように高額な金額を要すると。それをいつまで維持していくのかというのを現段階で検討されているかどうかの答弁を求めます。

○永野道也企画振興課長

メントマリ公園に設置してあるレンズ型風車の今後の運用についてご回答させていただきます。

まず、今回の500万円に上る修繕費用については、通常の修繕ではございません。昨年10月から11月ぐらい、既に産業フェアのときにはレンズ風車を倒してありました。これは、台風が来たとき、風速大体15メートル以上吹いたときには倒したほうがいいというもので倒しております。倒す期間についても、台風が頻繁に襲来する間、何回も立ち上げることによって大体10万円から20万円程度の費用がかかります。かけるわけにいきませんので、一定期間は倒したままであります。

当初設置したときには、島の塩害のひどい地域、また風が強い地域でも十分運用可能ということだったのですが、産業フェア明けに立ち上げたときに、発電がどうもうまくいっていないらしいというのが分かりました。それから保守会社を通じて本年の1月に製造会社に来て内容を確認したところ、倒しているときにそこに潮風が入って、中に異常を来してしまったというのが現状でございます。それを修理する費用が大体560万円程度と。

今後の運用につきましては、今回補正に上げさせていただいているんですが、その分の対応をしっかりとすることによって長期的な運用が可能だというふうに認識しております。また、当時設置した事業者とも再度この内容を詰めることによって、長期的な運用、特に脱炭素、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶのシンボルとして、継続して運用ができるように努めていきたいと思っております。

○根釜昭一郎議員

その長期運用の具体的な年数をお聞かせください。

○永野道也企画振興課長

耐用年数ぎりぎりいっぱい使いたいと思っているんですが、風車の耐用年数というのがすみません、手元に私、ないものでして、太陽光パネルは大体20年程度はもつというふうには伺っておりますので、少なくとも10年以上、可能であれば運

用し、ホテルの宿泊客というよりは再エネで発電してEV自動車の充電に使っておりますので、それをもっと周知に努めていきたいと思っております。

○根釜昭一郎議員

町長のほうも何かおっしゃりたいようなので、脱炭素の取組に当たって非常にいい事例になっているのは重々承知なんですけれども、今回修理をして当面は大丈夫という見通しのようなんですけれども、いかんせん台風常襲地帯になりますので、塩害というのは一般のエアコンの室外機等に関しても、耐塩仕様にしましても想定の間よりも大分短い年数で使えなくなっております。

また今後も多分、同様の事態になった場合、現在で5年前後だとは思いますが、5年前後でこのような金額が発生するのであれば検討したほうがいいのかなどというところもありますので、その辺について、町長も一言答弁したいようですので、町長のほうからも声をお聞かせください。

○今井力夫町長

答弁したいわけではないんですけれども、ご指名いただきましたので。

確かに、再エネというのは、自然エネルギーというのはどういうものがあるのかと、ほとんどの人たちが太陽光の自然エネルギーというのを中心に考えている中で、最初にああいうミラー型の風車レンズと。レンズ風車というのは島の人たちは見たことがないのではないかなと。しかも、あれだけで約9キロワット発電しますので、フローラルパークに設置したのは3キロワットでした。今回のは9キロワットの発電能力を持っておりましたので、フローラルホテルの事務室の電源をほぼ確保できている状況でありましたので、今後ともこの活用については進めていきたいと思っておりますけれども、今回のようなことがございましたので、議員が話をされているように製造メーカー、それからこれを設置したメーカーと再度具体的な話をし、この件についてはもう少し検討しなきゃいけないのかなと。ただ、見積額がここまで来ているということは皆さんにも知っておいていただきたいと。

おっしゃるとおり、じゃ風力発電タワーの有効年限は幾らかというと、全ての大型の風車にしても20年でございます。20年たったら倒さなきゃいけないというのが国の決まりになっておりますので、今回のレンズ風車についても耐用年数としてはそれぐらいあると思っておりますけれども、この塩害の厳しいところで内部のさび等が非常に発生しやすいとなると、今後この運用をいつまでするのかというのはしっかり検討して、年数を決めて取り組んでいく必要があると思っておりますので、今後また開発業者としっかり打ち合せした上で、使用年限というのを明確にしていきたいと考えております。

以上です。

○高風勝一郎議員

先ほど、町長の用地購入費についてですけれども、よろしいでしょうか。

○外山利章議長

起立で発言ください。

○高風勝一郎議員

先ほど町長のほうから用地購入の件、説明をいただきまして、さらに先ほど総務課のほうから購入する場所と面積が表示された図面を頂きましたが、金額の表示を入れていただきたいというのが1点と、2点目は、購入後道路の整備を計画されているということで、その計画、予算、補助事業等を導入して今後いつ頃進められるのか伺います。

○成美保昭総務課長

用地購入費の3件の予算の内訳でございますが、農協の土地に関しまして2,319万3,765円、役場の北側の今、町長から説明のあった土地ですが、これが266万6,000円、さらに上の水道施設の公衆用道路の購入でございますが、55万8,000円となっております。

あと、計画の件ですが、北側の用地の。これにつきましてはまだこれといって、そういうふうな感じでやっていこうというただの方向性が見えているだけで、詳細な計画についてはまだこれからになっております。

○外山利章議長

続けます。

16ページ。

○長山美香議員

すみません。15ページになります。

2の農業費、2目の糖業振興、18節の負担金、補助のほうで、こちらは散水車の購入となっているんですけれども、今年何台購入予定で現在何台所有しているのか、教えてください。

○岡越 豊農林課長

お答えいたします。

散水事業につきましては、糖業振興会において糖業振興の中で一般会計、それから防除機会計、化学対策協議会会計ということで3つの事業を糖業振興会、町長が会長になりますけれども行っておりまして、その中の防除機の中で今サトウキビに対する散水事業を行っております。

こちらは防除機の購入ということではなくて、今現在、散水車につきましては車載型、車に載せるタイプのタンクを新生運送さんに3台、それから福川建設さんに1台運用していただいて、糖業振興会のタンクとなります。車に載せていただいて散水をしていただいている形を取っておりまして、今回この散水車が、本日梅雨明けをしたと見られるということで奄美地方、ありましたけれども、かなり梅雨明けが早いということも干ばつに入るおそれがあるということで、南栄糖業が所有しております糖蜜のタンクを1基利用させていただいて、それを新生運送さんのもう一台のトラックに載せて、その糖蜜タンクを利用するための台座であるとか、それから散水銃、そういったものを購入して1台臨時的に台数を増やそうということで、既存のものが計4台、今回の対応分で1台ということで、5台体制で散水事業を行っていく予定でございます。

○長山美香議員

今年、空梅雨で雨が全然降ってなくて、干ばつという言葉がさっき出たんですけども、これから先、本当にサトウキビの生育等が気になる状況になっているのかなと思います。

この5台でやっていくということですけども、何とかこれでやっていけそうということでしょうか。

○岡越 豊農林課長

本音を申せば、散水車5台では全く足りないと思っております。町内一円に2,000ヘクタールの農地がありまして、そのうち1,100ヘクタール程度がサトウキビの面積になりますので、とても5台では回り切れませんので。

この散水車、基本的には畑かんの整備されていない地区に走る予定でございます。今、畑かんの整備も行われておりますので、それと併せて、どうしても水がまけないという圃場等に何とか少しでも散水して農家の所得確保に努めたいという思いでしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○長山美香議員

今回補正で上がってきているのを見て、実は素早い対応でありがたいなと思いつつながらだったんですが、ちょっと台数を聞きながら足りるのかなという思いがあったので、畑かんのほうも利用しながら、昨年度豊作だったように今期も豊作になるように農家さんと一緒に頑張っていたきたいなと思います。

○外山利章議長

続けます。

○福井源乃介議員

糖業振興についてですが、今期は10万6,827トンということで36年ぶりに10万トンを超えました。非常に農家も、また製糖工場も輸送組合も、そして関係団体各位の努力のたまものだと思っています。

ただ、一つ懸念しているのは、私がずっと訴えてきたのが手抜き栽培をやめようということをやっと言ってきました。両町で4万3,000トンというときのやはり教訓は忘れてはならないと思っていますので、ぜひまたしっかりと対策を取りながら、手抜き栽培をやめるように、暦ができたり肥培管理が徹底されるようになってきていて、ハーベスター収穫してももう畑の掃除的な圃場はほとんどありません。

ただ、懸念しているのは、不耕起栽培という新たなコストダウンのための栽培が徐々に増えてきます。これ、ハーベスターを持っている人たちがやるのは構わないんですよ。自分でやるから別に責任も何もないんですけれども、これが広がった場合にまた手抜き栽培に戻るんじゃないかという懸念があるんですが、課長として、農林課としてはどういう捉え方をしていますか。

○岡越 豊農林課長

今、福井議員の質問の中で、いろいろなご提案があったなと思います。

まずは、10万トンを達成する中で来期以降それを安定確保していくということが非常に重要なんですが、今サトウキビの収穫作業は99.6%ハーベスターによる収穫が行われておりまして、もうハーベスターなしでは沖永良部の糖業はあり得ないというような収穫体系になってきております。その中で機械化に対応した作物づくり、サトウキビを作っていくということは非常に重要かと思っていますので、これにつきましては糖業振興会、また各支部ありますので、そういったことは支部においても、また私どもとしても研修会等、会合等を通して訴えてまいりたいと思います。

あわせて、不耕起栽培ということがありました。今、喜界島においてはサトウキビの農家の面積がかなり拡大をしておりますして、喜界島を中心として不耕起栽培というのがかなり普及してきているようです。その中で、知名町においてもサトウキビのハーベスターの所有者、それから一部の農家さんのほうでも不耕起栽培というものをチャレンジ的に行っているところが見られます。その中で、印象として私のほうでまだどっちがいい悪いということとはございませんが、昭和40年代の10万トン以上サトウキビが安定的にあった時代には、当然株ぞろえを行いましてしっかり株出しをしていく、そういうことで反収を確保していくというのが原因、それが今まで続いてきておりましたので、その基本技術の励行がまずは第一だろうと思います。

ただ、このように干ばつが続く中で時期を逸してしまうと、確かに中耕・培土作業をしてしまうとサトウキビの生育に影響があるというようなことも考えられますので、こちらについてはどれがサトウキビの生育に適しているのか、そういったことについては今後、試験研究機関、それから私たちも栽培者の様子等をしっかりと見る中で判断していくべきだろうと思っております。

その収穫を行うハーベスターの皆さんが不耕起栽培についてどのように捉えるかというところは、やはり委託する農家にとっては当然お互いの関係性になりますので、そこはしっかり話をしていくべきだろうなと思っておりますので、今後、それについては議論を深めていけたらと思っております。

○福井源乃介議員

コストダウンというところでは、全く耕さないわけですから、中耕も培土もしない、収穫後ただ肥料を入れて掘っている。除草はしますけれども、なります。

ただ、本当に心配しているのは、高齢化でどんどん管理作業が遅れるものだから、開発組合を核としたそういう管理栽培、管理作業班をつくったりしてはいるんですよ。ただ、やはりどうしても向こうに行くと前金とかいろいろな制約もあったりして、なかなかところもあるんですけども、今、試し的な話なんですけれども、何かいいような雰囲気広がっているものだから、これは手抜きになったときには、ハーベスター組合も今一律5,000円ですけども、ほかの島は8,000円からランクがあるんですよ。一番ひどい畑は8,000円なんですよ、トン当たり収穫作業費が。永良部だけなんです、同じように一律でやっているところは。だから、またそういう問題はいろいろ出てくるとは……。今後の収穫作業してみたの判断にはなるかと思いますが、やはりある程度の手抜きにつながらないような方向性も、また部会とか対策本部の運営委員会とか理事会とかありますので、その辺でちょっとくぎを刺しておきたいなと思ったんですが、その辺でしっかり対応していただきたいと思っております。

○岡越 豊農林課長

昨日ですか、西 文男議員の一般質問のほうでもございましたが、サトウキビについての今後、苗の供給、それから栽培の方法、いろんな課題が出てきております。当然、ハーベスターの皆さんが今後、燃料がかなり価格上昇、高止まりしている中で今の刈取り料でやっていけるのか、いろんな検討が必要かと思っておりますので、各部会、各協議会と連絡を取って対策本部と一緒に検討していければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○外山利章議長

続けます。

16ページ。

○高風勝一郎議員

16ページの16目の有機物供給センター、3点お伺いします。

1点目は、こちらの役務費に書かれている管理者の講習受講手数料、講習を受けられるのは職員なのか、そちらで従事している方なのかが1点目。

2点目は、先日農林課のほうで担当に聞いたんですが、何か最近液肥の状態がよくないらしくて、以前は3トンで幾らという形だったらしいんですけども現在はもう無償で出しているという状況らしいので、その状況と今後の見通しを伺いたい。

3点目が広報ちなので……

○外山利章議長

高風議員、1つつ区切って質問してください。

○高風勝一郎議員

ごめんなさい、そういう意味ですか。

じゃ、以上2点で。

○岡越 豊農林課長

まず、講習については農林課の職員の受講を予定しております。

それから、次の液肥の散布につきまして、今現在有機物供給センターのほうでは畜尿、それから焼酎かす、それと合併浄化槽やくみ取り汚泥のし尿等の受入れを行いまして液肥を生成しておりますが、今スクリーンユニットという機器を設置して、そのし尿、汚泥を受け入れる際のごみ等の除去をできているんですけども、それが液肥として散布できるまでの状態に今ちよっとなっていない状況にありまして、今現在それを販売するということはできないものですから、中身の長年蓄積されてきた汚泥の関係、そういったものを一旦、中をきれいにしたいということの処理を今行っておりまして、問合せがあつて液を散布したいんだけどという方に対して、今こういう状態だけれどもそれでもまいてもいいよということであれば圃場に散布をさせていただいて、その密度が下がってきた段階で中を洗浄して、もう一度液肥の生成ができるのか、またどういった薬品が必要になるのか、そういったところを含め、今、旧来から入っている汚泥を減らす処理を行っているところです。

○外山利章議長

続けます。

○窪田 仁議員

27目の12、シマ桑の状況ですけれども、今ちよっと分かりにくいんですけれ

ども、その状況について伺います。

○外山利章議長

販売量ですか生産量ですか、具体的に質問してください。

○窪田 仁議員

委託料は減額、マイナスが多いので、説明がちょっと足りないので、今の状況を販売、経営状況まで伺いたいと思います。

○岡越 豊農林課長

まず、補正として減額計上いたしております。

中山間地農業ルネッサンス事業につきましては、シマ桑を民営化するという目的で進んでいる中の中山間地農業ルネッサンス事業、国庫事業を活用いたしまして、シマ桑のブランディング化、改めてシマ桑の強みは何なのか、それから販売力をどういうふうに高めていくのか、ウェブの制作、いろんな取組をこの事業の中で昨年度から行っております。令和7年度につきましては、国の中山間地農業ルネッサンス事業の減額の内示が来ましたので、その減額に伴いまして本事業の減額の補正を計上しております。

シマ桑の令和6年度の販売額については、昨年度の実績といたしまして1,330万円の売上げとなっております。令和6年度については1,330万円の売上げでしたが、今、自社製品を増やす方向性で動いておりまして、原料供給、粉末を供給して他社が製造するという部分の量を減らして、知名町の特産品加工場としての商品の割合を増やすというような取組を行う中で、利潤を高めつつ民営化に向けた業務の遂行を行っているところです。

○窪田 仁議員

民営化に向けて取り組んでいるということなんですけれども、経営状況はどういう状況でしょうか。

○岡越 豊農林課長

経営の状況といたしましては、シマ桑事業自体で独立の採算性というのは取っておりませんので、一般会計の中の歳入歳出ということになるかと思えます。

先ほど申し上げた令和6年度の収入につきましては1,330万円、昨年度一般会計からの特産品加工場の予算自体が1,850万円ということで、歳入歳出で申し上げますと500万円のマイナスとなっておりますが、これにつきましては民営化に向けた委託であるとか、それから商品の見直し、いろんな商品企画の中で企画を変えたりと、そういった委託料等もありましたので、売上げ、経営的にどうなのかというよりかは、民営化に向けた歳出を伴うものだという事で理解していただ

たらと思います。

○窪田 仁議員

民営化に向けた方向性が出ていると思いますが、何年をめどに民営化に向けているのか伺います。

○岡越 豊農林課長

昨年度から中山間地農業ルネッサンス事業を活用いたしまして民営化に向けた取組を併せて行っておりますので、この事業が3年間の目標を立てております。こちらの事業と併せまして、私どもも9年度から完全民営化という方向性で今動いております。

○外山利章議長

続けます。

16ページ。

○根釜昭一郎議員

すみません。16ページの28目、32目、ちょっとほかにもあるんですけども、一般財源から国・県の支出金のほうに財源の組替えが行われているようですけども、その理由についてご説明を求めます。

○西 富士雄総務課長補佐

歳入の補正で上げておりますけれども、物価高騰の臨時交付金がありましたので、2つありまして、1つ目の物価高騰分につきましては、昨年度、国の補正でついたんですけども、昨年度事業は幾らか充てたので3,000万円ほどつきまして、そのうち2,000万円超を6年度で充てております。使わなかった分については本省繰越しと国が翌年度に繰越しをいたしましたので、町のほうも7年度にこれを持ってきているということです。

予備費というのは、国が先般予備費を1,000億円追加しまして、この分で知名町のほうに600万円程度予算がついておりますので、その分で上げております。

○根釜昭一郎議員

物価高騰対策ということなんですけれども、歳出のほうでの項目の16ページ、17ページの組替えはそうであろうと推測されますけれども、それだとちょっとまだ金額が足りないの、ほか、何に使っているのかまで説明を求めます。

○西 富士雄総務課長補佐

その他でいきますと子育て支援金がありますけれども、物価高騰で大変な子育て世帯等に対してこの事業を充てるということにしております。それから、あとは農林課の事業になっております。

○外山利章議長

よろしいですか。

続けます。

○西 文男議員

同じ項目です。

物価高騰について、どういう捉え方をして限定されるような形の事業になったのか。というのは、奄美市のほうでは、物価高騰ですから全市民に対して負担軽減ということで、水道の基本料金を半年間ゼロにするというふうな形やったんですね。その物価高騰の予算についての我が町の施策について決定をされた土づくり、要は全ての町民に当てはまるかということ、そうではないんじゃないかなというふうに認識しております。ですから、物価高騰の交付金について町民全てに行き渡るような施策はできなかったのか、お伺いします。

○西 富士雄総務課長補佐

物価高騰の臨時交付金につきましてはメニューが2つございまして、1つは生活者支援、それから事業者支援とあります。

これまで、コロナの給付金から物価高騰に変わったのがおととしぐらいだったと思いますけれども、それ以来、例えば商品券をやったりしていまして、それは全町民に広く行き渡る事業だったと思います。ただ、やっぱり事業者支援というところで、例えば介護施設とか、それから給食サービスを行っているところとか、ほかは字のLEDとか、様々なところで物価高騰の影響を受けているのがありましたので、そういったのを勘案しながら、ほかの町村では商品券を結構やっていると思いますけれども、知名町としてはこれまで4回かそれぐらいやっておりますので、ほかに行き届いていなかった事業者支援というところで今回、目を向けて実施しておることとあります。

○西 文男議員

項目があるというふうなことは理解できますが、やはり非常に水道料金、生活する上で必要になる重要な水道だと思います。

なかなか生活困窮者、国民健康保険税等も支払いたいけれども支払えないような状況下の方々もいますので、だから全ての方。事業という項目も国の中であるんですけれども、でも実際やっているところもありますので、そこら辺の検討まで至らなかったのかどうか。

○西 富士雄総務課長補佐

失礼しました。私の説明不足でございました。

水道料金については、昨年度の事業で水道事業会計の物価高騰、電気といったところで上がった分についての補助はしております。補助といいますか、負担金という形を出しております。これ、2回ほどたしかやっていると思います。

低所得者につきましては3万円、子育て世帯につきましては2万円だと思いますが、ついているというところでありましたので、今まで充てていなかったところ、要は手が回っていなかった事業もありましたので、そういったところにこの交付金を充当しているということであります。

○西 文男議員

最後です。

1回したからまあという、やっぱり一つは非常に要は弱者の方々に目を向けていただいて、全町民に行き渡るような形のほうが効果が大きいのではないかなと。おっしゃるとおり、1回やったからやっぱり全て取りあえず充てること、全ての補助金、交付金等々でそれをした次にはまた弱者について全町民が受けられるような、物価高騰対策というような事業が来た場合にはぜひそういう形で全町民に行き渡るような形を再度また考えていただければというふうに要請して、終わります。

○外山利章議長

続けます。

17ページ。

18ページ。

19ページ。

20ページ。

21ページ。

○根釜昭一郎議員

すみません。またちょっと戻ってください。

20ページなんですけれども、教育費の中で9款の2目、タブレット端末の保険料と一般備品購入費、同じような金額になっているんですけれども、これは保険料に充てている分をそのまま購入費に回したのかという、同じ金額というのではないと思うんですけれども、まず事務局費ということで、タブレットが児童・生徒用のタブレットなのか教員向けのタブレットなのかについてお答えを求めます。

○池沢由美子教育委員会事務局長

こちらのタブレットにつきましては、学習者用タブレットということで児童・生徒向けのタブレットということになります。

○根釜昭一郎議員

児童・生徒用のタブレットのようなんですけれども、保険料と購入費が同じ金額ということは、実際のタブレットの台数に関しては、これまで仮に50台あったとしたら、それに係る保険料が104万円であったと。故障している分に関してタブレットを買い換えて5台タブレットを追加して保険料が減った分とタブレット購入費でのこの数字になっているのか、トータルのタブレットの数はどう推移したのかについて答弁を求めます。

○池沢由美子教育委員会事務局長

こちらのほうは、児童・生徒が使っておりますタブレットが故障した際に対応するものとして当初保険料を組んでおりましたけれども、昨年度の実績等を見ますと年間約20台にもいかない程度の故障ということで、実際は、保険料というよりは壊れたタブレット、大体1台につき5万円前後なんですけれども、そちらを購入したほうがより安く、費用対効果のある使い方になるということで、今回、保険料と備品購入費を組替えさせていただいて、使い勝手のよいような形にさせていただくという。

〔「台数」と呼ぶ者あり〕

○池沢由美子教育委員会事務局長

台数、児童・生徒は全員持ってしております。ただ、故障台数というものが年間20台にも満たないというようなことで、それに対応する分の今回の予算計上、組替えということになっております。

○根釜昭一郎議員

ということは、使っている年数によって故障、トラブルのあれも変わってくるとは思うんですけれども、現段階ではもう保険は完全にやめて、アクシデントがあった場合には購入で対応していくということではよろしかったでしょうか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

既に導入してしております児童・生徒のタブレットについてですけれども、また第2期の更新時期が来年度から始まるということですので、それに合わせて、古いものについてはそれほど多く更新する必要はないだろうということで、今回このような計上をさせていただいております。

○外山利章議長

続けます。

21ページ。

22ページまで。

○高風勝一郎議員

体育館の件です。3目の社会体育施設管理費。

先ほども6年度の専決で町民体育館のトイレとフロアで1,485万円、3月の補正の金額プラス今年度の当初予算130万円、そして今回、田皆小、田皆中の照明灯、また町民体育館のトイレの修繕ということで、メンテナンスでかなり苦勞しているのは分かるんですが、まず3月の補正でかけた内容、当初予算の内容、今回の補正の内容が分かりましたらお伺いします。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

今回補正で上げさせていただいた社会体育施設管理費の修繕料（維持補修費）の367万9,000円につきましては、田皆中学校のグラウンドの照明と田皆小学校のグラウンド照明のLEDライトの新設と、あと架台を1基増設するというような内訳になっておりまして、具体的には田皆中学校のグラウンド照明に12基新しいLEDをつけます。その費用が261万8,000円、それから田皆小学校の照明につきましても、既に2台LEDの照明がついておりますが、それがちょっと暗いということで、また今回新たに入替えをして5基新しくLEDをつけるために81万1,000円ほど計上しております。

以上です。

○高風勝一郎議員

失礼しました。先ほどの3月補正での金額は1,485万3,000円で組んでおりました。そして当初予算が130万円、今回の367万9,000円で、町民体育館のトイレの費用がちょっと幾らか分かりませんが、何か一度、町民体育館の今後のメンテナンスというか、どういうところを幾らぐらいの予算措置をして今後維持管理をしていくんだというふうなものがあれば頂ければというのと、なければ、ぜひそういう計画を立てて、一度我々議会のほうにも表示をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

確かに、議員のおっしゃるように計画的に修繕箇所を見つけて、それに対して少しずつ修繕をしていくというような計画的なものが必要だとは感じておりますが、今現状といたしましては修繕箇所が見つかりましたら迅速に対応しているというような状況でございます。

また今後、今、フロアの入替えだったりトイレの改修だったりをしておりますので、あとまた町民体育館の照明もLED化を予定しておりますので、やはりこうい

うような多額な修繕費用を投じておりますので、最低10年は施設として継続できるような方向で考えてまいりたいと思っております。

○高風勝一郎議員

最後、もうかれこれ40年近いかな。それ以上の施設になりますので、メンテナンスとか大変だというのは分かります。ですので、今後どういうふうな形で体育館を維持していくのか、こちらのほうも把握したいところで、できた段階で結構ですんで、一度議会のほうに、このような形で体育館の維持をしていきたいというふうなのを示していただければと思います。

以上。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

○根釜昭一郎議員

22ページ、2目の社会体育費の一般備品購入費、ショットクロック及びデジタルタイマー等の整備とありますが、こちらは郡体大島地区大会の開催に伴って連盟等からの要請での購入というような形になっているのでしょうか。

○上原美穂香教育委員会事務局参事

お答えいたします。

こちらについても、議員のおっしゃるように、7月19日、20日に行われます大島地区大会バスケットボール大会における備品となっております。

やはり運営していくには、今回備品購入で上げさせていただいたようなショットクロックなどの備品が必要になるということを運営主体となりますバスケット連盟からの申出もありまして、当然こちらも必要だと思っておりましたので、35万円計上させていただいたところです。

○根釜昭一郎議員

地区大会を開催するに当たって連盟からの要請によりということだったんですけども、連盟等からの要請があった場合に、こういった補正とかですぐ組める金額は幾らまでとか、そういった幾らぐらいのものだったら大会に合わせて準備できるみたいな目安的是あるのでしょうか。

○成美保昭総務課長

そういう目安はございません。ただ、当初予算の審議の中、また補正予算の審議の中で、今何が必要かということをよく考えながら、当然何百万円もするものについては私たちも二の足を踏みますが、やはりこれは社会人、子供たち、全てが使えるものとありますので、そのあたりも考慮して決めております。

○根釜昭一郎議員

以前、私が質問したときに、この二、三十万円のも断られた記憶があったもので、すから、今後は連盟を通して正規のルートで要請をかけて、郡体の際には恥ずかしくない形での準備を連盟のほうにもお伝えしたいと思います。

以上です。

○外山利章議長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「議長、訂正」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

福井議員、訂正、どうぞ。

○福井源乃介議員

午前中の総括で6,800万円という数字を挙げましたが、これは農協の土地評価の簿価と原価の差額が6,800万円で、土地購入に関しては先ほど言われた二千三百何がしなんです。ちょっと誤解されてはあれなんで、経済連がそれだけ見られないのかということまで理解していただければと思います。

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

なお、本補正予算審議に際して議員間討議を行うため、しばらく休憩します。

次の会議は午後2時30分から再開します。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 2時30分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和7年度知名町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

しばらく着席にてお待ちください。

ただいま可決されました議案第46号、令和7年度知名町一般会計補正予算（第1号）について、議会として附帯意見を提出します。

附帯意見案は別紙のとおりです。

附帯意見案を朗読します。

付帯意見

令和7年度知名町一般会計補正予算（第1号）に計上された、JAあまみ知名事業本部の土地購入に係る経費については、当該団体の公共的役割および地域農業・生活インフラとしての重要性を考慮し、予算全体の中でその必要性を認めるものである。

しかしながら、本件は町が特定事業体の財務的課題の解消に関与するものであり、今後の公共支出の在り方や他団体との公平性、町の財政運営に与える影響等を十分に見極める必要がある。

については、本補正予算を可決するにあたり、下記の事項について執行部に対し誠実かつ継続的な対応を求めるものである。

記

1. JAあまみの経営状況の継続的な確認

町は、当該土地購入が一時的な経営延命措置にとどまらないよう、JAの中長期的な経営改善の取組状況について定期的に行うこと。

2. 取得土地の将来的な利用計画の策定

町は、今回取得する土地について、JAへの賃貸期間終了後も見据えた長期的な活用方針を検討すること。

3. 土地賃貸借契約に関する条例整備

土地の貸付契約時に、契約の継続性や町の権利保全を確保するための条項をあらかじめ整備すること。

4. 支援に対する対応指針の明確化

特定団体支援に関する原則や基準を整理し、今後の類似事案への対応に資するガイドラインを作成すること。

以上の事項について、町は速やかに対応方針を整理し、引き続き議会と連携して町政運営にあたることを強く求める。

令和7年6月19日

知名町議会

次に、これに対する附帯意見案について採決します。

本附帯意見案に賛成の方はご起立願います。

〔「起立多数」〕

○外山利章議長

起立多数と認めます。

よって、本附帯意見案は可決されました。

本附帯意見は執行部に送付し、本議会としての意見として伝えることにいたします。執行部におかれましては、誠実かつ継続的な対応を求めるものであります。

以上です。議場の整理を行います。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時37分

△日程第12 議案第47号 令和7年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）について

○外山利章議長

日程第12、議案第47号、令和7年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第47号は、令和7年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的支出を60万円、資本的収入を4億円、資本的支出を2億405万9,000円それぞれ増額計上しております。

主な補正内容は、水道施設再編推進事業に係る積算参考資料作成業務委託費を増額計上し、資金運用のため一般会計からの長期及び短期借入金とその償還金を新規に計上し、また利息を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これからページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から第 3 条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

2 ページ、実施計画。

3 ページ。

4 ページ、実施計画明細書。

5 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 4 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号、令和 7 年度知名町水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 3 議案第 4 8 号 令和 7 年度知名町下水道事業会計補正
予算（第 1 号）について

○外山利章議長

日程第13、議案第48号、令和7年度知名町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第48号は、令和7年度知名町下水道事業会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、資本的収入及び支出をそれぞれ増額計上しております。

主な補正内容は、資本的収入については企業債を増額計上し、資本的支出については管渠建設費にマンホールポンプの修繕費、処理場建設費に知名環境センターで使用する水質計等の備品購入費をそれぞれ新規に計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を始めます。

○福井源乃介議員

経営をよくするために補助金を出して宅内工事等々が始まったんですが、その加入率アップのための政策ですが、その辺の向上が見られているのかどうか。

○久永裕一上下水道課長

まずは今年の4月1日時点の接続率の説明をさせていただきますけれども、知名地区で、これは戸数です。89.4%、田皆地区で88.8%、下平川地区で60.4%、住吉地区で50.1%となっております。

4月からこの6月までの加入戸数は、知名で2件、下平川で2件、計4件が接続をされているというところです。まだこれから伸びていくのかなと期待をしているところです。

○福井源乃介議員

期待をするのはいいんですが、やはり一番我々の工区、住吉の、少しずつは改善されていくと思いますので、始まったばかりですが、やっぱりきちんと広報して、上城のほうは一軒一軒回ったりということになるのか……。事業が違うの。すみません。応援するしかありません。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これからページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から第 3 条まで。

2 ページ、実施計画。

3 ページ、実施計画明細書。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 8 号、令和 7 年度知名町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第 1 4 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度知名町防災行政無線戸別受信機整備工事）

○外山利章議長

日程第 1 4、議案第 4 9 号、工事請負契約の締結について（令和 7 年度知名町防災行政無線戸別受信機整備工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 4 9 号は、工事請負契約の締結についての

案件であります。

本案の令和7年度知名町防災行政無線戸別受信機整備工事は、5月22日にJRCシステムサービス株式会社鹿児島営業所、富士電通株式会社及び株式会社川北電工の3者で入札執行し、JRCシステムサービス株式会社鹿児島営業所が落札しております。5月29日付、契約予定額が1億505万円で工事請負仮契約を締結しております。

工事概要といたしましては、役場に監視制御局1局を設置し、屋子母字から新城字までの9字に基地局5局、再送信局を2局、戸別受信機を1,000台設置するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

1 ページ、仮契約書。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、工事請負契約の締結について（令和7年度知名町防

災行政無線戸別受信機整備工事)は原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

△日程第15 議案第50号 知名町子ども・子育て会議条例の一部
を改正する条例について

○外山利章議長

日程第15、議案第50号、知名町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第50号は、知名町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、現行の子ども・子育て支援法に合わせ、知名町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から附則まで。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、知名町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 2時53分

△日程第16 議案第51号 知名町監査委員に関する条例の一部を
改正する条例について

○外山利章議長

日程第16、議案第51号、知名町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、本案についての説明を求めます。

〔「議長、俺出なくていいの」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

しばらくお待ちください。

福井議員、ちょっと待ってくださいね。除斥の宣言をしなきゃいけない。

地方自治法第117条の規定によって、福井源乃介議員の退場を求めます。

〔11番 福井源乃介議員 退席〕

○外山利章議長

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第51号は、知名町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、監査委員の定数及び構成についての規定を新たに設け、組織体制の透明性と正当性の確保を図るものであります。

また、定例監査の実施に関する条文について、実務上の運用に即した形とするため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、知名町監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

福井議員を呼んでいただけますか。

〔11番 福井源乃介議員 着席〕

△日程第17 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度田皆第二団地改修工事）

○外山利章議長

日程第17、議案第52号、工事請負変更契約の締結について（令和6年度田皆

第二団地改修工事)を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第52号は、令和6年度田皆第二団地改修工事に係る工事請負変更契約の締結についての案件であります。

変更の概要といたしましては、打診調査の結果による当初設計数量から外壁改修工事の数量増加による変更となります。

詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

1 ページ、仮契約書。

2 ページ、工事内容の変更。

3 ページ。

4 ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、工事請負変更契約の締結について(令和6年度田皆第二団地改修工事)は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第53号 財産の取得について

○外山利章議長

日程第18、議案第53号、財産の取得について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第53号は、財産の取得についての案件であります。

本案は、平成24年度に中古で購入した2トンダンプ車が長年の使用により経年劣化したことから、新たに2トンダンプ車を購入するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ、仮契約書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。次の会議は15時15分から再開します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時15分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 陳情第2号 予算等の措置に関する要望書

○外山利章議長

日程第19、陳情第2号、予算等の措置に関する要望書についてを議題とします。

この陳情に対する経済建設常任委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は経済建設常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、予算等の措置に関する要望書については採択することに決定しました。

△日程第20 発委第2号 予算等の措置に関する要望書に係る意見書

○外山利章議長

日程第20、発委第2号、予算等の措置に関する要望書に係る意見書についてを議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、予算等の措置に関する要望書に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

△日程第21 発議第2号 議員派遣の件

○外山利章議長

日程第21、発議第2号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配付してありますとおりの議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりの派遣することに決定しました。

△日程第22 決定第3号 閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第22、決定第3号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において調査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第23 決定第4号 閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第23、決定第4号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長から、目下委員会において調査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩 午後 3時19分

再 開 午後 3時27分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

ご起立ください。

令和7年第2回知名町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 外山 利章

知名町議会議員 西 吉信

知名町議会議員 高風 勝一郎